

令和 6 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 6 (2024) 年 6 月
聖泉大学

1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	34
基準 4. 教員・職員	50
基準 5. 経営・管理と財務	59
基準 6. 内部質保証	69
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	75
基準 A. 地域連携と社会貢献	75
V. 特記事項	81
VI. 法令等の遵守状況一覧	82
VII. エビデンス集一覧	91
エビデンス集（データ編）一覧	91
エビデンス集（資料編）一覧	92

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 聖泉大学の建学の精神と基本理念

本学は、昭和 60(1985)年 4 月、「社会奉仕と地域貢献」を建学の精神に、学校法人聖隷学園（静岡県浜松市）が、滋賀県彦根市に英語科と商経科の 2 学科よりなる聖隷学園聖泉短期大学を設立した。

その後、平成 4(1992)年 4 月、広く社会と地域に貢献できる人材を育成するため、滋賀県内外の有識者を理事に迎え、学校法人聖隷学園から経営を移管した。

一方、時代の変化とともに、顕在化してきた「こころ」に問題を抱える人を理解し、支援する教育研究が必要であるとの認識から、平成 15(2003)年 4 月、人間学部人間心理学科を開設し 4 年制大学に移行した。

それに伴い、聖泉短期大学を聖泉大学短期大学部に名称変更すると共に、平成 20(2008)年 4 月、法人の目的を「本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成する」ことに改めた。

平成 21(2009)年度には、本法人の名称及び目的を、よりふさわしいものに見直すこととなり、法人名を「学校法人聖泉学園」と改め、設立時の建学の精神である「社会奉仕と地域貢献」を「人間理解と地域貢献」に改め、「人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成すること」を基本理念とした。

さらに、平成 23(2011)年 4 月には、地域の人々が健康で豊かな生活を送ることができるよう看護学や保健学分野を教育研究する看護学部看護学科を開設し、平成 24(2012)年 3 月、短期大学部を閉学した。

看護学部開設から 4 年後の平成 27(2015)年 4 月には、看護実践リーダーの育成を主眼とする大学院看護学研究科を開設すると共に、滋賀県内の周産期医療を担う助産師確保の要請に応えるため、別科助産専攻を開設した。

その間、既設の人間学部の定員充足が出来なくなり、令和 6(2024)年 4 月、人間学部の学生募集を停止〔令和 9(2027)年 3 月閉学予定〕し、今日に至っている。

2. 聖泉大学の使命・目的

本学の目的は、学則第 1 条に「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等教育の基礎の上に、さらに教養教育及び専門教育を体系的に授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と定めている。

また、大学院の目的は、大学院学則第 1 条に「教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、学術の理論および応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、社会の進展と文化の向上に寄与する人材を育成する。」と定めている。

■人間学部人間心理学科

心理学を基盤として人間の発育・発達や心身の諸活動を捉え、自己理解と他者共感の力を養うとともに、科学的知識に基づいた実践力を発揮し、豊かで健康的に生き、併せて経済・経営の専門的知識やビジネススキルを獲得し、自らのキャリアを積極的に切り開き、社会に貢献できる人材を育成することを目的としている。

■看護学部看護学科

広く教養を身に付け、人間一人ひとりの生命の尊厳と生き方に関する理解と深い洞察力を持ち、地域の環境や特性を理解して、個々人のニーズに沿った看護の実践を通して積極的に社会に貢献できる人材を育成することを目的としている。

■大学院看護学研究科

病院、医療施設等の看護実践現場において、高い専門知識を備えた「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを育成することを目的としている。

■別科助産専攻

人間一人ひとりの生命の尊厳や生き方に関する理解と人間に対する深い洞察力やコミュニケーション能力の資質を養い、助産学の実践能力を身につけ、地域の環境・特性などを理解して個々人のニーズに沿った助産実践において積極的に地域貢献できる人材を育成することを目的としている。

3. 聖泉大学の個性、特色

既述のとおり本学の教育理念は、「人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成する」ことにあり、看護学部・人間学部共に、人との関わりを大切にする学問領域であることから「人間理解」を主眼とした教育を行っている。

一方、大学院看護学研究科の教育・研究指導内容は、5つの領域に分かれ、より専門的に学び、地域社会などのニーズに応えることが出来る人材の育成を目指している。

また、別科助産専攻は、周産期のみならず、女性のライフサイクル全般にわたる健康への支援について、1年間で集中して学修できる課程となっている。

いずれの学部、研究科等においても、本学で学んでよかったと学生が実感し、地域に根ざし、地域から親しまれ地域に貢献できる大学づくりを目指している。

その中で、特に注力していることは以下のとおりである。

■地元で活躍できる人材養成

本学で学修した成果を就職へと繋げ、地元で活躍できるよう教職員一同努力しており、令和6(2024)年3月の県内就職率は、人間学部48.5%、看護学部は79.7%となっている。

人間学部では、キャリア教育関連科目を配置し、学生の社会的・職業的自立を図り、看護学部では、専門領域ごとの講義・演習に加えて、地域の病院や福祉施設、訪問看護ステーションなどさまざまな看護の現場で、1年次からいち早く臨地実習を行うことで看護実践力の充実を図っている。

■グローバル社会で活躍できる人材育成

本学は、グローバル社会における我が国のこれからの持続的発展を見据え、地方に立地しながらグローバルな視点に立って次世代の人材育成に取り組んでいる。

現在、アメリカ・ミシガン大学や中国湖南省の公立大学との間で、活発な国際交流活動を展開し、毎年定期的に在学生の海外研修や留学生の受け入れを行っている。

一方、学内の教育において、多様な学生同士の交流を促すために、留学生が SA として参加することなどを積極的に推奨している。

また、大学院を目指す留学生と同じ教室で一緒に受講し、国籍に関係なく互いに学びあい・刺激を与え交流しあう環境のもとで、グローバルな人材育成を行っている。

■きめ細かな少人数教育

本学は、規模が小さな単科大学であるので、学生と教職員の距離が近く、アットホームな雰囲気であることから、学生生活をサポートしやすく、有意義に送れる特徴がある。

例えば、演習、実習などは少人数による教育を積極的に導入しており、学修の成果が上がっている。

また、実習での経験が卒業後、重要となる看護学科では、少人数実習によって、一人ひとりの学生の達成度や課題に応じたきめ細かな指導ができる。

■積極的な地域との連携

地域連携交流センターでは、地域社会との連携事業に関する窓口となり、地域課題や学内の人的及び知的資源との調整を図るなど、地域連携事業の取り組みを支援しながら、地域のニーズに配慮した特色ある公開講座を実施し、地元、彦根市などの自治体と地域課題の解決に向けた協議を行い、密接な連携協力を構築している。

また、カウンセリングセンターでは、悩みを持つ地域の人たちに開放し、気軽に心の悩み相談が出来るよう配慮している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 59(1984)年 12 月	学校法人聖隷学園が設置する聖隷学園聖泉短期大学 (英語科・商経科) の設置が認可される。
昭和 60(1985)年 4 月	学校法人聖隷学園が設置する聖隷学園聖泉短期大学 (英語科・商経科) が開学
平成 3(1991)年 12 月	新学校法人聖ペトロ学園の設立が認可される。
平成 4(1992)年 4 月	学校法人聖ペトロ学園に聖隷学園聖泉短期大学の経営を移管する (設置者変更)。学校名を聖泉短期大学に変更
平成 7(1995)年 4 月	聖泉短期大学英語科に教職課程を設置
平成 8(1996)年 12 月	聖泉短期大学に介護福祉学科、情報社会学科の設置が認可される。
平成 9(1997)年 4 月	聖泉短期大学に新たに介護福祉学科、情報社会学科を開設 聖泉短期大学の商経科、情報社会学科に教職課程を設置
平成 13(2001)年 4 月	聖泉短期大学の英語科の学生募集を停止
平成 13(2001)年 8 月	企業マネジメント学科の設置が認可される。
平成 14(2002)年 4 月	聖泉短期大学に企業マネジメント学科を開設 商経科の学生募集を停止
平成 14(2002)年 12 月	聖泉大学人間学部人間心理学科の設置が認可される。
平成 15(2003)年 4 月	聖泉大学を開学し、人間学部人間心理学科を開設 聖泉短期大学を聖泉大学短期大学部に名称変更 聖泉大学短期大学部の情報社会学科の学生募集を停止
平成 15(2003)年 5 月	聖泉大学短期大学部英語科廃止
平成 16(2004)年 5 月	聖泉大学短期大学部商経科、情報社会学科廃止
平成 20(2008)年 4 月	聖泉大学人間学部人間キャリア創造学科を開設 聖泉大学短期大学部情報コミュニティ学科開設 聖泉大学短期大学部企業マネジメント学科の学生募集を停止
平成 21(2009)年 5 月	聖泉大学短期大学部の企業マネジメント学科を廃止
平成 21(2009)年 12 月	学校法人聖ペトロ学園の名称を学校法人聖泉学園に変更が認可される。
平成 22(2010)年 4 月	聖泉大学短期大学部介護福祉学科の学生募集を停止 学校法人聖泉学園に名称変更
平成 23(2011)年 4 月	聖泉大学看護学部学科を開設 聖泉大学短期大学部情報コミュニティ学科の学生募集停止
平成 23(2011)年 6 月	聖泉大学短期大学部介護福祉学科を廃止
平成 24(2012)年 4 月	聖泉大学人間学部人間キャリア創造学科を人間学部人間心理学科 キャリア創造専攻に再編 人間キャリア創造学科の学生募集を停止

聖泉大学

平成 24(2012)年 12 月	聖泉大学短期大学部の情報コミュニティ学科を廃止 聖泉大学短期大学部の廃止
平成 27(2015)年 4 月	聖泉大学大学院看護学研究科看護学専攻開設 聖泉大学別科助産専攻開設
平成 28(2016)年 7 月	聖泉大学人間学部人間キャリア創造学科廃止
令和 6(2024)年 4 月	聖泉大学人間学部人間心理学科の学生募集停止 聖泉大学看護学部看護学科入学定員変更（10 人増）

2. 本学の現況

・大学名 聖泉大学

・所在地 滋賀県彦根市肥田町 720 番地

・学部等構成

人間学部 人間心理学科（令和 6（2024）年 4 月以降の学生募集停止）

看護学部 看護学科

看護学研究科 看護学専攻

別科助産専攻

・在籍学生数（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在） (人)

学部・ 大学院等	学科等名	入学 定員	3 年次 編入定員	収容 定員	在籍学生数				
					1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
人間学部	人間心理学科	—	—	(320)	—	25	42	62	129
看護学部	看護学科	90※	—	360	74	97	69	59	299
看護学研究科	看護学専攻	6	—	12	6	5	—	—	11
別 科	助産専攻	10	—	10	10	—	—	—	10
合 計		106	—	382	90	127	111	121	449

※令和 6(2024)年 4 月入学定員を 80 人から 90 人に変更

聖泉大学

・教員数（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

学部等

（人）

学部等	学科等	専任教員数（現員）					
		教授	准教授	講師	助教	助手	合 計
人間学部	人間心理学科	2	3	4	1	0	10
看護学部	看護学科	10	3	7	3	3	26
別 科	助産専攻	1	0	2	1	0	4
合 計		13	6	13	5	3	40

大学院

（人）

学科等	兼任教員数（現員）					
	教授	准教授	講師	助教	助手	合 計
看護学研究科看護学専攻	11	4	0	0	0	15

※ 大学院担当教員 15 人のうち看護学部の研究指導教員は 13 人である。

・職員数（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

（人）

正職員	嘱 託	パート (アルバイトを含む)	合 計
21	5	3	29

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、建学の精神に基づき、「聖泉大学学則」（以下「大学学則」という。）第 1 条において、「教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに教養教育および専門教育を体系的に授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と明確に定めている。【資料 1-1-①-1】

また、大学院の使命・目的は、「聖泉大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第 1 条で「教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、学術の理論および応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、社会の進展と文化の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。」と明確に定めている。【資料 1-1-①-2】

加えて、各学部・学科、研究科及び別科における教育研究上の目的等は、大学学則、大学院学則、別科助産専攻規程（以下「別科規程」という。）において明記している。【資料 1-1-①-3】

【資料 1-1-①-1】 聖泉大学学則

【資料 1-1-①-2】 聖泉大学大学院学則

【資料 1-1-①-3】 聖泉大学別科助産専攻規程

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-①で記載したとおり、本学の使命・目的及び教育目的は、簡素な表現で文章化し大学学則等に定めている。これに加え大学案内、学生便覧、履修要項、本学ホームページに簡潔な文章で具体的かつ明確に掲載している。【資料 1-1-②-1】～【資料 1-1-②-7】

【資料 1-1-②-1】 聖泉大学大学案内（2025）

【資料 1-1-②-2】 SEISEN UNIVERSITY（2024）

【資料 1-1-②-3】 2023 年度履修要項 人間学部

【資料 1-1-②-4】 2024 年度履修要項 看護学部

【資料 1-1-②-5】 2024 年度履修要項 看護学研究科

【資料 1-1-②-6】 2024 年度履修要項 別科助産専攻

【資料 1-1-②-7】 本学ホームページ（情報公開：教育研究上の目的）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は建学の精神を「人間理解と地域貢献」とし「人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成すること」を教育理念としている。それは、大学、大学院及び別科に共通するものであり、学則や別科規程にも明確に定めている。

本学の個性・特色は、小規模大学であることを活かした、(1) 地元で活躍できる人材養成、(2) グローバル社会で活躍できる人材育成、(3) きめ細かな少人数教育、(4) 積極的な地域との連携であり、大学案内、学生便覧、ホームページなどに掲載し明示している。

【資料 1-1-③-1】 ～ 【資料 1-1-③-6】

【資料 1-1-③-1】 聖泉大学学則

【資料 1-1-③-2】 聖泉大学大学院学則

【資料 1-1-③-3】 聖泉大学別科助産専攻規程

【資料 1-1-③-4】 聖泉大学大学案内（2025）

【資料 1-1-③-5】 SEISEN UNIVERSITY（2024）

【資料 1-1-③-6】 本学ホームページ（情報公開：教育研究上の目的）

1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神を基盤としながら、社会情勢、ニーズの変化に対応するための教育の在り方や方向性について継続的な見直しを行っている。

建学の精神・教育理念を実現していくための中期目標・中期計画としては、令和元(2019)年度から 5 年間にわたる第 1 期学校法人聖泉学園中期目標・中期計画（以下「中期目標・中期計画」という。）を策定した。【資料 1-1-④-1】

この間、人間学部人間心理学科においては、志願者数の減少により入学者の確保が難しい状況が続いたため、令和元(2019)年 9 月外部有識者を含む「聖泉大学経営改革委員会」が設置され、理事長から諮問があった、「聖泉大学の経営・運営基盤を見据えた人間学部のあり方」を検討し、令和 2(2020)年 6 月答申された。

答申に基づく再編作業を行った結果、人間学部の再編は困難と判断し、法人理事会は、令和 4(2022)年 8 月人間学部募集停止を決議し、令和 6（2024）年度から学生募集を停止した。【資料 1-1-④-2】 【資料 1-1-④-3】

また、看護学部及び別科助産専攻においては、「保健師助産師看護師養成所指定規則」の改正に伴い令和 4（2022）年度にカリキュラム改正を行い、三つのポリシーの見直しを行った。【資料 1-1-④-4】

一方、看護師不足という地域課題に応えるため、令和 6（2024）年度から看護学部の入学生定員の見直しを行い、10 人増の 90 人に収容定員を変更した。【資料 1-1-④-5】

このように、大学を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、継続して見直して

いく体制を整えている。

- 【資料 1-1-④-1】 学校法人聖泉学園中期目標・中期計画（第 1 期 2019～2023）
- 【資料 1-1-④-2】 聖泉大学の経営・運営基盤を見据えた人間学部在り方（答申 2020.6.23）
- 【資料 1-1-④-3】 人間学部入学志願者数・入学者数の推移
- 【資料 1-1-④-4】 2024 年度履修要項 看護学部の三つのポリシー
- 【資料 1-1-④-5】 収容定員増加に係る学則変更届

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は、今後も教育目的の意味・内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を継続・維持していく。

また、個性・特色の明示を堅持しながら、時代の変化や社会のニーズに柔軟に対応していくために、中期計画等を着実に実行していくとともに、絶えず点検を行い、使命・目的及び教育目的の見直し等を行っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的の策定・変更については、学部教授会、研究科教授会、別科運営委員会、教育研究評議会の審議を経て、学校法人聖泉学園が開催する理事会の承認を得ることとなっている。この策定・変更作業を通じて、本学の使命・目的及び教育目的が改めて確認されており、役員、教職員の十分な理解と支持が得られている。【資料 1-2-①-1】～【資料 1-2-①-6】

- 【資料 1-2-①-1】 聖泉大学学則 第 1 条、第 5 条
- 【資料 1-2-①-2】 聖泉大学大学院学則 第 1 条、第 6 条
- 【資料 1-2-①-3】 聖泉大学教授会規程
- 【資料 1-2-①-4】 学長が定める大学の教育研究に関する重要事項
- 【資料 1-2-①-5】 聖泉大学大学院教授会規程
- 【資料 1-2-①-6】 学校法人聖泉学園寄附行為施行細則

1-2-② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的は、大学案内、学生便覧、教育後援会会報に明記するとともにホームページに掲載し、周知を図っている。【資料 1-2-②-1】～【資料 1-2-②-4】

また、入学式、学位記授与式などの学長が行う式辞のなかで、入学生及び保護者に大学の使命・目的等を話し周知を図っている。学歌は、本学の理念が盛り込まれており、入学式、学位記授与式などの行事に斉唱し、認識を深めている。【資料 1-2-②-5】

さらに建学の精神をもとに、地域の中で存在感のある大学となるべくキーワードとして掲げている「小さくともキラリと光る聖泉大学」を表記した広報看板を設置するとともに、「未来へ、キラリ」をホームページや大学案内で周知を図っている。【資料 1-2-②-6】

【資料 1-2-②-1】 聖泉大学大学案内(2025)

【資料 1-2-②-2】 SEISEN UNIVERSITY (2024)

【資料 1-2-②-3】 聖泉大学教育後援会会報 2023 年 10 月 VOL18

【資料 1-2-②-4】 本学ホームページ (情報公開：教育研究上の目的)

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

【資料 1-2-②-5】 聖泉大学 学歌

【資料 1-2-②-6】 聖泉大学体育館西側看板写真

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的及び教育目的を実現するため、平成 31(2019)年度～令和 5(2023)年度を期間とした第 1 期中期目標・中期計画を策定し、教育研究組織の再編やカリキュラム改革などを掲げ、その内容は、本学の建学の精神と学則等に明示された使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。

現在は、令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度までの第 2 期中期目標・中期計画を定めて実行している。毎年度各部署において中期目標・中期計画をもとに事業計画を立て、その進捗状況を年 3 回確認し、最終総括で達成状況の評価を行っており、PDCA サイクルが円滑に機能するよう工夫している。【資料 1-2-③-1】～【資料 1-2-③-4】

【資料 1-2-③-1】 学校法人聖泉学園中期目標・中期計画(第 1 期 2019～2023)

【資料 1-2-③-2】 学校法人聖泉学園中期目標・中期計画(第 2 期 2024～2028)

【資料 1-2-③-3】 令和 6(2024)年度事業計画書

【資料 1-2-③-4】 事業計画進捗状況管理表 抜粋

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学を構成する各学部・学科、研究科、別科では、平成 28(2016)年 3 月に文部科学省が示した「三つのポリシーの策定と運用に係るガイドライン」に沿って、本学における三つのポリシーを策定し、学生が知識・能力を身に付けるための教育課程を体系的に整備している。また、教育方法、学修成果の評価等を具体的に示すとともに、大学教育の充実に取り組んでいる。

そして、三つのポリシーが一体的で整合性あるものとなるよう、学部教授会、研究科教授会、別科運営委員会で検討し、教育研究評議会で決定している。【資料 1-2-④-1】

さらに、直近では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正(令和 4(2022)年 4 月 1 日適用)に伴い、看護学部の三つのポリシーについては、令和 4(2022)年度から学生の地域医療・災害等における実践力を強化するためにカリキュラム改正を行い、学則に定める学科の目的に合わせて見直しを行った。【資料 1-2-④-2】

別科助産専攻においてもディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、助産診断・技術学を強化するためにカリキュラム改正を行い、専攻の目的に合わせて見直しを行った。【資料 1-2-④-3】

これにより、社会ニーズに対応した教育課程の編成をしており、新たな三つのポリシーを掲げ教育課程を展開している。

【資料 1-2-④-1】 本学ホームページ（情報公開：三つのポリシー）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

【資料 1-2-④-2】 聖泉大学看護学部看護学科の看護師・保健師教育課程を変更する理由等について

【資料 1-2-④-3】 聖泉大学別科助産専攻の教育課程を変更する理由等について

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学では大学学則、大学院学則の各第 1 条に定めている使命・目的及び教育目的を達成するために、下表のとおり、学部・学科、研究科、別科、附属施設を設置している。

これらの教育研究組織は、本学の使命・目的及び教育目的を実現するためのものであり、使命・目的及び教育目的と整合している。【資料 1-2-⑤-1】

【資料 1-2-⑤-1】 聖泉大学教育研究組織図

表 1-2-⑤-1 教育研究組織

区 分	学 部 等	学 科 等
大学	人間学部	人間心理学科
	看護学部	看護学科
大学院	看護学研究科	看護学専攻
別科		助産専攻
附属施設	図書館	
	情報センター	
	カウンセリングセンター	
	地域連携交流センター	
	国際交流センター	
	スポーツ・健康運動支援センター	

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的を達成するため中期目標・中期計画の活動等を通じて、社会の多様なニーズを踏まえた点検、検証や改善を行っていく。

また、学部や研究科・別科において、三つのポリシーを点検・見直す機会を定期的に設け、PDCA サイクルを確立し、さらに改善・向上していく。

加えて、本学ホームページ、大学案内等を通して、情報発信及び広報活動の充実を図っていく。

〔基準 1 の自己評価〕

使命・目的及び教育目的の設定については、大学学則、大学院学則において、学部、研究科、別科助産専攻ごとに適切に定め、簡潔かつ明確に文章化している。これらの使命・目的及び教育目的を達成すべく、常に大学を取り巻く社会情勢、高等教育の動向の変化などを的確に把握しつつ、時代が求める人材育成を図るための教育の在り方や方向性について検討・改善を行っている。役員・教職員は、使命・目的及び教育目的等の策定・変更作業等に関与しており、十分な支持を得ている。大学ホームページ、大学案内などにより、学内外に広く周知している。

使命・教育及び教育目的の反映については、中期計画及び三つのポリシーに反映させ、教育研究組織としての学部、研究科、別科助産専攻を見直している。

以上のことから、基準 1「使命・目的等」を満たしていると評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

学部・学科、研究科、別科助産専攻は、学則に定められた大学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、アドミSSION・ポリシーを定めている。また、これらのアドミSSION・ポリシーは、大学案内、学生募集要項、本学ホームページに明記して学内外に広く公開しているほか、また、高校訪問や大学入試説明会などの機会を利用して、高校教員へ説明することにより周知を図っている。また、オープンキャンパスでは、参加した高校生に対して学部紹介と合わせて周知している。令和 3(2021)年 4 月からは本学ホームページ内に受験情報に特化した「受験生サイト」を開設し、受験生により分かりやすい情報の発信に努めている。また、本学のアドミSSION・ポリシーを周知する一助とするため、令和 5(2023)年度入学者選抜からは「入試ガイド」「総合型選抜ガイド」を作成している。【資料 2-1-①-1】～【資料 2-1-①-7】

【資料 2-1-①-1】 聖泉大学大学案内（2025）

【資料 2-1-①-2】 2024 年度 聖泉大学看護学部学生募集要項

【資料 2-1-①-3】 2024 年度 聖泉大学大学院看護学研究科 看護学専攻修士課程
学生募集要項

【資料 2-1-①-4】 2024 年度 聖泉大学別科助産専攻 学生募集要項

【資料 2-1-①-5】 聖泉大学受験生サイト（アドミSSION・ポリシー）

<https://www.seisen.ac.jp/admissions/entrance/policy>

【資料 2-1-①-6】 令和 7(2025)年度 聖泉大学入試ガイド

【資料 2-1-①-7】 令和 7(2025)年度 聖泉大学総合型選抜ガイド

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者選抜は、毎年度文部科学省より通知される「大学入学者選抜実施要項」に基づき実施している。入学者選抜試験の可否は、入試委員会が作成する資料によって、教授会で審議の上、学長が決定している。本学では、アドミSSION・ポリシーに沿って、総合型選抜、学校推薦型選抜、社会人選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜等の入学者選抜を実施し、多様な入学生を確保できるような選抜を行っている。【資料 2-1-②-1】～【資料 2-1-②-3】

令和 6(2024)年度入学者の各学部等の選抜方法は以下のとおりである。近年、医療機関における看護師不足が大きな課題となっている状況を踏まえ、滋賀県と連携した新たな入

試制度（地域枠入試：定員 10 名）を実施するとともに、入学定員も 10 名増員して 90 名とした。初年度は地域枠定員 10 名に対して 38 名の志願者があった。建学の理念である地域貢献を図るべく地元滋賀県で働く看護職員の輩出に努めることとしている。【資料 2-1-②-4】

なお、人間学部については、理事会の決定に基づき令和 4(2022)年 8 月に令和 6(2024)年度以降の学生募集の停止を公表した。【資料 2-1-②-5】

表 2-1-②-1 看護学部

試験区分		日程	募集定員
総合型選抜	オープンキャンパス参加型		15 名 内訳) 一般枠 13 名 地域枠 2 名
	ナース&サッカーチャレンジ型		5 名
学校推薦型選抜(公募制) ※ A 日程定員は指定校推薦選抜を含む		A 日程	36 名 内訳) 一般枠 30 名 地域枠 6 名
		B 日程	6 名
社会人選抜			若干名
一般選抜		A 日程	20 名 内訳) 一般枠 18 名 地域枠 2 名
		B 日程	5 名
		C 日程	若干名
大学入学共通テスト利用選抜		前 期	3 名
		後 期	若干名

【資料 2-1-②-1】

表 2-1-②-2 大学院看護学研究科

日程	募集定員
前 期	6 名
後 期	

【資料 2-1-②-2】

表 2-1-②-3 別科助産専攻

試験区分	募集定員
推薦型選抜	10 名
一般選抜	

【資料 2-1-②-3】

入学試験当日は、学長を本部長として組織する実施本部を設置し、入試委員長を中心に適正に試験が行われている。さらに試験監督を担当する教員には「入試実施要項・監督要項・面接注意事項」を配付し、公正な運営に留めている。【資料 2-1-②-6】

また、各教科の試験問題は、全学入試委員会が中心となって問題の適正や内容のチェックを行い、フィードバックを重ねることで、本学の入学試験に適した試験問題を作成している。小論文については、学部、大学院、別科それぞれに作問委員を選定して問題を作成し、精査・確定している。

入学試験終了後、毎年度それぞれの入試委員会において、入学試験がアドミッション・ポリシーに基づいた志願者の選抜方法が適切であったか、出願者数・入学者数・受験者の得点等についての確認を行っている。加えて、全学入試委員会において、入学者選抜の実施結果についてのアドミッション・オフィサーからの総括報告や IR 室が作成した入学試験区分別の GPA 分析結果などを踏まえ、次年度以降の入試制度について検討し、出願資格、選抜方法等を決定している。決定した入学選抜方法は、学生募集要項及び聖泉大学受験生サイトにおいて公表している。【資料 2-1-②-7】～【資料 2-1-②-10】

【資料 2-1-②-1】 2024 年度 聖泉大学看護学部 学生募集要項

【資料 2-1-②-2】 2024 年度 聖泉大学大学院看護学研究科 学生募集要項

【資料 2-1-②-3】 2024 年度 聖泉大学別科助産専攻 学生募集要項

【資料 2-1-②-4】 令和 4(2022)年度第 8 回全学入試委員会議事録

【資料 2-1-②-5】 本学ホームページ（お知らせ）

<https://www.seisen.ac.jp/news/56527>

【資料 2-1-②-6】 2024 年度 入試実施要項 監督要項・面接注意事項

【資料 2-1-②-7】 聖泉大学入学試験実施に関する要項

【資料 2-1-②-8】 聖泉大学受験生サイト（入試情報）

<https://www.seisen.ac.jp/admissions/entrance>

【資料 2-1-②-9】 令和 4(2022)年度第 5 回全学入試委員会議事録

【資料 2-1-②-10】 令和 6(2024)年度第 1 回入試・学生募集委員会議事録

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去 5 年間の学部全体の入学定員の定員充足率は、令和 2(2020)年度 90%、令和 3(2021)年度 75%・令和 4(2022)年度 77%・令和 5(2023)年度 77%、令和 6 (2024) 年度 80%（看護学部のみ）である。

人間学部では、入学定員の充足が重要課題となっており、学生確保のための様々な取り組みや努力が行われてきたが、将来的に定員充足は困難なことが見込まれたため、令和 4(2022)年度 8 月の理事会決定に基づき令和 6(2024)年度以降の学生募集を停止するに至った。【資料 2-1-②-5】

看護学部は、過去 5 年間の入学定員に対する平均充足率が 95%と概ね定員を満たしている。オープンキャンパスの実施回数、内容、周知方法などの見直しをするとともに、看護学部の強みをより積極的に PR するなどの工夫を重ねた。さらに、連携高校との包括協定を再締結するなど高校との連携強化にも努めた結果、令和 5(2023)年度の入学生は入学定員を大きく超える 91 人を確保することができた。【資料 2-1-③-1】～【資料 2-1-③-4】

令和 6 (2024) 年度の入学生は入学定員を充足できなかったため、今後、入試と広報が

学生募集の両輪としてより効果的に機能するよう入試委員会と広報委員会を統合した入試・学生募集委員会を令和 6（2024）年 4 月に設置した。【資料 2-1-③-5】

大学院看護学研究科は、過去 5 年間の入学定員に対する平均充足率が 83.3%と概ね満たしている。卒業生や県内病院への大学院情報の提供、看護実践者の質向上のための看護キャリアアップセンターでの看護研究に対する講座の実施や募集要項の配付を通じて、大学院についての関心を高めてもらえるための取り組みを行っている。令和 5(2023)年度には県内 4 病院と連携協定を締結し、人的交流を通じて大学院生の確保に努めている。

別科助産専攻は、平成 27(2015)年度の開設以来、定員充足率は 100%である。令和 5(2023)年度もオープンキャンパスの開催や、看護師養成所等へ募集要項を配付するなどの広報活動を行い、入学定員 10 人に対して 34 人の志願者を確保した。

【資料 2-1-③-1】 聖泉大学オープンキャンパスページ

<https://www.seisen.ac.jp/admissions/opencampus2024>

【資料 2-1-③-2】 高校訪問履歴(2023 年 4 月～2024 年 3 月)

【資料 2-1-③-3】 看護学部 5 つの強み チラシ

【資料 2-1-③-4】 看護師プラスワン資格を目指すなら聖泉大学看護学部 チラシ

【資料 2-1-③-5】 聖泉大学入試・学生募集委員会規程

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 6(2024)年度以降の人間学部の学生募集停止を決定したことから、学部においては、看護学部の単独での学生募集となっている。今後、高齢社会がより一層進展することとなり、看護師養成学校への期待は引き続き大きい。これに応えるため、看護学部の強みを引き続き積極的に P R することに加えて、新たな特色を見つけ育てることにより、他大学との差別化・本学の認知度を向上させるとともに、令和 6(2023)年度入学者選抜から新たに実施している地域枠入試を通じて、アドミッション・ポリシーに沿った学生の確保に努めることとしている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学における学修支援に関する事項は、全学教務委員会及び全学学生委員会で計画し、学部委員会がその運営を担っている。それぞれの全学委員会には、教務課職員、学生課職員も同席し、計画策定に際し、事務職員の立場から意見を述べる機会が確保されており、教員と職員等の協働による学修支援体制を整えている。

■新入生に対する学修支援体制

学部単位制、履修方法、カリキュラムの構成、卒業要件等について、学部教務委員会の教員、教務課職員から説明を行っている。そして、円滑に大学の学修環境に入れるよう、図書館、教務課（情報センター担当）の職員より、図書館・情報センター及び学内ネットワークの利用について説明を行っている。【資料 2-2-①-1】

■履修に関する学修支援体制

年度はじめの履修ガイダンスは、各学部とも学年別で実施され、各学部教務委員会の教員と教務課職員が共通理解のもと、履修登録の漏れがないよう協働してきめ細かな指導を行っている。【資料 2-2-①-2】

■チューター及び担任制による学修支援体制

人間学部においては、担任制を置き、授業等学修に関することや退学、休学など学生生活全般にわたって相談できる体制となっている。また、「Grow-up Week」として、自習教室に教員を配置し、学修支援を行っている。特に、前後期定期試験前には質問時間や補充学習、自主学修支援を目的として開催している。【資料 2-2-①-3】

看護学部においては、1 年生から 2 年生まではチューター制、3 年生は担任制を利用し、クラス全体の学生の学修面と生活態度面の状況を把握した上で学修支援対象者を洗い出し、学修支援プログラムを作成し個々の支援にあたっている。成績の低迷者には支援プログラムに参加するように進めていき、留年者とならないよう支援している。3 年生に関しては、後期からの臨地実習の履修要件であるすべての必修科目に合格するように支援をした。その結果、令和 5(2023)年度は全員が合格し 9 月からの臨地実習が履修可能となったことは成果の一つである。【資料 2-2-①-4】～【資料 2-2-①-5】

別科助産専攻においては、別科運営委員会を通して 10 名の助産学生に対して、専任教員 4 名がそれぞれの役割において学生と関わり、教員間で学修状況及び課題等の情報を共有し、所管課と協働して学修支援を行っている。

■学生の学内ネットワーク環境に関する学修支援体制

学修支援のオンライン化も進めている。教務システムの更新により、より充実した機能を備えた「アクティブアカデミー（以下「AA」という。）システム」を導入（令和元(2019)年）し、学生は Web 上で、時間割及びシラバスが閲覧でき、履修の状況、単位の修得状況、成績、出席状況、大学からの連絡や案内を確認できる環境を整えている。手元のスマートフォン等で遠隔授業の受講や教材の閲覧等が身近に利活用できるよう、システム環境を整えている。【資料 2-2-①-7】

さらに、「学修管理システム(manaba)」では、個々の学生の入学時から卒業までの一貫した学修記録の蓄積に取り組んでいる。学生は折に触れ自分の学修履歴を振り返り、教員はこの学修履歴を確認しつつ、きめ細かな指導が可能となっている。【資料 2-2-①-8】

加えて、令和 5(2023)年度から保護者ポータルサイトを開設し、学生の履修時間割・出席状況・成績を閲覧することが可能となった。【資料 2-2-①-9】いずれも、教員と教務課（情報センター担当）との協働により学修支援を行っている。

- 【資料 2-2-①-1】 2024 年度オリエンテーションスケジュール
- 【資料 2-2-①-2】 2024 年度履修ガイダンス
- 【資料 2-2-①-3】 Grow-up Week お知らせ及び報告書
- 【資料 2-2-①-4】 聖泉大学看護学部チューター制度実施要項
- 【資料 2-2-①-5】 2024 年度担任一覧
- 【資料 2-2-①-6】 聖泉大学別科助産専攻規程
- 【資料 2-2-①-7】 アクティブアカデミー（AA）利用マニュアル（授業アンケート）
- 【資料 2-2-①-8】 学修管理システム（manaba）利用マニュアル
- 【資料 2-2-①-9】 保護者ポータル操作説明書

2-2-② TA(Teaching Assistant)、SA (Student Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

■TA の活用

「聖泉大学ティーチング・アシスタント規程（平成 29(2023).4.1 制定）」を整備しているが、令和 5(2023)年度は採用に至っていない。【資料 2-2-②-1】

■SA の活用

「聖泉大学スチューデント・アシスタント規程（令和 5(2023).4.1 制定）」を整備し、学生スタッフとして SA を活用している。【資料 2-2-②-2】

人間学部では、留学生が語学科目において、アシスタントとして日本人学生に教え、日本人学生が留学生の日本語サポートを行い、学生が相互に成長し学ぶこととした。

また、看護学部では、令和 5(2023)年度後期の基礎看護学の演習において、学生による SA を実施した。実施の際には、SA の学生にその目的や意義、演習内容についての指導を行った。

■障がいのある学生への配慮

令和 3(2021)年度に「要配慮学生支援に関する検討委員会」を人間学部内で立ち上げ、大学生活内で支援が必要な学生について、ゼミ担当の教員も交えて情報共有をし、それを受けて支援に係る協議を行い、支援計画の作成を行っていた。

令和 4(2022)年度からは「障がい学生支援委員会」として全学的な組織として拡大し、要配慮学生への支援とともに障がいのある学生に関する支援を組織的に行っていくこととした。学部が集約している学生の情報をもとに、入学前段階から在学、卒業以降において、継続的な支援を計画するとともに、教職員間で法的義務化された合理的配慮を具体的に共有するなど幅広く支援に取り組んでいる。【資料 2-2-②-3】

全学教務委員会では、要配慮学生の定期試験についての取り決めを行い、要配慮学生と他の学生との公平性と平等性を確保できるように、試験方法・試験時間を検討し、学部・科目での統一を行うためにルールを決定した。実際の運営案を各学部の教務委員長及び科目責任者が要配慮学生からの聴き取りをもとに作成し、全学教務委員会で決定した。【資料 2-2-②-4】

■ オフィスアワー制度

学生の授業内容に関する質問や相談等について応じるため、また、学生と教員間のコミュニケーションを充実させるため、全教員がオフィスアワーを設定し、教務システムの AA で教員のメールアドレスと合わせて周知しており、学生のさまざまな相談にあたっている。

【資料 2-2-②-5】

■ 中途退学、休学及び留年への対応

学修に関することやその他学生生活上困りごと、また人間関係などで悩んでいる学生に対しては、チューター、担任、学生委員長、教務委員長もしくは、場合により学部長（チューターは看護学部のみ）が面談している。面談では、学生の困っていること等を詳細に聴き取り、解決に向かうような助言を行っている。面談は場合によって保護者に対しても実施し、学生と保護者双方の考えを聞いたうえで進めている。三者での面談を受けて、担任は当該学生や保護者に対して行った聴き取りをもとに、指導の経緯及び所見を学生委員長に提出し、学部の教務委員会や学生委員会で分析し、教授会を通じ学部全体で共有している。進路変更を考えている学生や進級できないことが決定した学生には、9 月と 3 月に保護者を含め三者面談を行い、単位修得方法及び学修サポートについての説明、本人の学修継続方法について検討し、今後の進路を考える機会を作っている。【資料 2-2-②-6】～

【資料 2-2-②-7】

加えて、IR 室において、休学や退学・除籍等について、学生データの収集、分析を行い、各部署へ情報提供を行った。

【資料 2-2-②-1】 聖泉大学ティーチング・アシスタント規程

【資料 2-2-②-2】 聖泉大学スチューデント・アシスタント規程

【資料 2-2-②-3】 障がいのある学生の支援に関するガイドライン

【資料 2-2-②-4】 令和 4(2022)年度第 4 回全学教務委員会議事録

【資料 2-2-②-5】 2024 年度オフィスアワー一覧（人間学部・看護学部）

【資料 2-2-②-6】 2024 年度看護学部チューター一覧

【資料 2-2-②-7】 2024 年度担任一覧

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学修支援体制を整備し、教員と職員と協働により学生相談等に対応しているが、心身の健康に問題を抱えている学生が授業を欠席する傾向が増加しており、この対応が課題となっている。学生からの相談に対して、教職員が適切に対応できるよう、組織体制も含めて整備していく。

障がいのある学生への支援についても、対応にあたる学修支援体制をさらに強化する必要がある、大学として、スタッフ及び外部団体等の協力を得ながら対応の向上を図る。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

■教育課程内におけるキャリア教育支援

人間学部においては、学生の社会的・職業的自立のために、キャリア教育科目（必修科目）として「キャリアデザイン A・B」及び「ジョブメソッド」を配置している。これらは、ディプロマ・ポリシーのうち「自律的で意欲的な態度」「地域や他者に能動的に貢献する姿勢」に対応する科目として位置づけられているキャリア教育科目である。【資料 2-3-①-1】

看護学部においては、社会人として必要な社会人基礎力を習得するための科目「キャリア教育 I～IV」を各学年に配置している。これらは、ディプロマ・ポリシーのうち「他者との関係性を築く力」に対応する科目として位置づけられている基礎分野「科学的思考の基礎」科目である。さらに、臨地実習を 1 年から「看護導入実習」、2 年から「基礎看護学実習 I・II」、3 年後期から 4 年前期「8 領域別看護学実習」「地域統合実習」が配置され、5～6 人を 1 グループとして滋賀県内の病院、福祉施設、訪問看護ステーションなどの協力を得て、臨床指導者と教員による実習指導体制を整えている。【資料 2-3-①-2】

■教育課程外におけるキャリア教育支援

1) 進路・就職に対する支援

大学におけるキャリア支援組織として、大学事務部に学生課（就職担当）を置いている。キャリア形成の支援や就職活動支援、資格取得支援等を人間学部進路支援委員会、看護学部学生委員会と協議しながら学生の支援を行っている。【資料 2-3-①-3】～【資料 2-3-①-4】

人間学部においては、3 年後期から、定期的に個人面談を実施している。特に令和 5(2023)年度は、4 年生と 3 年生への進路面談を重視し取り組んだ。気になる学生がいる場合は、進路支援委員会の教員・担当教員及び就職アドバイザーと連携し、迅速に対応するよう心がけている。また、「就職支援ハンドブック 保護者編 2022～2023」を配布し、保護者へのキャリア支援を行っている。【資料 2-3-①-5】～【資料 2-3-①-7】

看護学部においては、就職先のほとんどが病院（看護師）もしくは行政機関（保健師）となるため、就職支援の大部分は学部の各領域の教員が行っている。学生課は主に就職試験に関する面接、ビジネスマナー、履歴書の書き方等を就職ガイドブック（4 月のオリエンテーション時に配付）により指導している。また、滋賀県内の 4 つの病院と包括連携協定を結び実習施設としての協力体制が強化された。【資料 2-3-①-8】～【資料 2-3-①-10】

平成 29(2017)年度から「PROG テスト」、令和 3(2021)年度からは、看護職に特化した「PROG-N テスト」を導入している。テスト実施業者からは、大学特有の結果や傾向を受け、その結果をもとに、基礎科目、専門科目でのグループ編成や就職時のエントリーシートなどで活用し、キャリアプランへの発展を目指している。また、ディプロマ・サブリメ

ント内に PROG テストの情報を掲載し、GPA と関連して指導に役立てている。

2) 国家試験対策

看護学部において、看護師・保健師の国家資格の取得のための支援として、国家試験対策委員会を設置し、国家試験対策講座、国家試験模擬試験及び個人面談を実施している。1 年次から 3 年次生は、国家試験の問題にふれ、学習方法の獲得を学び、4 年次からは本格的な国家試験対策講座をスタートし、模擬試験や対策講座、個別指導を実施し、対策委員とゼミ教員が連携しながら、全員合格を目指し、学生の習熟度に応じた学習支援を行っている。【資料 2-3-①-11】～【資料 2-3-①-12】

【資料 2-3-①-1】人間学部人間心理学科カリキュラムマップ 2024

【資料 2-3-①-2】看護学部看護学科カリキュラムマップ 2024

【資料 2-3-①-3】聖泉大学人間学部進路支援委員会規程

【資料 2-3-①-4】聖泉大学看護学部学生委員会規程

【資料 2-3-①-5】人間学部就職状況（2019 年度～2023 年度）

【資料 2-3-①-6】就職アドバイザー配置

【資料 2-3-①-7】就活支援ブック 保護者編 2022-2023（人間学部）

【資料 2-3-①-8】看護学部就職状況（2019 年度～2023 年度）

【資料 2-3-①-9】聖泉大学と 4 病院との連携包括協定書

【資料 2-3-①-10】聖泉大学看護学部就職ガイドブック

【資料 2-3-①-11】国家試験対策カリキュラム

【資料 2-3-①-12】国家試験対策の年間予定表

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

キャリア教育支援体制について、今後さらに改善・向上を図るため、在学生に対するキャリア形成支援及び卒業生に対するキャリアアップ支援を強化するため、専任のキャリアアドバイザーを配置し、全学的な観点からコーディネートすることで、低学年からのキャリア意識を醸成していく。さらに、就職率向上を目指し、教職員が一丸となった就職支援体制を構築していく。

また、看護学部における就職率は国家試験の可否によることが大きいことから、看護学部の専任教員が中心となって、国家試験対策講座をさらに充実させ、進路実現に向け支援していく。

一方、卒業生に対しても、看護学部附属看護キャリアアップセンターを中心とした、技術のスキルアップや研究指導、離職防止などの支援もさらに推進していく。

大学院においては、科目等履修生や長期履修生など学生個々のニーズに応じた相談・指導を受けやすい環境を整えていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生生活を支援するための組織

日常の学生サービスや厚生補導のための支援組織として、学生課（事務組織）を置き、運営組織として全学学生委員会、学部学生委員会を設置している。全学学生委員会、学部学生委員会は原則月 1 回定例開催し、必要に応じて臨時開催、書面開催等を行っている。

【資料 2-4-①-1】～【資料 2-4-①-3】

また、学生相談、健康相談等のための支援組織としては、学生課のほかカウンセリングセンター、保健室を組織し、適切に機能している。【資料 2-4-①-4】～【資料 2-4-①-5】

2) 経済支援

■本学独自の奨学金

(1) 人間学部においては、選抜試験（一般選抜【A 日程】、大学入学共通テスト利用選抜【前期】）において優秀な成績を修めた者に、入学年度に 30 万円の奨学金を支給する「人間学部特別奨学金」と、高校時代の競技スポーツの成績が優秀な学生に対して授業料全額免除・半額免除・1/4 免除を行う「スポーツ特待制度」を整備している。

(2) 看護学部においては、選抜試験（一般選抜【A 日程】【B 日程】）における成績上位者に最長 4 年間授業料全額免除を行う「特別奨学金」と、本学看護学部在学中に優秀な成績を修めた学生に、最長 3 年間授業料半額免除を行う「成績優秀者特別奨学金」を整備している。また、新年度ごとに学部長から対象者に対して、「特別奨学金」を受けるにあたり、自覚と責任を持つよう促すための面談を行っている。【資料 2-4-①-6】～【資料 2-4-①-8】

■滋賀県看護地域枠奨学金

滋賀県地域医療を担う看護職養成看護職員養成奨学金は、大学卒業後、滋賀県内において、看護職員（看護師、保健師、助産師）の業務に従事したいという強い意思を持つ者を対象に行う入学者選抜試験（地域枠入試）に合格・入学した者に対して、滋賀県から貸与（年間 60 万円）される奨学金である。卒業後、滋賀県内の医療機関、福祉施設、保健所等で 6 年間看護職員として従事した場合は、返還が免除される制度である。【資料 2-4-①-9】

■高等教育の修学支援制度

令和 2(2020)年度以降、機関要件を満たしている機関に入学する学生を対象とした日本学生支援機構が実施する給付型奨学金や授業料及び入学金の減免措置が行われており、機関要件確認に係る情報をホームページで公表している。本学は令和 5(2023)年度の日本学生支援機構の給付奨学生の対象人数は前期 62 人、後期 59 人であった。【資料 2-4-①-10】

3) 課外活動等の支援

本学には、学生が主体となって行う学園祭や球技大会等さまざまなイベントを企画立案、実施する「学友会」や、体育系クラブが5団体、文化系クラブが4団体、その他同好会が3団体、総数12の団体が活動している。

また、認定クラブ・同好会に対して、大学施設の一部を部室として利用することを認め、遠征の際にはスクールバスの利用による交通手段の確保を行っている。大学が認定するクラブ・同好会には、専任の教員が顧問として参加し、活動に対する指導助言を行っている。

【資料 2-4-①-11】

一方、ボランティア活動は、本学学生にとって、学内の授業では得られない地域社会の人々との貴重な交流の場であり、キャリア形成の視点から積極的に奨励している。さらに大学として参加を支援するため、平成28(2016)年4月に「聖泉大学学生ボランティア活動への支援に関する規程」を定め、参加を促す体制を整えている。地域社会（地元自治会等）から要請のある各種の行事などに対する学生ボランティア依頼については学生課、行政等規模の大きい団体からの依頼は地域連携交流センターを通して適宜学生に紹介している。

【資料 2-4-①-12】

4) 健康管理、心的支援

■カウンセリングセンター

学生の心身の成長の支援と地域の方々に気軽に相談できる施設としてカウンセリングセンターを設置している。2名の専任教員（公認心理師・臨床心理士）と2名の非常勤相談員（臨床心理士）が、人間関係の悩みや自己の性格などの悩みに加えて、発達障害や精神的な疾病、それに付随する症状などからくる学業や日常生活の行き詰まりなどの相談を受けている。具体的な活動としては、友人関係や集団に馴染めないなど、大学生活を送る上で不安を感じたり、自己を見つめる機会の必要性を感じたり、些細なことを含めて相談ごとがあるときに、カウンセリングや箱庭療法などの心理的支援を提供している。また、気軽にセンターへ来て空間利用できるよう居場所の開放も行っている。【資料 2-4-①-13】

■保健室

保健室には、学校医（非常勤）と学生課（保健室担当看護師）を配置し、学生や教職員の健康に関する業務に取り組んでいる。【資料 2-4-①-14】

定期健康診断は、毎年4月のオリエンテーション期間に実施し、令和5(2023)年度の受診率は98%である。【資料 2-4-①-15】

日常での学生や教職員の健康相談や学内での負傷や急な発病時の応急処置のほか、看護学部学生及び別科助産専攻学生実習引率教員に対する臨地実習機関への抗体検査の報告書を作成している。【資料 2-4-①-16】

5) その他の学生支援

■学生表彰

本学では「聖泉大学学生表彰規程」を定めており、学業等において顕著な功績があり他の学生の範となる学生に対して「学長表彰」を顕彰し、課外活動、ボランティア活動、そ

の他社会活動等において学内外から高い評価を受けたものに対して「学長奨励表彰」を顕彰している。令和 5(2023)年度の「学長表彰」の対象学生は、人間学部 3 人、看護学部 3 人であった。【資料 2-4-①-17】

■通学に係る学生支援

本学では学生の通学を支援するため、JR 稲枝駅と聖泉大学間にスクールバスを運行している。通常授業の際は運行時刻表の通りであり、運行表の★印の時刻はスクールバス 3 台で対応している。なお、学校行事がある場合や休業期間などは臨時運行となる。さらに、図書館、自習室の夜間開館終了(21 時)に合わせて、5 時限終了時以降もスクールバスを運行している。【資料 2-4-①-18】

■留学生への支援

本学が行っている留学生の指導管理は、①入学後の諸手続き、②在留期間、在留資格に関する指導、③学外奨学金制度の案内・申請手続き、④進路支援、⑤生活指導・相談、⑥留学生学友会の支援を主に行っている。他に、出入国健康管理を出入国在留管理局の指導のもと留学生に情報を提供し、入国時に困らないように入学前から指導している。【資料 2-4-①-19】

【資料 2-4-①-1】 聖泉大学学生委員会規程

【資料 2-4-①-2】 聖泉大学人間学部進路支援委員会規程

【資料 2-4-①-3】 聖泉大学看護学部学生委員会規程

【資料 2-4-①-4】 聖泉大学カウンセリングセンター規程

【資料 2-4-①-5】 聖泉大学学則 p1002

【資料 2-4-①-6】 聖泉大学奨学金規程

【資料 2-4-①-7】 2024 年度看護学部 学生募集要項 p14・15

【資料 2-4-①-8】 看護学部特別奨学金給付要領

【資料 2-4-①-9】 本学ホームページ（情報公開：高等教育の修学支援制度）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

【資料 2-4-①-10】 令和 5(2023)年度日本学生支援機構給付奨学生

【資料 2-4-①-11】 SEISEN UNIVERSITY 2024 p63-64 課外活動

【資料 2-4-①-12】 聖泉大学学生ボランティア活動への支援に関する規程

【資料 2-4-①-13】 カウンセリングセンター利用状況

【資料 2-4-①-14】 SEISEN UNIVERSITY 2024 p75-76 保健室（保健管理）

【資料 2-4-①-15】 保健室利用状況

【資料 2-4-①-16】 抗体価検査報告書

【資料 2-4-①-17】 聖泉大学学生表彰規程

【資料 2-4-①-18】 聖泉大学スクールバス送迎時刻表

【資料 2-4-①-19】 SEISEN UNIVERSITY 2024 p78 留学生の生活支援

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

経済的支援については、高等教育の修学支援新制度を十分活用する一方、新制度の基準外となった学生の把握と、それらの学生に対するさらなる支援を強化していく。

課外活動支援については、男子ホッケー、女子サッカーを特別クラブとして支援体制を強化・整備している。

健康管理及び心的支援については、学生委員会やカウンセリングセンターを中心に丁寧に相談等に対応しているが、利用学生数が増加傾向にあり、学生の健康管理及び心的支援の維持・増進に関する啓発について取り組んでいく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

■校 地

本学のキャンパスは、JR 琵琶湖線稲枝駅からバスで 5 分程度の緑豊かな閑静な田園地帯にあり、教育研究にふさわしい環境にある。

校地面積は 33,937 m²あり、大学の基準面積 6,400 m²を大きく上回り、ゆとりあるキャンパスとなっている。校地内には校舎以外に、運動場、人工芝グラウンド、テニスコート、体育館、クラブハウス、学生・教職員用駐車場及び駐輪場を設け、本館前の中庭部分は学生が集える空間として適切に整備・活用されている。令和 3(2021)年度に、本館前の中庭部分を利便性向上・安全性確保の観点からロータリーに変更するとともに、大学の正面玄関を移動し利便性の向上を図った。【資料 2-5-①-1】

■校 舎

校舎面積は 10,266 m²あり、大学の基準面積 7,603 m²を満たしており、適切に整備・活用されている。校舎（本館）は、人間学部、看護学部、大学院及び別科の共用となっており、概要は下表のとおりである。

なお、令和 3(2021)年度と令和 4(2022)年度にかけて、体育館と本館棟の屋根及び外壁改修に取り組むなど、快適な学修環境の提供に努めている。また、本学の校舎は、昭和 59(1984)年以降に順次竣工しており、新耐震基準に適合している建物となっている。

表 2-5-①-1 施設の概要

名 称	建物階数	施 設
本館棟	1 階	理事長室、学長室、会議室、事務室、図書館、学生自習室、看護・別科実習室、売店、看護学部学生更衣室
	2 階	コンピュータ室（第1～第4）、大学院生研究室、教員研究室、カウンセリングセンター、看護学部学生更衣室
	3 階	講義室
	4 階	講義室、大講義室（座席数252人）、教員研究室、臨床心理実習室
看護棟	1 階	教員研究室、看護実習室、大学院講義室
	2 階	教員研究室、看護実習室、学部長室
体育館棟	1 階	アリーナ、トレーニング室
	2 階	学生食堂
その他施設	1 階	ラーニングcommons（「学びあえる空間」）

表 2-5-①-2 校地・校舎基準面積

区 分	現有面積	左の内訳	用途	設置基準面積
校 地	33,937㎡	21,049㎡	校舎敷地	6,400㎡
		8,663㎡	運動場用地	
		4,225㎡	その他（駐車場）	
校 舎	10,266㎡	8,422㎡	校舎	7,603㎡
		1,844㎡	体育館・食堂	

【資料 2-5-①-1】校舎・運動場等の配置図

【資料 2-5-①-2】建物の耐震化率

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

■図書館の有効活用

本学の図書館は、延床面積 491 ㎡、閲覧席は 100 席である。国家試験対策など学生の学修環境を充実させるため、開館時間は、平日は 8 時 50 分～21 時、土曜日は 9 時～17 時である。館内には、蔵書検索用パソコン 4 台、学生用ノートパソコン 18 台、プリンター 1 台、視聴覚資料コーナーを設置している。無線 LAN 環境を整備し、学生が自習で利用できる環境を整えている。図書館の資料管理を強化するため「ブックプロテクションシステム」を導入し、蔵書管理を行っている。

令和 6(2024) 年 5 月の時点で、図書館の蔵書は、64,465 冊所蔵し、その内訳は、和書 60,628 冊、外国書 3,837 冊である。その他にも学術雑誌 177 種（うち外国雑誌 22 種）、を所蔵している。書籍や学術雑誌、視聴覚資料を置いている。その他にも電子ブック、「映

像配信サービス（ビジュランクラウド）を整備し、電子ジャーナル・データベース(2,196種)も導入している。また、図書館蔵書検索システム（WebOPAC）、電子ジャーナルなどさまざまなツールを相互にリンクさせるシステム（SFX）を導入している。本学において作成された研究・教育活動の成果を電子的に収集、蓄積、保存し、学内外に公開していくため、学術機関リポジトリを運用している。

滋賀県内 13 大学・短期大学図書館の連携で、各大学教職員・学生がそれぞれの大学図書館を相互利用できる「滋賀県大学図書館連絡会共通閲覧システム」により、本学の図書館利用だけに留まらず、幅広い図書館の利用ができる環境にある。【資料 2-5-②-1】～【資料 2-5-②-2】

■情報センターの有効活用

情報サービス施設については、情報センターが一括して管理・運営を行っている。情報センターは本館 2 階に設置されており、コンピュータ室を 4 室有している。授業用のコンピュータ室（第 2～第 4 コンピュータ室）では「教育支援システム」を導入し、教員用パソコンの画面を中間モニターで確認しながら学生は授業に取り組むことができると同時に、教員は学生用パソコンの画面を確認する機能を使うことで、学生の状況を把握しながら授業を進めることが可能となっている。第 1 コンピュータ室については学生の自主学習専用として開放しており、利用することができる。また、パソコンの Web カメラ機能を活用し、オンライン授業の受講に活用されている。

情報センターではコンピュータ室の運営のほかに、学生と教職員のパソコンの利用に関するフォローアップも適時行っており、日常業務に支障が生じる事態を低減させるようにしている。

学内のパソコンは、学内の主要施設に敷設された学内 LAN を通してサーバー群と接続されており、学内 LAN に接続されたすべてのパソコンからインターネットの利用が可能となっている。ユーザーの設定情報は Windows のドメイン環境において一括管理され、学内 LAN を通じて設定情報が送られ、どのパソコンであっても同じ環境で利用可能となっている。

無線 LAN は、学内 LAN とは独立した形で運用しており、学生や教員がそれぞれの端末でインターネットへアクセスすることができる。また、リアルタイム遠隔授業の配信・受信に活用され、教育にも寄与している。セキュリティの面では、ウイルス対策の徹底やセキュリティホールに対するアップデートの集中管理を行っている。学内専用ページでセキュリティ情報を掲載するなどし、マルウェアによる被害が発生しないように備えている。

【資料 2-5-②-3】～【資料 2-5-②-4】

加えて、令和 5(2023)年度文部科学省の ICT 活用推進事業の光ケーブル等の敷設工事(10 G 化)に採択され、学内情報ネットワークを整備した。【資料 2-5-②-5】

■体育施設

体育施設としては、運動場、人工芝グラウンド（防球ネットを設置、フットサルコート 2 面を擁し、サッカーグラウンド 1 面としても使用可能）、テニスコート(2 面)がある。

また、キャンパス内に体育館（トレーニングルーム併設）があり、バスケットコート 2

面、バトミントンコート 4 面、バレーコート 2 面をとることができる。【資料 2-5-②-6】

■実習施設の有効活用

人間学部における専門的知識・技能の養成や自主的・集団的な学修・研究の充実のため、臨床心理実習室、心理実験室、行動観察室、記録・分析室を設けている。臨床心理実習室は、心理療法の 1 つである遊戯療法や音楽療法を実体験的に学習する実習室であり、箱庭療法のセットなどが揃えられている。心理実験室は個別面談の実習や心理検査実習で利用する実験室で、臨床・発達心理領域等の研究で利用することができる。

看護学部において、看護学を学ぶための実習室及びシミュレーター等の設備を完備している。基礎看護学実習室では、各ベッドはカーテンで仕切ることによって病院の多床室を設定し、患者役のプライバシーを守りながらの医療者としての倫理観を含めた演習・グループ学習が円滑にできるよう整備している。また、注射など手元作業が見えるような技術は、ベッド周囲に設置されている 10 台の大型モニターで確認できる設備を完備している。成人・老年看護学実習室は、周術期看護やフィジカルアセスメントの演習ができるようにシミュレーターを導入している。また、老年期特有の機能を理解できる疑似体験モデルを整備している。母性・小児看護学実習室では、妊婦・新生児・小児のモデル人形や子どもの成長発達に必要な遊びの道具などを完備している。地域・在宅看護学実習室では、家庭を再現した畳の演習室を整え、訪問看護や保健師の家庭訪問の演習ができるようにしている。また、精神看護学演習室では、「こころ」を理解するための演習室を完備し、箱庭療法のセットを揃えている。各実習室には、講義や演習、実習という授業形態や学生の人数に対応できる部屋を分割するパーテーション、移動が可能な机や椅子の配置、遠隔授業や映像授業を効果的に実施するためのパソコン、プロジェクター、映像音響システム、基礎看護学実習室では大型のモニターが設置されデジタル化を図っている。

別科助産専攻では、学内で臨床現場に即した分娩介助演習を繰り返し経験する必要があるため、分娩台、沐浴用具、実習モデル人形等を備え、実習に向けた学生の知識技能の獲得を支援している。【資料 2-5-②-6】

■ラーニングコモンズ及び自習室の有効活用

自習室においては、月曜日から金曜日の 9 時から 21 時の間で利用できるよう開放している。自習室用机を 20 台設置している。また、インターンシップの案内や進路関係の資料、医療機関の案内パンフレットを設置している。その他、給茶機の設置や、アルバイト情報の掲示、学生向けの雑誌を 12 誌配架しており、休憩時間等にも利用できるように有効活用している。また、令和 5(2023)年度、新たに Learning Commons(「学びあえる空間」)を開設し、学びを深めるとともに、互いに情報を交換できる環境づくりに取り組んだ。【資料 2-5-②-7】～【資料 2-5-②-8】

【資料 2-5-②-1】 聖泉大学図書館利用規程

【資料 2-5-②-2】 本学ホームページ (図書館)

<https://www.seisen.ac.jp/fuzoku/library>

【資料 2-5-②-3】 聖泉大学情報システム利用規則

【資料 2-5-②-4】 本学ホームページ（情報センター）

<http://www.seisen.ac.jp/fuzoku/joho>

【資料 2-5-②-5】 学内情報ネットワークの整備

【資料 2-5-②-6】 本学ホームページ(キャンパスマップ：人間学部・看護学部・別科実習施設)

<http://www.seisen.ac.jp/intro/campus-map>

【資料 2-5-②-7】 SEISEN UNIVERSITY 2024 p33 学生生活 自習室

【資料 2-5-②-8】 Learning Commons の設置

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーについては、本館（4 階建）の玄関及び図書館出入口の自動ドア、保健室及び事務室出入口の引き戸、エレベータ、スロープ、本館 1 階廊下の点字ブロック、身障者用トイレ、身障者用駐車場等を設置している。また、前庭をロータリー化することによって車の通行ルートを明確化し、学生や教職員、来客がより安全に校舎に入れるようになっている。【資料 2-5-③-1】

【資料 2-5-③-1】 写真（バリアフリーの箇所）

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

大学設置基準第 24 条に基づき、教育効果を十分上げられるよう、適正なクラスサイズを想定して時間割作成やクラス編成を行っている。

■大学

看護学部の学生は、入学定員 90 人であり、原則として授業は 1 年次 1 開講で行っている。情報関係科目やスポーツなどの実技科目は、40～50 人程度までの少人数クラスで実施している。1 年次～2 年次の基礎看護技術演習に関しては、確実な技術指導や学生の安全を守るために、90 名を 2 クラスに分けて行っている。

また、授業におけるグループワークは、講義形式の授業に加えて、看護過程の展開には多大な時間をかけており、個人ワークの指導も十分に行っている。さらに、3 年次から始まる卒業研究については各領域別のゼミナール形式で、専任教員が配置されている。3 年次後期には集団による卒業研究に必要な知識の修得から、4 年次前期には個別による研究計画を教員の指導のもとに学んでいる。卒業研究の成果は、次年度生を含む 2 年次による発表会を学会形式で実施している。地域統合実習も、領域別のゼミナールで学生個々のテーマに基づいた実習目標の設定から実習計画立案を行い、目標の到達を目指した実習を実施している。【資料 2-5-④-1】

臨地実習については、原則 5～6 人を 1 グループとしているが、施設側の感染対策に則り 3～4 人に 1 グループを編成しなおして病院や施設（訪問看護ステーションや地域包括支援センターはさらに少人数）で実習を行い、1 グループごとに滞在型指導体制として教員を配置している。【資料 2-5-④-2】

また、遠隔授業の実施にあたっては、各教室においては、映像音響設備を更新し、映像

を配信できるシステム（Zoom、メディアサイト等）を導入することで、在宅及び研究室からも遠隔授業の配信ができ、学生は自宅等で受講ができるように環境を整えている。【資料 2-5-④-3】

■大学院

看護学研究科看護学専攻の院生は、1 年次 6 人程度であり、講義室は、看護棟 1 階共同研究室 101、102 の 2 室で対応している。必修科目で 6 人以上になる場合は、学部で使用している教室で講義を行っている。他に本館 2 階の院生専用の研究室を 3 室確保し、自習室を兼ねて整備している。研究室には、机、椅子、書架、パソコン、プリンターを配備し、学内 LAN やインターネットが利用できる環境を整備している。【資料 2-5-④-1】

■別科

別科助産専攻の学生は 1 年課程 10 人であり、別科専用の講義室 301 において、設置されている電子黒板を使用した授業（パワーポイント・動画・Zoom・インターネット活用）を行っている。感染症対策として、各個人の机を 1m 以上間隔の空け、換気を定期的に行うようにしている。実習室については、分娩台やインファントウォーマーを設置し、授業や演習、自己学習（分娩介助練習）に使用している。【資料 2-5-④-1】

【資料 2-5-④-1】 2024 年度前期授業時間割及び受講人数一覧（学部・大学院・別科）

【資料 2-5-④-2】 臨地実習領域別配置表

【資料 2-5-④-3】 メディアサイト利用マニュアル

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

国の補助金を活用して、学内情報ネットワーク(10G化)設備を導入し、令和 6(2024) 年 4 月から教育研究環境の一層の充実を図っていく。また、老朽化が見られる建物・設備については、段階的に改修していく。この他、特に、人工芝グラウンドの整備が課題となっている。いずれも、大きな財政負担が必要で検討課題となっている。

さらに、施設設備に関する要望は、アンケートや意見箱で学生の意見をくみ上げ、バリアフリー化も含めてより快適な学修環境となるよう、今後も検討を重ねていく。

加えて、授業を行う学生数の適切な管理については、引き続き学生数（履修人数）に応じ、教育効果を十分得られる環境を計画的に整えていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望をくみ上げる方法として、以下の取り組みを行い、意見・要望の把握と学修支援について改善に努めている。

■学生による授業アンケート

授業評価アンケートは、毎年前期・後期に実施している。なお、令和 5(2023)年後期から中間アンケートを試験的に実施し、令和 6(2024)年度前期から本格的に導入している。

アンケートの結果は各科目担当教員にフィードバックするとともに、担当教員は結果に対する報告書を教務課に提出し、教育方法や教育内容の改善に取り組んでいる。【資料 2-6-①-1】～【資料 2-6-①-2】

■学修支援学生の洗い出し

学修支援が必要な学生の洗い出しは、各学年の担任やゼミ担当教員が成績を分析して支援内容を計画している。授業の出席状況や小テスト、レポート提出状況、成績評価などから、学修支援対象者なのか生活面での学修参加意欲の低下なのかの 2 側面から分析し、対象者を決定して本人と面談を行っている。

【資料 2-6-①-1】 2022 年度・2023 年度授業評価アンケート個票

【資料 2-6-①-2】 2022 年度前期・後期授業評価結果報告書

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する学生の意見・要望をくみ上げる方法として、以下の取り組みを行い、意見・要望の把握と学生生活について改善に努めている。

■心身に関する健康相談

カウンセリングセンターでは、一人ひとりが安心して、楽しい学生生活を送れるようサポートを行っている。臨床心理士、公認心理師（常勤・非常勤）が、学生それぞれの相談にきめ細かな対応を行っている。【資料 2-6-②-1】

保健室では、充実した学生生活を送るため、心身の健康をサポートしている。入学時に抗体の既往歴を確認するため、母子手帳の提出を求めている。また、全学生に対して、毎年、健康診断を実施し、診断結果を通知している。配慮の必要な学生には、面談を行っている。さらに、健康診断や抗体価検査の事後指導を行うとともに、健康に関すること、病気のこと、ワクチン接種のこと等、随時、相談に応じている。【資料 2-6-②-2】

■経済支援

学納金滞納者に対して、個別の状況を把握したうえで、必要に応じて担任教員と職員が連携して、学生や保護者と面談又は電話相談を行っている。当該学生の学納金の納入状況は、個人のプライバシーに配慮しながら、教授会において報告され、担任教員に情報が共有できる体制となっている。

【資料 2-6-②-1】 SEISEN UNIVERSITY 2024 p74 カウンセリングセンター

【資料 2-6-②-2】 SEISEN UNIVERSITY 2024 p74 保健室

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境（施設・設備）に関する学生の意見・要望をくみ上げる方法として、以下の取り組みを行い、意見・要望の把握と学修環境（施設・設備）について改善に努めている。

■一言意見箱

令和 3(2021)年度、学生生活全般に関する意見・要望については、「一言意見箱」として manaba（学習管理システムの掲示版機能）にて受付し、学生の意見をくみ上げてきた。

さらに、令和 4(2022)年度は、ラウンジに紙媒体による「一言意見箱」を設置し、学生の意見・要望を幅広く聞けるよう整備している。

学生の意見・要望の中には、トイレ改修、机・椅子の更新などがあり、それらを取りまとめた後、各課・委員会などに振り分けて対応を検討し、全学学生委員会での審議を経て、協議を必要とする事項については教育研究評議会に諮った上で、意見・要望を返答する仕組みとしている。なお、直ちに実行できる意見・要望については改善策を実施し、解決することが難しい問題については、その理由と今後の見通しを学生に説明している。【資料 2-6-③-1】

■学生調査

全学年を対象とした「学生調査」を定期的実施している。時間設定内で manaba システムより回答する。1 年生は設問 1～20、2～4 年生は設問 4～20 により学生の教育効果や学修環境等の満足度を把握し、改善に努めている。【資料 2-6-③-2】

【資料 2-6-③-1】 令和 5(2023)年度一言意見箱の集計

【資料 2-6-③-2】 2023 年度学生調査 報告書

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活に関する全般的な意見・要望の把握とその検討結果の活用については、可能な事項については速やかに実行しており、今後も学生の意見を manaba や紙媒体によって広く学生の意見をくみ上げ、要望の把握と速やかな対応、満足度の向上に寄与できるよう継続して改善していく。

[基準 2 の自己評価]

学生の受入れについては、各学部、研究科、別科において定められたアドミッション・ポリシーに沿って各種の入学試験を実施している。人間学部では、発足以来、定員未充足となっており、令和 6(2024)年度以降の学生募集を停止することとなった。看護学部単独の学生募集となることから、オープンキャンパスの実施回数、内容などを見直し、看護学部の強みや高校との連携強化も積極的に取り組むとともに、入試と広報がより効果的に機能するよう入試・学生募集委員会を立ち上げるなど、アドミッション・ポリシーに沿った

学生確保に努めている。

学生支援については、学生の安心感を増すために、担任・チューター制を取り入れ、学生が担当教員に学生生活全般について相談しやすい体制を整えている。また、中途退学、休学及び留年防止の対応策については、両学部の学生委員会・教務委員会及び学生課・教務課が連携して適切に行っている。

キャリア支援については、看護学部学生委員会・人間学部進路支援委員会と学生課が教育課程内外を通して、社会的・職業的自立に資するため、キャリア教育の支援体制や就職・進学に対する相談等の体制を整備し、きめ細かな支援を行っている。

学生サービスについては、学生委員会と学生課が、教職協働の体制で取り組んでいる。大学生生活に慣れるためのオリエンテーションや初年次教育の充実、教育効果を考慮した講義室やその他施設の学修環境の整備、奨学金や課外活動等の支援など、学生生活全般において学生に対する支援を行っている。また、留学生に対する支援をする組織や、保健室・カウンセリングセンターでの心身に関わる相談にも対応できる体制を整えている。

学修環境の整備については、施設・設備を適切に整備するとともに、保守管理においても同様に適切に行い、教育研究の達成のために有効に活用している。

学生の意見のくみ上げについては、manaba の活用や一言意見箱の設置、授業評価アンケートや学生調査などを通じて行っている。収集した意見や要望は、関係委員会や部署等で検討され、学生サービスの改善に反映している。

以上のことから、基準 2「学生」を満たしていると評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

■大 学

学部・学科の教育目的は大学学則で明文化しており、これらの教育目的を実現するために、各学科の学位プログラムに即したディプロマ・ポリシーを策定している。

ディプロマ・ポリシーは、本学ホームページや履修要項に掲載し、学内外に広く公開し、周知している。【資料 3-1-①-1】～【資料 3-1-①-3】

■大学院

研究科の教育目的は大学院学則で明文化しており、この教育目的を実現するために、専攻の学位プログラムに沿ったディプロマ・ポリシーを策定している。

ディプロマ・ポリシーは、大学と同様に本学ホームページや履修要項に掲載し、学内外に広く公開し、周知している。【資料 3-1-①-1】 【資料 3-1-①-4】

なお、別科助産専攻の教育目的は助産専攻規程で明文化しており、この教育目的を実現するため、大学に準拠し、修了認定方針を策定している。

修了認定方針は、大学と同様に学内外に広く公開し、周知している。【資料 3-1-①-5】

【資料 3-1-①-1】 本学ホームページ（情報公開：三つのポリシー）

<https://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

【資料 3-1-①-2】 2023 年度履修要項 人間学部

【資料 3-1-①-3】 2024 年度履修要項 看護学部

【資料 3-1-①-4】 2024 年度履修要項 看護学研究科

【資料 3-1-①-5】 2024 年度履修要項 別科助産専攻

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は学部・研究科ごとに明確に定めている。

■大 学

(1) 人間学部

単位認定基準については、すべての授業科目につき、人間学部の 6 つのディプロマ・ポリシーのいずれに該当するかが定まっており、シラバスに記載されることで学生に明示している。そして、該当する単数あるいは複数のディプロマ・ポリシーと、各授業科目の「ねらい」および「到達目標」は対応しており、これらもまたシラバスに記載されることで学生に明示している。

進級基準については、人間学部の進級判定は 2 年次から 3 年次に上がるときに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた DP④「専門的知識・技能」が含まれている「心理学概論 A」「心理学概論 B」「心理学基礎演習 I」の単位修得の有無が進級の基準となっている。

卒業認定基準については、人間学部が指定する必修科目を欠けることなく単位修得した上で、必修科目に加え選択科目の学修が総修得単位数 124 単位を超えるよう達成されていること、そしてある科目群の中から一定以上の単位を修得するなど学部が設定している諸要件を満たしていることが、卒業認定基準となっている。【資料 3-1-②-1】～【資料 3-1-②-4】

(2) 看護学部

単位認定基準については、シラバスに記載している各教科の評価方法に従い判定している。基準は、履修要項の成績評価および単位の認定に明示している。

進級基準については、単位の修得状況によって進級できない場合があり 1 年次と 2 年次に必修科目が 3 科目以上修得できない場合は、進級できないとそれぞれ看護学部規程及び看護学部履修規程に定め明示している。また、3 年次前期までの必修科目をすべて単位認定されていない場合は、看護学実習の履修はできないとしている。これらの場合、学期末に学生・保護者・学部長とで面談を行い、今後の学修支援について検討している。

卒業認定基準については、令和 4(2022)年度以前の入学生は 130 単位以上、令和 4(2022)年度入学生以降は新カリキュラムにおいて、124 単位以上（保健師課程は 130 単位）と定めており、履修要項に明示している。

卒業判定は、教授会で承認し、学長が決定する手続きは厳正に行われている。【資料 3-1-②-5】～【資料 3-1-②-8】

■大学院

看護学研究科において、単位認定基準については、大学院履修要項の履修体系図で必要単位数を示し、講義および演習ごとの単位が定められている。1 年を 2 学期に分けて学年暦、履修科目を決定している。単位認定については、前期・後期の成績確定後の研究科教授会で単位認定基準に基づき承認を得て認定している。

修了認定基準については、大学院履修要項において、本学研究科看護学専攻に 2 年（長期履修の場合は 3 年）以上在籍し、所定の授業科目を 31 単位以上（基盤科目 15 単位以上、専門科目 8 単位以上、特別研究 8 単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受けて、「修士論文」を提出しなければならない。提出された修士論文は、修士論文審査および最終試験に合格することとしている。審査結果は、研究科教授会に報告され、修了判定を行い、

学長が決定している。【資料 3-1-②-9】

なお、別科助産専攻については、単位認定基準については、別科助産専攻履修要項において成績評価の基準を示しており、所定の成果を修めることができれば単位認定される。

修了認定基準については、1 年以上在籍し 35 単位以上修得した場合、修了判定会議にて認められる。【資料 3-1-②-10】～【資料 3-1-②-11】

■単位認定基準等の周知方法

大学・大学院等の履修要項において学生、教職員に周知されている。また学生に対しては、教務委員の教員又は担任が入学時、進級時のオリエンテーションの時間を用いて、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等について説明を行っている。各科目の成績評価については、シラバスで明記した上、第 1 回の授業内で周知している。【資料 3-1-②-12】

【資料 3-1-②-1】2024 年度人間学部シラバス

【資料 3-1-②-2】聖泉大学人間学部規程

【資料 3-1-②-3】聖泉大学人間学部履修規程

【資料 3-1-②-4】2023 年度履修要項 人間学部

【資料 3-1-②-5】2024 年度看護学部シラバス

【資料 3-1-②-6】聖泉大学看護学部規程

【資料 3-1-②-7】聖泉大学看護学部履修規程

【資料 3-1-②-8】2024 年度履修要項 看護学部

【資料 3-1-②-9】2024 年度履修要項 看護学研究科

【資料 3-1-②-10】聖泉大学別科助産専攻規程

【資料 3-1-②-11】2024 年度履修要項 別科助産専攻

【資料 3-1-②-12】入学時オリエンテーション日程表

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

■大 学

1) 単位認定（成績評価）

単位認定は、大学学則第 36 条に定められており、試験等を行い、合格した者に単位が与えられる。【資料 3-1-③-1】

成績評価は、原則として学期ごとに実施される定期試験によって行われる。基本的に再試験は行わないが、担当教員の許可が得られれば再試験を実施することがある。

また、成績評価基準等は、大学学則第 35 条に定められており、シラバス（授業計画）に各科目についての成績評価基準・方法を明示している。また、各学部履修規程に定められているとおり、「S」（100～90 点）、「A」（89～80 点）、「B」（79～70 点）、「C」（69～60 点）、「D」（59 点以下）、{F}（評価しない）で行う。評価は 100 点を満点とする評点によって行われ、60 点以上を合格、それに満たないものを不合格としている。

【資料 3-1-③-1】【資料 3-1-③-7】【資料 3-1-③-8】

単位数の上限（キャップ）制については、大学学則第 34 条に定められており、各学部の履修要項において、1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めている。

GPA制度を導入し、学期ごとの学修及び学修指導に役立てているほか、学長表彰や卒業判定に活用している。【資料3-1-③-1】【資料3-1-③-7】【資料3-1-③-8】

試験において不正行為が認められた場合は、原則として当該試験の全ての科目を無効とし、大学学則に基づき処分することがある。【資料 3-1-③-11】

2) 進級要件

(1) 人間学部人間心理学科

進級については、2年次から3年次にあたって、①総修得単位数が48単位以上であること、②3年次以降高度な専門教育を受けるために必要な「心理学概論A・B」、「心理学基礎演習 I」の3科目の単位をすべて修得していること。この要件を満たしていない場合は当該2年次に留まることになる。【資料3-1-③-7】

(2) 看護学部看護学科

1 年次と 2 年次に必修科目が 3 科目以上修得できない場合は、次年次には進級できない。この場合、年度末に学生・保護者・学部長と面談を行い、今後の学修支援について検討する。【資料 3-1-③-8】

3) 卒業要件

(1) 人間学部人間心理学科

卒業要件(単位数) は、教養科目14単位(必修12単位) 以上、キャリア教育科目 10単位(必修)、専門科目92単位(必修13単位) 以上、特殊演習・ゼミ8単位(必修)、計124単位(必修43単位) 以上を修得することとしている。【資料3-1-③-5】

(2) 看護学部看護学科

卒業要件(単位数) は、基礎分野20単位(必修9単位) 以上、専門基礎分野 23単位(必修)、専門分野77単位(必修70単位)以上、卒業研究4単位(必修)計124単位(必修106単位)以上を修得することとしている。【資料3-1-③-6】

4) 卒業認定

卒業認定は、大学学則第 42 条に定めており、休学期間を除き、本学に 4 年以上在学し、所定の要件に沿って必要な単位を修得し、教務委員会、各教授会の審議を経て、学長が認定している。【資料 3-1-③-1】【資料 3-1-③-4】

■大学院

1) 単位認定

単位認定は、大学院学則第 35 条に定めており、試験又は論文審査に合格した者に単位が与えられる。

成績評価基準等は、大学院学則第 36 条に定められており、シラバス（授業計画）により、授業及び研究指導の方法・内容を明示している。また、成績評価基準は、履修要項に定められているとおり、「秀」90 点以上、「優」（80 点以上 90 点未満）、「良」（70 点以上 80 点未満）、「可」（60 点以上 70 点未満）、「不可」（60 点未満）で行っている。

【資料 3-1-③-2】 【資料 3-1-③-9】

2) 進級要件

進級要件は定めていない。

3) 修了要件

修了要件は、所定の授業科目を 31 単位（基盤科目 15 単位以上、専門科目 8 単位以上、特別研究 8 単位）以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け、「修士論文」を提出し、修士論文審査及び最終試験に合格することとする。【資料 3-1-③-9】

4) 修了認定

修了認定は、大学院学則第 41 条に定められており、研究科に 2 年以上在学し、第 35 条に定める単位を修得し、かつ研究指導を受け、修士論文を提出し、最終試験に合格した者について、研究科教授会の審議を経て、学長が認定している。【資料 3-1-③-2】【資料 3-1-③-4】

■別科

1) 単位認定

単位認定（単位数）は、別科助産専攻規程第10条に定めており、試験に合格した者に単位が与えられる。【資料 3-1-③-3】

成績評価は、原則として授業科目終了ごとに実施される試験によって行われる。また、成績評価基準は、履修要項に定められているとおり、「S」（100～90点）、「A」（89～80点）、「B」（79～70点）、「C」（69～60点）、「D」（59点以下）、{F}（評価しない）で行う。、評価は100点を満点とする評点によって行われ、60点以上を合格、それに満たないものを不合格とする。【資料3-1-③-10】

2) 修了要件

修了認定は、別科助産専攻規程第 8 条に定めており、休学期間を除き、本学に 1 年以上在学し、かつ所定の授業科目を 35 単位以上修得した者は、別科運営委員会の審議を経て、学長が認定している。【資料 3-1-③-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-③-1】 聖泉大学学則

【資料3-1-③-2】 聖泉大学大学院学則

【資料3-1-③-3】 聖泉大学別科助産専攻規程

【資料3-1-③-4】 聖泉大学学位規程

- 【資料3-1-③-5】 聖泉大学人間学部規程
- 【資料3-1-③-6】 聖泉大学看護学部規程
- 【資料3-1-③-7】 聖泉大学人間学部履修規程
- 【資料3-1-③-8】 聖泉大学看護学部履修規程
- 【資料3-1-③-9】 聖泉大学大学院看護学研究科履修規程
- 【資料3-1-③-10】 聖泉大学別科助産専攻履修規程
- 【資料3-1-③-11】 聖泉大学学生の懲戒に関する規程

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も継続的に教育目的に基づいたディプロマ・ポリシーを策定し周知するとともに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業認定及び修了認定基準を厳正に適用していく。

また、入学時や進級時において、教務委員会の教員または担任がオリエンテーションの時間を用いて、三つのポリシーについて説明を行っているが、周知の方法について検証し、より学生の理解を深める仕組みをつくっていく。

さらにディプロマ・ポリシーと科目との整合性を確認するために評価基準についての検討を行い、教務委員会と教務課において、ディプロマ・ポリシーの到達度を検証するためにルーブリック評価を確立していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

■大 学

学部・学科の教育目的は大学学則で明文化しており、これらの教育目的を実現するために、各学科のカリキュラム・ポリシーを策定している。

学部・学科のカリキュラム・ポリシーは学位プログラムごとに定めており、それぞれ教育課程の編成方針を明記している。

カリキュラム・ポリシーは、本学ホームページや履修要項に掲載し、学内外に広く公開し周知している。【資料 3-2-①-1】～【資料 3-2-①-2】

■大学院

研究科の教育目的は大学院学則で明文化しており、この教育目的を実現するために、研究科のカリキュラム・ポリシーを策定している。

大学院は1研究科1専攻であり、カリキュラム・ポリシーは、看護基礎分野と看護実践分野に対応するものとして構成されている。

カリキュラム・ポリシーは、大学と同様、本学ホームページや履修要項に掲載し、学内外に広く公開し周知している。【資料 3-2-①-3】

なお、別科助産専攻では修了認定方針に掲げる目標に到達するために、倫理的感応力、エビデンスに基づいた専門的知識や技術の習得と地域母子保健活動、助産学研究の理解に重点を置いた科目を配置している。【資料 3-2-①-4】

【資料 3-2-①-1】 2023 年度履修要項 人間学部

【資料 3-2-①-2】 2024 年度履修要項 看護学部

【資料 3-2-①-3】 2024 年度履修要項 看護学研究科

【資料 3-2-①-4】 2024 年度履修要項 別科助産専攻

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

■大 学

本学ではカリキュラム・ポリシーを体系的に表現するために、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連を表したカリキュラムマップを作成している。カリキュラムマップで示した関連性をシラバスでも当該科目とディプロマ・ポリシーの関連を示し、それぞれの科目の到達目標等がディプロマ・ポリシーのどの項目に該当するかを明記している。これにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を保ちつつ、それぞれの教育課程編成上の特色を明確にしている。【資料 3-2-②-1】～【資料 3-2-②-3】

■大学院

研究科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、実践力、マネジメント力、教育力、研究能力を養う多様なカリキュラムを配置しており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。【資料 3-2-②-4】

【資料 3-2-②-1】 人間学部人間心理学科カリキュラムマップ 2024

【資料 3-2-②-2】 看護学部看護学科カリキュラムマップ 2024

【資料 3-2-②-3】 2024 年度全学シラバス

【資料 3-2-②-4】 2024 年度大学院履修要項

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

■大 学

本学では、ディプロマ・ポリシーに掲げる学生が身に付けるべき資質・能力を養うため、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を編成している。また、学修の段階や順序

等を分類することで体系的に学修できるよう、授業科目をナンバリングし、どの科目がどのディプロマ・ポリシーに対応しているかをカリキュラムマップにまとめている。

1) 人間学部人間心理学科

人間学部人間心理学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、教養科目（語学科目、情報処理科目、人文科学領域科目、社会科学領域科目、自然科学領域科目、体育・健康領域科目、留学生科目）、キャリア教育科目、専門科目（心理学科目/心理関連科目/特殊演習・ゼミ）を配置し、体系的な教育課程を編成している。【資料 3-2-③-1】

2) 看護学部看護学科

看護学部看護学科においても、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、基礎分野（人間の理解、社会・地域の理解、科学的思考の基礎、外国語、スポーツ）、専門基礎分野（人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度）、専門分野（「基礎看護学」、「成人看護学」、「老年看護学」、「精神看護学」、「母性看護学」、「小児看護学」、「地域・在宅看護学」、「看護の統合と実践」）を配置し、体系的な学びができるよう教育課程を編成している。【資料 3-2-③-2】

■大学院

看護学研究科看護学専攻では、自己の研究課題を探究するために必要な基盤科目（共通科目）、看護基礎分野（看護教育学領域、看護管理学領域）、看護実践分野（発達支援看護学領域、生活支援看護学領域、地域・精神保健看護学領域）、特別研究を配置し、体系的な教育課程を編成している。【資料 3-2-③-3】

なお、別科助産専攻では、高度な知識・技術を備えた「助産力」を身に付けさせるため、助産学基礎領域（基礎助産学）、助産実践領域（助産診断・技術学、地域母子保健学、助産管理、助産学研究）、助産学実習領域（臨地実習）、助産関連(国際母子保健)を配置し、体系的な教育課程を編成している。【資料 3-2-③-4】

【資料 3-2-③-1】 2023 年度履修要項 人間学部

【資料 3-2-③-2】 2024 年度履修要項 看護学部

【資料 3-2-③-3】 2024 年度履修要項 看護学研究科

【資料 3-2-③-4】 2024 年度履修要項 別科助産専攻

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養教育は、「科目の区分」で分類され、以下のとおり体系化している。

1) 人間学部

教養科目は、ディプロマ・ポリシーで挙げた 6 つの能力・資質のうち、①多様性の理解を主として担う科目として、「語学科目」「情報処理科目」「人文科学領域科目」「社会科学領域科目」「自然科学領域科目」「体育・健康領域科目」「留学生科目」を配置

し、適切に実施している。【資料 3-2-④-1】

2) 看護学部

令和 4(2022)年度の新カリキュラムでは、教養教育を抜本的に見直し、「教養科目」を「基礎分野」に名称変更し、人間性や倫理観、使命感を自ら培うために、「人間の理解」「社会・地域の理解」「科学的思考の基礎」「外国語」「スポーツ」の 5 つの科目区分に再編した。具体的な内容は以下のとおりである【資料 3-2-④-2】。

- ①「人間の理解」において、人間の理解に必要な心理学に関する科目「感情・人格心理学」「障害者・障害児心理学」の配置
- ②「社会・地域の理解」において、災害リスクの低減に努めるための知識や技術を持つための防災・災害に関する「防災論」の配置
- ③「科学的思考の基礎」
広く社会に発信する力となる ICT に関する科目「情報処理入門」「情報処理演習」の充実、社会人として必要な社会人基礎力を習得するための科目「キャリア教育 I ～ IV」を各学年に配置

【資料 3-2-④-1】 2023 年度履修要項 人間学部

【資料 3-2-④-2】 2024 年度履修要項 看護学部

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

■アクティブ・ラーニング等、授業内容・方法の工夫

1) 人間学部

(1) アクティブ・ラーニング型授業

教員による一方的な講義形式から、学生が主体の双方向的、多方向的な授業形式にシフトすることによって、授業時間が学生にとってより深い学びの機会となる。学生の能動的な学びを促すため、教養科目では「近江での SDGs の実践」、「ジェンダー論」、キャリア教育科目では「キャリアデザイン A・B」、専門科目では「ボランティア論」、「地域社会学」など多くの科目でアクティブ・ラーニングの手法を取り入れた授業を行っている。【資料 3-2-⑤-1】

(2) 地域課題の解決などを目指すプロジェクト演習

3 年次・4 年次必修科目となる「プロジェクト演習」は、課題解決型アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた科目である。これまで学んできたことを活かしながら学外を含むフィールドで実践活動を行い、学生自身が実際に地域課題の解決などを目指す。【資料 3-2-⑤-2】

(3) 補習授業・自主的学修・研究 (Grow-up Week) の実施

学修に困難を感じている学生や、自主的に学修・研究活動に取り組む学生たちを支援するため、令和 5(2023)年度は前期の期末試験前に 1 週間程度自習教室を開室して、自主学修を支援した。また、後期は 1 月に計 5 日間実施した。【資料 3-2-⑤-3】

2) 看護学部

(1) 少人数教育の工夫

小人数グループによる教育は、入学直後から授業科目「フレッシュゼミ」、「看護導入実習」において実施している。

「フレッシュゼミ」(1年次)では、グループメンバーとして、主体的な体験(思考する、行動する、協力する)による学習方法を体験する。さらに自己の考えをまとめ「書く」ことの重要性を理解し、相手に発信・伝えるためのレポートの書き方や自己の考えをプレゼンテーションする力を身に付けさせている。

「看護導入実習」(1年次)においては、グループごとに病院で行われている看護活動を見学し、病院での人々の生活や看護に求められている役割と機能について理解を深める力を身に付けさせている。

加えて、令和4(2022)年度カリキュラム改正により、「看護過程とヘルスアセスメント」(2年次前期)、「看護過程論」(2年次後期)を配置し、グループワークを展開することにより、臨床判断能力を強化している。【資料3-2-⑤-4】

(2) 社会人基礎力の獲得

大学4年間の中で社会人基礎力を獲得していくための系統的プログラムとして、「キャリア教育I～IV」(1～4年次)を配置し、講義・グループワーク演習、学会参加を通して、社会人基礎力を身に付けさせている。

また、先輩・地域で働く専門職・職能団体の活動に触れる機会や、学会に参加する機会を設けることによって、専門職を目指す学生自身の現在・未来のキャリアやそれを達成するための課題について考え、自己研鑽を継続することの意義を学ぶ科目となっている。【資料3-2-⑤-5】

3) 看護学研究科

看護学研究科院生は、看護実践現場での管理職やスタッフ等の現役で活躍している社会人が多いので、社会人の特性に合わせた教授法の工夫を実施している。具体的には専門領域でのゼミ形式やフィールドワークを取り入れ、プレゼンテーションやグループディスカッションを実施している。また、看護研究については、指導教員やゼミ生とディスカッションしながら研究デザインを検討し、大学院研究倫理審査を経て、調査、分析へ進めるよう指導している。

さらに、授業は、昼夜開講制により、夜間(6・7限)及び土曜日開講が中心となっており、社会人が受講しやすい環境を整えている。【資料3-2-⑤-6】

4) 別科助産専攻

別科助産専攻では、「助産診断・技術学」「ヘルス・コミュニケーション学」の授業や演習において、具体的助産過程の展開をイメージしやすいよう模擬妊産婦役との関わりを体験するシミュレーション、ロールプレイングを行っている。近年問題とされている学生の実習前のOSCE(客観的臨床能力試験)、さらに修了前OSCEなどを積極的に取り入れている。【資料3-2-⑤-7】

■教授方法の改善を進めるための組織体制の整備と運用

令和 3(2021)年度より、教育改善を目的として、ティーチング・ポートフォリオ作成を全学的に取り組んでいる。教員間のペアワークを行い、自らの教育活動を振り返る機会を設けることで、教育改善に繋げている。

また、学内共有することにより、他の教員との教育実践の情報共有を行うことで、新たな教授方法の工夫・開発や、更なる自身の教育活動の振り返りに繋がる取り組みとするよう準備を進めている。

令和 4(2022)年度より、他の専門科目の授業参観を行い、自分自身の授業改善や新しい教授法等の知見を得ることを目的として実施している。令和 5(2023)年度は、両学部で授業参観を実施した。【資料 3-2-⑤-8】

【資料 3-2-⑤-1】 2024 年度 人間学部シラバス「近江での SDGs の実践」他

【資料 3-2-⑤-2】 2024 年度人間学部シラバス「プロジェクト演習」

【資料 3-2-⑤-3】 Grow-up Week 計画表・分担表・記録

【資料 3-2-⑤-4】 2024 年度看護学部シラバス「フレッシュゼミ」他

【資料 3-2-⑤-5】 2024 年度看護学部シラバス「キャリア教育Ⅰ～Ⅳ」

【資料 3-2-⑤-6】 聖泉大学大学院学則 第 18 条 第 32 条 第 37 条

【資料 3-2-⑤-7】 2024 年度別科助産専攻シラバス「助産診断・技術学」他

【資料 3-2-⑤-8】 2023 年度公開授業（看護学部）

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーの周知に努めるとともに、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したうえで、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を今後も継続して実施していく。

全学横断的な教養教育の充実に向けた取り組みとして、令和 4(2022)年度から「防災論」、「近江での SDGs の実践」をはじめとした全学共通の科目を引き続き開講していく。

また、教養教育において、アクティブ・ラーニング型授業による教授法のさらなる工夫・開発など、今後も組織的に改善・向上を図っていく。

シラバスの客観性を担保するため、継続して、シラバスチェックを適切に行い、シラバスに沿って授業を展開していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学での学修成果を点検・評価する方法として、1) 成績評価、2) 授業評価アンケート、3) PROG テスト、4) ディプロマ・サプリメント、5) 資格取得状況、6) 就職・進路状況、7) 学生調査・卒業生アンケートがある。これらによって三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価をしている。

1) 成績評価

人間学部・看護学部、看護学研究科、別科助産専攻が提供する全ての科目において、シラバス（授業計画）に授業のねらいや到達目標、授業計画、成績評価の方法・基準（割合）を明記している。シラバスは初回の授業の際、学生に周知したうえで授業を展開している。成績評価の方法・基準により、前期、後期ごとに科目担当教員が評価を行っている。【資料 3-3-①-1】～【資料 3-3-①-2】

成績評価の通知は、学部生には Active Academy システムでの通知のほか、郵送で保護者宛の通知も行っていたが、令和 5(2023)年度より、学部生については、Active Academy システムに保護者ポータルを導入し、Web 上で成績が閲覧できるようにした。大学院生、別科生においては、本人宛の通知のみを行っている。

出欠状況については、全科目担当教員が学生の履修科目について出欠確認を行っている。出席状況を確認し、欠席が目立つ学生に対しては、教員が指導を行っている。

また、「GPA 制度」を活用し、学生表彰や本学独自の奨学金（成績優秀者特別奨学金）の選考に利用している。【資料 3-3-①-3】

2) 授業評価アンケート

従来から年 2 回、学期末に授業評価アンケートを行っている。令和 5(2023)年後期から中間アンケートを試験的に実施し、令和 6(2024)年前期から本格的に導入した。授業評価アンケートでは、学生の授業への姿勢と、授業内容、授業環境について問う項目を設けており、各学期で学生が受講した授業にどれだけ関心を持って取り組めたか、授業の内容の理解度等、教育目的の達成状況を自己分析できるディプロマ・ポリシーに沿ったアンケートとなっている。また、その結果を踏まえ、教員側も学生の学修状況や理解度の把握、教授方法の見直しなどを行っている。【資料 3-3-①-4】～【資料 3-3-①-5】

3) PROG テスト

学生個々のリテラシー（問題解決能力）とコンピテンシー（対人基礎力）の伸長を把握するために、河合塾とリアセック社が共同開発した PROG テストを導入し、学生の学修成果の状況把握を適切に行っている。結果は、学生に返却してキャリア形成のための自己分析を促すほか、学内での学生の状況把握に役立てている。【資料 3-3-①-6】

人間学部では 1 年次前期、2 年次～4 年次後期に実施し、到達度を明らかにし、それをもとにゼミ担当教員との個人面談によって学修の振り返りや進捗管理を行っている。

看護学部では、より看護学に特化した PROG-N テストを 1 年次と 3 年次に実施し、現在の自分の能力を知るとともに、過去の結果と比較することにより学生の指導につなげて

いる。また、令和 4(2022)年度入学生からは、社会人基礎力の伸長を測れるよう 2 年生においても実施することとした。

4) ディプロマ・サプリメント

ディプロマ・サプリメントでは、授業科目に関連づけたディプロマ・ポリシーと学生が修得した授業科目の成績（GP）からディプロマ・ポリシーの達成度を可視化し、項目ごとにレーダーチャートに示すことで、学生はその達成度を確認することができる。

令和 2(2020)年度から卒業時の学修成果の客観的な可視化ツールとしてディプロマ・サプリメントを作成し、卒業時に学生へ交付している。1 年次と 3 年次のアセスメント（PROG テスト）結果の比較も示している。令和 5(2023)年度より、Active Academy システムをカスタマイズし、学生が学年ごとに目標・省察することや就職活動時に活用できるようディプロマ・サプリメントを閲覧できるようにした。【資料 3-3-①-7】

Active Academy システムとは、履修登録、シラバスの検索、履修・成績情報の確認、各種情報（休補講・時間割変更等）の閲覧ができる学修支援システムである。

5) 資格取得状況

看護学部においては、看護師・保健師の国家試験受験資格を取得できる教育課程を編成しており、その試験の合格をもって教育目的の達成状況の指標の一つとしている。1 年次、2 年次は長期休暇を利用し国家試験の問題に取り組む機会を設けている。3 年次は臨時実習の事前学習として国家試験の問題に取り組んでいる。4 年次は国家試験対策委員会のもとに国家試験対策講座を開催し、年 5 回にわたり模擬試験を実施している。模擬試験の結果から学生の得点表を作成し、成績が低迷する国試強化対象者を選抜し、強化対策講座を実施している。また、領域ごとに学生を少人数に割り振り、学習到達度を確認するとともに、ボーダーラインの学生に対しては、個別面談による学習指導、必要に応じて生活指導を行っている。令和 5(2023)年度の国家試験合格率は、看護師 87.1%、保健師 90.0%である。

なお、別科助産専攻においては、受胎調節実地指導員（リプロヘルスサポーター）の申請資格を満たすよう授業を編成しており、実技を含む試験合格をもって申請資格を認定している。新生児蘇生法（NCPR）については、本学学生に向けた講習会を開催している。講習会にあたっては事前学習を促し、当日は周到なシミュレーションを実施することにより、これまで全員が試験に合格している。日本母体救命システム普及協議会（J-CIMELS：Japan Council for Implementation of Maternal Emergency Life-Saving System）ベーシックコース受講認定資格も得ることができる。令和 5(2023)年度の国家試験合格率は、助産師 100%である。【資料 3-3-①-8】～【資料 3-3-①-10】

6) 就職・進学状況

人間学部・看護学部ともに約 8 割の学生が県内就職を希望している。

人間学部では製造業や販売業など多種多様な業界に就職している。介護福祉関係への就職を希望する学生は減少傾向であるが、子ども支援関係への就職希望者は増加傾向である。

看護学部では、3年生のキャリア教育Ⅲにおいて、毎年12月末に「先輩看護師・保健師・助産師から学ぶ」としたテーマで、卒業生との交流の場を設けている。内容として就職先を選ぶポイントや現施設での新人看護師教育や新人看護師としての「やりがい」についての講話を依頼している。特定機能病院や地域医療支援病院を中心に約9割の学生が看護師として就職し各地域の医療を支えている。

別科助産専攻（1年課程）においては、入学時に就職についての希望や奨学生か否かの状況を確認し、未定の学生については就職情報支援を行い、ほぼ9月までに就職内定している。看護学研究科の修了生の中には、ここでの学びを生かし、大学教員などとなる進路を選択する修了生もいる。【資料3-3-①-11】 【資料3-3-①-12】

7) 学生調査及び卒業生アンケート等

IR室では、全学年対象に学生調査を年に1回実施している。調査内容はディプロマ・ポリシーの達成状況の評価、学習や睡眠、アルバイトにかかる時間、学生生活の満足度を把握している。

また、卒業生、就職先に対してもアンケート調査を年に1回実施している。調査内容は、多様性理解、自律性、コミュニケーション力、専門的知識・技能の習得、地域貢献性、問題発見・解決力のディプロマ・ポリシーに沿った「本学の学びの評価」及び、卒業生・就職先の視点からの「大学に求めること」としている。【3-3-①-13】～【3-3-①-15】

- 【資料3-3-①-1】 2024年度人間学部シラバス 抜粋
- 【資料3-3-①-2】 2024年度看護学部シラバス 抜粋
- 【資料3-3-①-3】 GPA制度の活用
- 【資料3-3-①-4】 2023年度後期授業評価アンケート(学部用様式)
- 【資料3-3-①-5】 2023年度授業評価結果報告書
- 【資料3-3-①-6】 PROGテスト結果一覧
- 【資料3-3-①-7】 ディプロマ・サプリメント
- 【資料3-3-①-8】 2023年度強化対策対象者選抜一覧
- 【資料3-3-①-9】 聖泉大学看護学部試験合格状況の推移
- 【資料3-3-①-10】 資格取得状況
- 【資料3-3-①-11】 聖泉大学看護学部就職状況の推移（2014年度～2023年度）
- 【資料3-3-①-12】 聖泉大学就職・進学率
- 【資料3-3-①-13】 2023年度学生調査結果（学修時間・学修行動の把握）
- 【資料3-3-①-14】 2023年度卒業生アンケート調査結果（人間学部・看護学部）
- 【資料3-3-①-15】 2023年度就職先アンケート調査結果（人間学部・看護学部）

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

人間学部、看護学部においては、毎年2回前期・後期に開講科目（受講者5人以下の科目、実習科目は除く。）を対象に授業評価アンケートを実施している。

令和 2(2020)年度前期より、全学 FD 委員会が中心となり、授業改善にさらに役立つよう各学部の授業評価アンケート比較対象値を学年別専門科目と教養科目の平均値に細分化し、より実態に近い数値と比較しやすい表示に改善した。さらに、令和 4(2022)年度には、FD 委員会と全学教務委員会とで、意見交換を行い、ディプロマ・ポリシーを評価できるアンケート内容になるように、項目の見直しと、追加を行った。【資料 3-3-②-1】

アンケート結果は、全科目担当教員にフィードバックするとともに、各教員には評価結果に対する報告書の提出を求め、授業内容や教育方法の改善に役立てている。その際、策定したアセスメントチェックリストをもとに、アンケートの結果の活用方法について検証している。【資料 3-3-②-2】～【資料 3-3-②-4】

別科助産専攻では、全ての開講科目について授業評価アンケートを実施し、各科目担当教員にフィードバックし、教育方法の改善に役立てている。また、修了認定後に、学修で困難であったことや意見など、率直な考えを確認するアンケートや個人面談を設け、次年度の改善に反映させている。

このように、学生による授業評価アンケートを実施し、教育目的の達成状況を把握している。その評価を科目担当教員に個別にフィードバックし、さらに各教員からは授業評価結果報告書の提出を求めることにより授業改善に活かしている。

【資料 3-3-②-1】 2023 年度後期授業評価アンケート(学部用様式)

【資料 3-3-②-2】 2023 年度授業評価結果報告書

【資料 3-3-②-3】 令和 5(2023)年度第 7 回 IR 室会議議事録

【資料 3-3-②-4】 アセスメント・ポリシーチェックリスト

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立するために、可視化された学修成果から、学生や教職員、大学全体での分析と評価を行い、本学の教育の良さや課題を明確にして教育改善に繋げていく。

今後も継続して授業評価アンケートを実施していくとともに、令和 5(2023)年度に制度化したティーチング・ポートフォリオの実施により、自己省察をもとに授業評価アンケート結果を効果的に活用し、一層の授業方法の工夫・改善を図っていく。さらに授業評価アンケートに対する教員の報告書については、ディプロマ・ポリシーに沿って教育への「振り返り欄」を設けるなど、教員個人のディプロマ・ポリシーへの意識づけをさらに強化していく。

また、毎年実施している卒業生アンケート調査や就職先アンケートの結果をもとに、アセスメント・ポリシーに則り、継続して点検・評価を行い、改善・向上を図っていく。

IR 室では、PROG テストを分析・検証した結果を学部に継続して発信し、授業改善に役立てていく。

また、PROG テストの結果やディプロマ・サプリメントについて、より効果的な活用方法を模索し、検証を継続して実施していく。

【基準3の自己評価】

単位認定、卒業認定、修了認定については、教育研究目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定しており、学内外に広く公表している。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準は、大学学則、大学院学則等で適切に定めており、学生に適切に周知し、厳正に運用している。GPA 制度を導入し、学期ごとの学修及び学修指導に役立てているほか、学長表彰や本学独自の奨学金（成績優秀者特別奨学金）の選考に活用している。

教育課程及び教授方法については、教育研究目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したうえで策定し、学内外に広く公表している。①教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に編成している。カリキュラムマップの作成やナンバリングの導入などにより、ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性を明確化している。また、カリキュラムの改正により、卒業要件の単位数が削減したことにより、ディプロマ・ポリシーとの関連性をより明確化した。②教養教育は、看護学部において、建学の精神に基づいた人間性や倫理観、使命感を自ら培うためにカリキュラム改正を行い、抜本的に見直し、新カリキュラムでの授業改善に取り組んでいる。③教授方法の工夫・開発は、アクティブ・ラーニング型授業、補習授業（Grow-up Week）、少人数教育の工夫、社会人基礎力を身に付けさせる工夫など、さらなる改善を目指している。加えて、授業評価アンケートの結果や各科目の特性を踏まえ、教育効果が高まるように工夫し、授業改善を図っている。

学修成果の点検・評価については、三つのポリシーを踏まえた 1)成績評価、2) 授業評価アンケート、3) PROG テスト、4) ディプロマ・サプリメント、5) 資格取得状況、6) 就職・進路状況、7) 学生調査・卒業生アンケートにより着実にを行っている。これらの点検・評価の結果は、全教員にフィードバックするとともに、授業内容や教育方法の改善に役立っている。また、授業評価アンケート結果については、アセスメントチェックリストをもとに、アンケートの結果の活用方法について検証を行っている。

以上のことから、基準3「教育課程」を満たしていると評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、聖泉大学学長選考任免規程に基づき、理事会において選任される。また、学校法人聖泉学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）に則り、学長は学園の理事となり、本学だけでなく学園全体の運営において、その職務を遂行し、責任者としてリーダーシップを発揮している。学長の職務は、大学学則第 11 条及び大学院学則第 10 条に「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と規定しており、大学における最終責任者としての職務と権限を有している。【資料 4-1-①-1】～【資料 4-1-①-4】

本学では、大学学則及び大学院学則に則り、教育研究の運営組織として、学部ごとに教授会、大学院において研究科教授会、大学運営における最高審議機関として教育研究評議会を設置している。学長が議長を務める会議体は、教育研究評議会、入試・学生募集委員会、自己点検・認証評価委員会などがあり、教育研究に関わる重要事項を審議し、学長が決定している。【資料 4-1-①-5】～【資料 4-1-①-8】

また、学部教授会、研究科教授会、別科運営委員会及び学科会議を通して、教育研究評議会（毎月第 1 火曜日）報告を行っており、学長の意思決定やリーダーシップが十分浸透できるようになっている。

加えて、大学の方針や学長の運営方針について、全教職員に周知する機会として、全学集会を開催し、学長の意向を伝えている。【資料 4-1-①-9】

【資料 4-1-①-1】 聖泉大学学長選考任免規程

【資料 4-1-①-2】 学校法人聖泉学園寄附行為

【資料 4-1-①-3】 聖泉大学学則

【資料 4-1-①-4】 聖泉大学大学院学則

【資料 4-1-①-5】 聖泉大学教授会規程

【資料 4-1-①-6】 聖泉大学教育研究評議会規程

【資料 4-1-①-7】 聖泉大学入試・学生募集委員会規程

【資料 4-1-①-8】 聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程

【資料 4-1-①-9】 全学集会(令和 5 年度)

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の教育研究に関する審議機関として、教育研究評議会、学部教授会、研究科教授会を設置している。教育研究評議会の審議事項は、大学学則第 15 条、大学院学則第 13 条、学部教授会の審議事項は、大学学則第 16 条、研究科教授会の審議事項は、大学院学則第 14 条にそれぞれ定めており、組織上の位置づけ及び役割については明確である。【資料 4-1-②-1】～【資料 4-1-②-2】

教育研究評議会は、大学の最高審議機関であり、学長、学部長、研究科長、別科長、その他学長が必要と認めた者で構成され、毎月第 1 火曜日に開催されている。審議事項は学則に規定されており、教育研究組織の再編、教育課程の編成、大学運営に関する重要事項など、本学の教学に関わる重要事項について審議している。【資料 4-1-②-3】

教授会は、学校教育法第 93 条に従い、学長が定める大学の教育研究に関する重要事項として、「第 1 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」、「第 2 学位の授与に関する事項」について、学長が決定をするにあたり意見を述べることになっている。

また、学長が決定を行うにあたって教授会の意見を聴く必要がある事項は、予め「学長が定める大学の教育研究に関する重要事項」として示しており、役割が明確になっている。

学長が教授会に意見を聴く事項は、学部教授会規程及び研究科教授会規程の第 3 条に定めており、学長は、入試判定や卒業判定など必要に応じて適宜出席している。【資料 4-1-②-4】～【資料 4-1-②-5】

このように教育研究評議会及び教授会においては、権限の分散と責任の明確化は適切に機能している。

さらに、大学学則第 17 条、大学院学則第 15 条により、委員会を置くことができると規定されており、大学の使命・目的及び教育目的に沿って教学マネジメントは適切に構築されている。【資料 4-1-②-1】～【資料 4-1-②-2】

この各種委員会の委員長は、学長が指名し、教育研究評議会において、委員会の審議結果等を報告しており、大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップ発揮の支えとなっている。

一方、経営部門と教学部門の意見交換の場及び情報共有の場として、理事長による学長等協議を開催（原則として毎週金曜日）している。法人事務局長も同席し、大学運営において経営部門と教学部門の調整を必要とする案件や教員人事についての方針などを協議する場として円滑に機能している。【資料 4-1-②-6】

【資料 4-1-②-1】 聖泉大学学則

【資料 4-1-②-2】 聖泉大学大学院学則

【資料 4-1-②-3】 聖泉大学教育研究評議会規程

【資料 4-1-②-4】 聖泉大学教授会規程

【資料 4-1-②-5】 学長が定める大学の教育研究に関する重要事項

【資料 4-1-②-6】 令和 6 年度理事長と学長等協議

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

学校法人聖泉学園組織規程（以下（組織規程）という。）第2条により、法人事務局を置き、法人事務局には総務課を設置することと定めている。また、組織規程第3条において、大学事務局を置き、大学事務局に大学事務部（総務課、教務課、学生課、アドミッション室）を設置することと定めている。それぞれの組織の事務分掌は、組織規程第7条の別表で定めている。組織規程第4条により、法人事務局に法人事務局長を置き、理事長の命を受け、事務局の業務を総括することを定めている。また、第5条において、大学事務局に大学事務局長（法人事務局長が兼ねる）を置き、学長の命を受け大学事務部の業務を総括すると定め、権限と責任を明確にしている。【資料 4-1-③-1】

教学に関わる委員会等の組織には、事務の担当部署が配置されており、教職協働による教学マネジメントを機能的に遂行できる体制を整えている。また、使命・目的及び教育目的を達成するための附属施設にも、適切に事務職員を配置しており、部署の特性に応じて役割を明確している。【資料 4-1-③-2】

【資料 4-1-③-1】 学校法人聖泉学園組織規程

【資料 4-1-③-2】 令和 6(2024)年度全学委員会等分担表

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定を学長のリーダーシップのもとに、教員組織、事務組織、各種委員会等を規程に基づき適切に配置し、それぞれの役職者の権限と責任を明確化することで、教学マネジメントを推進する体制が確立されている。大学を取り巻く環境は厳しい状況にあり、今後も社会の変化に対応しつつ、使命・目的の達成に向けた大学改革を推進していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用及び昇任については、「聖泉大学教育職員人事規程」、「聖泉大学教育職員資格審査規程」、「教員の採用および資格審査に関わる申し合わせ事項（人間学部）」、「昇任（採用）に関する申し合わせ事項（看護学部）」に基づいて行っている。【資料 4-2-①-1】
～【資料 4-2-①-4】

教員の採用・昇任の発議は、学長又は学部長が行う。学長は発議のあった人事案件について学部長及び法人事務局長と協議し、必要と認めた案件について、理事長に具申している。学長は当該案件の取扱いについて理事長と協議の上、学部教授会に付託することとなっている。学部長は付託された人事案件については原則として公募とし、学部の資格審査

委員会を経て学部教授会で審議した結果を聖泉大学教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）に報告している。学長は、選考委員会の審議を経て採用・昇任を決定し、その結果を理事長に報告している。理事長は、選考された採用等の人事を理事会に報告している。

なお、大学院授業担当教員の選考は、「聖泉大学大学院看護学研究科教員の選考に関する申し合わせ事項」に基づき、研究科教授会の審議を経て学長が決定している。【資料 4-2-①-5】

教員評価については、「聖泉大学の教員個人評価に関する規程」に基づき、教員個人の教育・研究等の諸活動について自己点検・評価を実施することにより、教員の自己改善・改革に役立てるとともに、本学の教育・研究等の質の向上を目指すことを目的として毎年継続して実施している。【資料 4-2-①-6】～【資料 4-2-①-7】学長は、極めて高い評価を受けた教員には顕彰し、必要に応じて指導・助言等を行っており、被評価者へのフィードバックが図られる仕組みを整えている。なお、極めて評価の高い教員に対しては、賞与を増額し、処遇に反映させている。

このように教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員確保については、学部の専任教員数が大学設置基準に準拠するよう細心の注意を払っており、教員組織の編成は、学科及び研究科単位で必要な専任教員数を配置している。令和 6（2024）年度の専任教員の配置状況は下表のとおりである。【表 4-2-1】【表 4-2-2】

表 4-2-1 全学の教員組織（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

学部・学科	専任教員数（現員）					設置基準上の必要専任教員数	助手
	教授	准教授	講師	助教	計		
人間学部人間心理学科	2	3	4	1	10	—	0
看護学部看護学科	10	3	7	3	23	12(6)	3
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数						6(3)	—
合 計	12	6	11	4	33	18(9)	3

注）表中（ ）内の数字は、大学設置基準第 13 条関係別表第 1 備考 1 に規定する教授の数を示す。

表 4-2-2 設置基準上必要な専任教員数との比較（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

研究科・専攻	設置基準上必要教員数		専任教員数（現員数）				兼任教員数
	研究指導教員数	研究指導教員数及び研究指導補助教員数合計	研究指導教員数及び研究指導補助教員数合計	研究指導教員数	研究指導補助教員数	修士課程担当教員数	
大学院看護学研究科 看護学専攻	6	12	13	7	6	2	15

- 【資料 4-2-①-1】 聖泉大学教育職員人事規程
- 【資料 4-2-①-2】 聖泉大学教育職員資格審査規程
- 【資料 4-2-①-3】 教員の採用および資格審査に関わる申し合わせ事項（人間学部）
- 【資料 4-2-①-4】 昇任（採用）に関する申し合わせ事項（看護学部）
- 【資料 4-2-①-5】 聖泉大学大学院看護学研究科教員の選考に関する申し合わせ事項
- 【資料 4-2-①-6】 聖泉大学の教員個人評価に関する規程
- 【資料 4-2-①-7】 令和 5(2023)年度聖泉大学教員自己評価票

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

令和 4(2022)年 10 月までは FD 研修会等は聖泉大学 FD 委員会が担ってきたが、令和 4(2022)年 11 月以降は大学運営に関わる職員資質・能力向上を目的とした SD（スタッフディベロップメント）を統合し、聖泉大学 FD・SD 委員会を立ち上げ、教育内容・方法等の改善工夫・開発を図るため FD 活動を推進している。【資料 4-2-②-1】

全学 FD・SD 委員会では、Web 上で学生による授業評価アンケートを実施し、その結果は教員にフィードバックし、さらに各教員からは授業評価結果報告書の提出を求めることにより、授業改善に活かしている。

また、本学における教育の質保証推進の一環として、令和 3(2021)年度に「聖泉大学ティーチング・ポートフォリオ実施要領」を定めている。【資料 4-2-②-2】 具体的には、令和 3(2021)年度から連続して、ティーチング・ポートフォリオ作成に係る研修会を実施し、教員自身が自らの教育活動を振り返り、教育改善活動の促進を図っている。【資料 4-2-②-3】

- 【資料 4-2-②-1】 聖泉大学 FD・SD 委員会規程
- 【資料 4-2-②-2】 聖泉大学ティーチング・ポートフォリオ実施要領
- 【資料 4-2-②-3】 全学 FD 研修会(2021・2022)

テーマ：ティーチング・ポートフォリオとは

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、教育研究の目的に沿って、教員の採用・昇任等による教員の確保と配置を引き続き適切に行っていく。

FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発については、今後も FD 研修会や教員相互授業参観等を計画的に実施し、教員の資質・能力の向上と授業改善の更なる充実を図っていく。授業アンケートの結果の分析と改善については、さらにアセスメントチェックリストをもとに、より一層の授業改善に取り組んでいく。

教員評価については、さらなる教員の能力向上と諸活動の活性化を目指していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学は、職員の資質、能力向上が組織力向上の重要な手段として捉え、研修会等への参加を積極的に取り組んでいる。

直近では、令和 3(2021)年度に監事（経営コンサルタント）を講師として迎え、理事長、学長、学部長、事務局長を含む教職員が部門部署を超え、大学の強みと弱みの分析・行動計画を実行するワークショップ型の SD 研修会を実施した。【資料 4-3-①-1】

令和 4(2022)年度より、組織的で確実な SD 活動を行うために、「聖泉大学 SD(スタッフ・ディベロップメント)の実施方針」を策定し、それに基づいて全学的な SD 活動を行っている。【資料 4-3-①-2】

この実施方針に基づき、令和 4(2022)年度は、FD・SD 研修会としてテーマ「障がいのある学生への支援」を開催し、障がい者支援の在り方を学ぶ機会を設けた。【資料 4-3-①-3】

さらに、びわ湖東北部地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会の構成大学として、令和 5(2023)年度は、「大学における資産運用とその役割」、「大学設置基準改正と大学運営のこれから」をテーマに、大学の垣根を越えて共同で SD・FD 研修を開催し、参加している。【資料 4-3-①-4】

また、事務職員の新規採用者を対象とした初任者研修としては、内閣府が開催する研修や公益社団法人私学経営研究会が開催するセミナーにも積極的に参加させ、職員の資質・能力向上に取り組んでいる。

一方、研修によるものとは別に事務職員の人事評価を見直し、令和 6(2024)年 5 月に「学校法人聖泉学園事務系職員個人評価実施要項」を制定し、事務職員個人による業務の PDCA を行わせることで、事務職員の資質及び能力の向上を図り、さらには業務効率化と組織の活性化に資する取り組みを始めた。【資料 4-3-①-5】

加えて、毎年度 4 月、6 月、9 月、12 月、理事長から職員全員参加による全学集会において、本学の置かれている状況等を取り上げ説明している。【資料 4-3-①-6】

【資料 4-3-①-1】 FD・SD 研修会次第（令和 3(2021)年 11 月 26 日開催）

【資料 4-3-①-2】 聖泉大学 SD（スタッフ・ディベロップメント）の実施方針

【資料 4-3-①-3】 障がいのある学生への支援研修会資料

【資料 4-3-①-4】 2023 年度びわ湖東北部地域連携協議会 SD・FD 研修会

テーマ：「大学設置基準改正と大学運営」「大学における資産運用とその役割」

【資料 4-3-①-5】 学校法人聖泉学園事務系職員個人評価実施要項

【資料 4-3-①-6】 全学集会(令和 5 年度)

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD 研修については、引き続き、大学運営に関わる職員として、資質・能力の向上のため継続して実施していく。

事務職員の評価の一環として、業務改善案を目標設定する評価制度を軌道に乗せ、事務局各部署において PDCA サイクルを回せる仕組みをつくっていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

全教員（助教・助手は除く。）は、個室、助教・助手は 3 人程度の共同研究室をパーティションで区切りのある研究室を用意している。【資料 4-4-①-1】

研究室には、インターネット、プリンターを配置している。資料作成室には大型印刷機やプリンターなども配置している。なお、大学院生に対しては、院生研究室を設け、個人用 PC 及びレーザープリンター（研究室ごと）等を備え、研究を行うために適した環境を整備している。

また、研究支援体制として、サバティカル研修（研究専念期間）制度化しており、教員が教育研究に専念できる体制は整っている。【資料 4-4-①-2】

一方、令和 6 (2024) 年度から、光ケーブル敷設による学内情報通信ネットワーク (10G) が整備され、快適な研究環境が整った。【資料 4-4-①-3】

【資料 4-4-①-1】 2024 年度 研究室配置図

【資料 4-4-①-2】 学校法人聖泉学園就業規則

【資料 4-4-①-3】 学内情報通信ネットワークの整備

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学における研究者の在り方を明確にするため、「聖泉大学における学術研究に関する行動規範」を定め、学内専用サイトやホームページに公表し、学内外に周知している。【資料 4-4-②-1】

研究活動の不正を防止するため、「聖泉大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」を定め、学内専用サイトやホームページに公表し、学内外に周知している。【資料

4-4-②-2】

研究倫理教育については、「聖泉大学研究倫理規程」において、定期的な倫理教育の実施と研究者の倫理教育の受講義務を定めており、一般財団法人公正研究推進協会が提供している「e-APRIN eラーニング」プログラムを全教員に受講させている。なお、当該プログラムについては、大学院生にも毎年の受講を義務付けている。【資料 4-4-②-3】

また、人を対象とする研究については、「聖泉大学 人を対象とする研究倫理委員会規程」に基づき、研究倫理委員長、各学部選出教員及び人権又は医療に識見を有する学識経験者（外部有識者を含む。）により構成される同委員会において、人を対象とした研究等に関する倫理的及び社会的観点から倫理審査を行い、審査結果を学長に上申している。【資料 4-4-②-4】～【資料 4-4-②-6】

【資料 4-4-②-1】 聖泉大学における学術研究に関する行動規範

【資料 4-4-②-2】 聖泉大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程

【資料 4-4-②-3】 聖泉大学不正防止委員会規程

【資料 4-4-②-4】 聖泉大学聖泉大学研究倫理規程

【資料 4-4-②-5】 聖泉大学聖泉大学研究倫理委員会規程

【資料 4-4-②-6】 聖泉大学人を対象とする研究倫理委員会規程

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学の教育研究の成果を高めることを目的として個人研究費を配分している。個人研究費は、個人研究に直接必要な経費として、学会・調査研究のための研究旅費、書籍等の購入費に充てられ、「聖泉大学個人研究費取扱要領」に基づき、適切に管理している【資料 4-4-③-1】。なお、科学研究費補助金の獲得の促進のため、科学研究費補助金を申請した者は、インセンティブとして一定の額を個人研究費に上乗せしている。

令和 5(2023) 年度、本学の研究の高度化及び活性化を図るため、「聖泉大学研究推進委員会規程」を制定した。【資料 4-4-③-2】

また、外部研究費の獲得に向けての学習会を開催し、科学研究費補助金以外の助成金の獲得方法等について理解を深めた。科学研究費補助金を含め競争的資金を積極的に獲得することで、教育研究の活性化を図っている。【資料 4-4-③-3】【資料 4-4-③-4】

さらに、大学院、学部、別科助産専攻に在籍する学生に対して、学会参加費の助成を行っている。【資料 4-4-③-5】

加えて、教員が学術研究論文等の発表の場として、「聖泉看護研究」、「聖泉論叢」を毎年刊行し、本学の学術機関リポジトリに公表している。

【資料 4-4-③-1】 聖泉大学個人研究費取扱要領

【資料 4-4-③-2】 聖泉大学研究推進委員会規程

【資料 4-4-③-3】 2023 年度競争的研究費の獲得に向けての学習会（アンケート結果）

【資料 4-4-③-4】 科学研究費補助金応募・採択状況

【資料 4-4-③-5】 聖泉大学における学会参加等に対する助成に関する要領

【資料 4-4-③-6】 聖泉看護研究 2024 vol.13

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備については、現場の要望や一言意見箱などを通じて情報を把握したうえで、着実な改善・向上を図っていく。

研究倫理、研究費の適切な使用については、引き続き、倫理教育や不正防止に係る啓発等の充実に努め、研究倫理及びコンプライアンス意識の向上に努めていく。

研究費の配分については、今後の財政状況が厳しくなることが予想されることから、外部資金の一層の獲得に向けて取り組みを強化していく。

〔基準 4 の自己評価〕

教学マネジメントの機能については、学長が大学の意思決定において最終的な権限と責任を有していることを明確にしており、それを支えるための組織体制は整っている。具体的には、学長を直接補佐する大学事務局長、大学事務部長の配置、学部長、研究科長、附属施設長の役割と責任等を明確化することにより、学長のリーダーシップを確立しており、適切に教学マネジメント体制は機能している。

教員の配置・職能開発等については、大学設置基準、大学院設置基準等に基づき、必要な専任教員を適正に配置している。教員の採用・昇任は、教員人事規程等により適切に行っている。FD については、FD・SD 研修会、授業評価アンケート、ティーチング・ポートフォリオの作成など多様な取り組みを推進し、着実に成果を挙げている。

職員の研修については、SD と FD を一体的に取り組むことで、教職協働による大学運営を機能させることを目指し、多様な取り組みを行っている。

研究支援については、規程に基づく個人研究費の配分を実現しており、一定の水準を確保している。さらにサバティカル研修を制度化し、研究に専念できる体制を整えている。また、研究倫理に関する規程や行動規範を定め、適正に運用している。

以上のことから、基準 4「教員・職員」を満たしていると評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人聖泉学園（以下「本学園」という。）は、寄附行為の第 3 条で、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする」と定めている。第 6 条で理事の選任、第 7 条で監事の選任、第 11 条で理事長の職務、第 14 条で監事の職務、第 15 条で理事会、第 18 条で評議員会を定めている。また、寄附行為の施行に係る細則等の法人が設置する学校の管理及び運営に関する必要な事項は、寄附行為施行細則を定めている。理事会及び評議員会は適切に運営されている。【資料 5-1-①-1】【資料 5-1-①-2】

さらに、組織の倫理・規律については、就業規則第 2 条に「職員は、この規則を及び学園の諸規程を守り、教育目的の達成に努めなければならない。」とあり、第 3 条に「職員は学校創立の目的を深く理解し、常に職務を研究し、明朗にして澁澁たる気風をもってその職務に専念しなければならない。」と明確に定めている。これにより、法令を遵守し、私立学校としての公共性の高い教育機関として社会の要請に応える経営を誠実に行っている。

【資料 5-1-①-3】

また、公益通報については、公益通報者保護規程を定め、法令、寄附行為及び本学園の諸規程に違反する行為、又はその恐れがある行為が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備している。【資料 5-1-①-4】

さらに、情報公開については、情報公開規程を定め、学園が保有する情報の公開に関し、刊行物への掲載又はホームページの利用その他広く社会に周知することができる方法を整備している。【資料 5-1-①-5】そして、学園における IT に関わり取得、利用、管理、保存されるすべての情報の取扱いに関して組織体制及び役職員の遵守すべき行為及び判断の基準を「情報セキュリティポリシー」として策定した。【資料 5-1-①-6】

加えて、本学園の経営の規律と誠実性の維持のために、ガバナンス・コード（第 1 版）を制定し、適切なガバナンスの確保に努めている。このガバナンス・コードは、本学園のホームページに公表している。【資料 5-1-①-7】

このように、寄附行為をはじめとする本学園諸規程及び大学学則をはじめとする学内諸規程は、教職員の情報共有のため、学内のパソコンから全教職員が閲覧できる教職員情報フォルダーに掲載して、全教職員に公開している。

【資料 5-1-①-1】 学校法人聖泉学園寄附行為

- 【資料 5-1-①-2】 学校法人聖泉学園寄附行為施行細則
- 【資料 5-1-①-3】 学校法人聖泉学園就業規則
- 【資料 5-1-①-4】 学校法人聖泉学園公益通報者保護規程
- 【資料 5-1-①-5】 学校法人聖泉学園情報公開規程
- 【資料 5-1-①-6】 学校法人聖泉学園情報セキュリティ基本規程
- 【資料 5-1-①-7】 本学ホームページ（情報公開：ガバナンス・コード）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園は、寄附行為第 15 条に基づき理事会を設置し、本学園の最高決議機関として、中期目標・中期計画、予算、事業計画及び事業報告書、寄附行為変更等の重要事項を審議し、確実な業務の遂行と目的実現に向け継続的に努力している。

また、寄附行為第 18 条に基づく評議員会を置き、同第 20 条に定める事項を審議し、理事会の諮問機関として役割を適切に果たしている。【資料 5-1-②-1】

令和 5(2023) 年度に第 1 期中期目標・中期計画が最終年度になったため、それらを検証し、社会の変化を見据えた、第 2 期中期目標・中期計画(2024～2028)を策定した。

令和 6(2024)年度も向こう 5 年間で取り組むべき 6 つの柱（①教育の充実、②学生支援の充実、③研究の推進、④地域貢献・連携の推進、⑤意欲ある学生の確保、⑥大学運営・経営強化）ごとに中期目標・中期計画を定め、中期計画の実施状況の点検を行い、各部署で次年度の年度計画を立てることとしている。令和 6(2024)年度は、初年度とする第 2 期中期目標・中期計画の実現を目指して、年度計画の進捗管理表を作成し、進捗状況の確認等を行うなどの取り組みを通し、使命・目的の実現に向けての継続的な努力を行うこととしている。【資料 5-1-②-2】

【資料 5-1-②-1】 学校法人聖泉大学寄附行為

【資料 5-1-②-2】 学校法人聖泉学園中期目標・中期計画(第 2 期 2024～2028)

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全

本学では、学生及び教職員が安心・安全で快適な学修環境、職場環境を確保するため、キャンパス内の清掃、樹木の剪定、省エネルギー策として、クールビズの実施や節電、デマンド管理、ペーパーレス化（会議資料の紙媒体からタブレットに変更）、キャンパス敷地内の全面禁煙に取り組んでおり、ポスター等の掲示、学内メール等での発信により、周知徹底している。【資料 5-1-③-1】～【資料 5-1-③-2】

なお、キャンパス敷地内の全面禁煙については、全学学生委員会が中心となって、学生への注意喚起を継続して行っている。

2) 人権への配慮

人権への配慮に関しては、「聖泉大学ハラスメント防止に関する規程」を定めており、キャンパスハラスメントの防止のための啓発活動として、毎年研修会を実施している。また、

ハラスメントの事案が生じた場合の対策として、相談員を置き、常時、教職員、学生からの相談に対応できる体制を整えている。

さらに、実際の運用に関するガイドラインが示されていなかったことから、新たに「聖泉大学ハラスメント防止に関するガイドライン」を策定した。学生に対しては、学生便覧を通じて多様なハラスメントに対する注意喚起を促している。【資料 5-1-③-3】～【資料 5-1-③-7】

個人情報保護に関しては、「聖泉大学個人情報の保護に関する規程」を定め、全学に個人情報保護の周知徹底を図り、適正な取扱いをするよう努めている。【資料 5-1-③-8】

学生に対しては、「学生便覧」に「個人情報の利用について」を明記し周知徹底を図っている。【資料 5-1-③-9】

研究倫理については、人を対象とした研究のうち倫理上の問題が生じるおそれのある研究及び医療行為に対して、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理指針に基づき、「人を対象とする研究倫理委員会」を設置し、研究実施計画の適否を審査している。【資料 5-1-③-10】

また、保健室において、教職員に対するストレスチェックを毎年 11 月に実施し、高ストレス者や希望者に対しては産業医（非常勤）の面談への案内を行っている。【資料 5-1-③-11】～【資料 5-1-③-12】

3) 安全への配慮

建物の安全性については、本学の校舎は昭和 59（1984）年以降に竣工され、すべての建築物に耐震対策がなされており、耐震基準を満たしている。危機管理全般については、「聖泉大学危機管理規程」を定め、本学において発生又は発生することが予想される災害、事件、事故等の様々な危機事象に迅速かつ的確に対処できるように危機管理体制を整備し、本学の学生及び教職員の安全確保に努めている。【資料 5-1-③-13】

また、不測の事態に迅速に対応するため「緊急連絡網」を整備し、緊急事態発生時の円滑な情報伝達を定めている。【資料 5-1-③-14】

インフルエンザや麻疹、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のような感染症の危機管理体制については、聖泉大学感染症対策委員会規程を定め、保健室が中心となり、速やかに対応している。また、何らかの要因で心室細動などによる心拍停止になった場合に対処するために自動体外式除細動器（AED）を大学校舎玄関前に設置し、緊急時に備えている。【資料 5-1-③-15】

学生、教職員が一体となって防災訓練を実施し、不測の事態に備えている。【資料 5-1-③-16】

日常の警備は、警備会社に委託しており、事故等の際の通報連絡も請負契約により対応できるよう体制を整備している。

【資料 5-1-③-1】 節電等の行動計画

【資料 5-1-③-2】 SEISEN UNIVERSITY 2024 p40 大学敷地内全面禁煙

【資料 5-1-③-3】 聖泉大学ハラスメント研修会

【資料 5-1-③-4】 聖泉大学ハラスメント防止に関する規程

【資料 5-1-③-5】 聖泉大学ハラスメント防止委員会規程

- 【資料 5-1-③-6】 聖泉大学ハラスメント防止に関するガイドライン（2023.3.7 制定）
- 【資料 5-1-③-7】 SEISEN UNIVERSITY 2024 p45～p46 キャンパスハラスメント防止
- 【資料 5-1-③-8】 聖泉大学個人情報の保護に関する規程
- 【資料 5-1-③-9】 SEISEN UNIVERSITY 2024 p35 個人情報の利用
- 【資料 5-1-③-10】 聖泉大学 人を対象とする研究倫理委員会規程
- 【資料 5-1-③-11】 学校法人聖泉学園衛生委員会規程
- 【資料 5-1-③-12】 教職員ストレスチェック
- 【資料 5-1-③-13】 聖泉大学危機管理規程
- 【資料 5-1-③-14】 聖泉学園・聖泉大学緊急連絡網
- 【資料 5-1-③-15】 聖泉大学感染症対策委員会規程
- 【資料 5-1-③-16】 聖泉大学自衛消防隊消防訓練

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

公共性の高い学校法人として、関係法令及び寄附行為をはじめとする学園の諸規程に基づき、今後とも社会から信頼、評価され、持続化の可能な選ばれる学園となるよう、より一層のガバナンスの強化を図っていく。

今年度より看護学部のカリキュラムにも取り入れた防災についての教育を、教職員のスキルアップや、防災士のネットワークづくりの拠点となるような取り組みを企画することで、大学全体としての取り組みとする。

環境保全、人権、安全への配慮については、さらなる節電、省エネルギー対策に取り組んでいくとともに、ハラスメント防止委員会の取り組みを学内で共有し、人権に対する意識を一層高めていく。

情報公開については、学校法人として、社会的説明責任を果たすとともに、透明性の高い組織運営の充実を図っていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為第 15 条第 2 項に基づき、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定められている。

理事会の定数は、寄附行為第 5 条に 8 人と定められており、学長 1 人、評議員から 3 人、学識経験者から 4 人で構成している。理事会は、理事長が招集し、「理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければ会議を開き、議決することができない。」と定められており、議決権の行使については、「出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」とされている。【資料 5-2-①-1】【資料 5-2-①-2】

このように理事会は、学園の最高決議機関として、中期計画、予算、決算、事業計画、寄附行為変更、学則変更等の重要事項に関する審議を行い、適切に運営されている。

【資料 5-2-①-1】 学校法人聖泉学園寄附行為

【資料 5-2-①-2】 令和 5（2023）年度理事会・評議員会の開催状況

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

学園の使命・目的を達成するため、今後とも、寄附行為の改正や、規程の整備を適切に行い、的確かつ迅速な意思決定を行っていく。私立学校法（令和 7(2025)年 4 月 1 日施行）の改正に対応すべく、理事会及び評議員会等の管理運営制度を見直し、社会の要請に応えられる体制を整備していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関である理事会には、大学から学長、学部長が理事として出席している。また、本法人では学園及び大学の業務の円滑な運営を図るため、理事の担務と業務の進め方を定めている。【資料 5-3-①-1】理事の役割と責任を明確化しており、毎年四半期ごとに業務の進捗状況を報告できるようにしている。【資料 5-3-①-2】

毎週金曜日には、理事長、学長及び事務局長が協議する学長等協議会が開催されており、大学の諸問題や行事報告等について情報の共有が行われている。【資料 5-3-①-3】さらに、令和 6(2024)年 5 月から、月 1 回、理事長による学部長面談を開催し、学部の様々な情報を共有できるようにしている。【資料 5-3-①-4】

また、理事会で決定された情報は、大学の最高意志決定機関である教育研究評議会（議長：学長）を通して、学部（教授会）に滞りなく伝えられる組織となっており、法人・大学全体を通じた円滑な組織運営ができています。【資料 5-3-①-5】

このように、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は円滑に進められていると判断している。

【資料 5-3-①-1】 理事の担務と業務の進め方

【資料 5-3-①-2】 令和 6(2024)年度事業目標(重点)進捗状況

【資料 5-3-①-3】 令和 6 年度学長等協議

【資料 5-3-①-4】 令和 6 年度学部長面談

【資料 5-3-①-5】 令和 6 年度教育研究評議会議事録

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

評議員会は、寄附行為第 18 条の規定により評議員会（定数 17 人）を置いている。同第 20 条に定めている諮問事項（予算、基本財産の処分、事業計画、寄附行為の変更等）については、あらかじめ評議員会の意見を聞いている。また、評議員会は、同第 21 条に定めている意見具申等（法人の業務・財産の状況、役員の業務執行の状況等）についても適切に行っている。さらに、監事の職務は、寄附行為第 14 条に定められ、(1)法人の業務監査、(2)法人の財産状況、(3)法人の理事の業務執行の状況監査、(4)毎会計年度、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出することなどが明記されている。【資料 5-3-②-1】

また、本法人の監事 2 人は、評議員又は役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族以外の者であり、その独立性が確保されている。年間を通して本法人の理事会及び評議員会に出席し、法人及び大学より情報を得て意見を述べている。加えて監査報告により学校法人の業務の執行状況及び財務経理の状況・課題について、理事会に意見を述べている。【資料 5-3-②-2】

また、公認会計士による監査（合同監査含む）において、法人と大学との相互チェック機能は保たれていると判断している。【資料 5-3-②-3】

【資料 5-3-②-1】 学校法人聖泉学園寄附行為

【資料 5-3-②-2】 監査報告書

【資料 5-3-②-3】 監査契約書

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の小規模大学の特色を生かし、法人と大学のコミュニケーションをより円滑にし、迅速な意思決定ができるよう、理事長による学長等協議（週 1 回）を実施している。また、令和 6(2024)年度からは、理事長による学部長面談が開始されており、今後とも使命・目的の達成に向けて、迅速な意思決定できる体制は整えられており、今後も継続していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和元(2019)年 3 月に学校法人聖泉学園中期目標・中期計画(第 1 期 2019～2023)を策定し、安定的な経営確保に関する目標を掲げ、教育活動資金収支差額及び経常収支差額の黒字化を目指した。【資料 5-4-①-1】

しかしながら、令和 3(2021)年度決算において、大幅な学生数の減少から支出超過となり、教育活動資金収支差額が赤字となった。また、経常収支差額についても目標を大幅に下回り、令和元(2019)年度決算から 4 年連続して赤字となった。さらに、最終年度の令和

5(2023)年度は、人件費の抑制と既定経費を抜本的に見直した結果、教育活動資金収支差額及び経常収支差額が黒字に転じた。【資料 5-4-①-2】～【資料 5-4-①-3】

このように令和 5(2023)年度を検証し、さらに安定的な経営確保を実現するため、学校法人聖泉学園中期目標・中期計画(第 2 期 2024～2028)を策定するとともに、令和 6(2024)年度事業計画書を策定した。定量的な経営判断指標に基づき、毎年度学部ごとの損益分岐点を作成し、経営改善に繋げている。【資料 5-4-①-4】～【資料 5-4-①-6】

【資料 5-4-①-1】 学校法人聖泉学園中期目標・中期計画(第 1 期 2019～2023)

【資料 5-4-①-2】 活動区分資金収支計算書と経年比較

【資料 5-4-①-3】 事業活動収支計算書と経年比較

【資料 5-4-①-4】 学校法人聖泉学園中期目標・中期計画(第 2 期 2024～2028)

【資料 5-4-①-5】 令和 6(2024)年度事業計画書

【資料 5-4-①-6】 令和 5(2023)年度損益分岐点

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保のためには、収入面では学納金、補助金、外部資金の獲得に努めるほか、支出面では費用対効果の視点に立った効率的な運営や人件費の抑制に努め、安定した財務基盤の確立を図っている。その結果、経常収支差額は、令和 4(2022)年度までは連続の支出超過であったが、令和 5(2023)年度は収入超過に転じ、経常収支差額比率は 4.9%（全国平均 4.2%）となっている。

収入面については、学生生徒等納付金と経常費補助金が収入の大半を占めている。学生生徒等納付金を増やすためには学生の確保が最も重要となっている。人間学部の学生募集停止（令和 6(2024)年 4 月以降）の決定により、今後収入が大きく減少することが予測され、これまで以上に安定した財務基盤の確保のための対策が必要である。

支出面については、経費・人件費の削減等の支出抑制に努めるとともに、適正な予算編成と厳格に予算を執行している。その結果、令和 5(2023)年度の事業活動収支から見た財務比率は、人件費比率 53.7%、教育研究経費比率 33.4%、管理経費比率 7.9%となった。人件費比率は、令和 3(2021)年度 68.3%であったが 50%台となり、経常収支差額は収入超過となった。しかしながら、現在の在籍学生数の大幅な減少を踏まえると、さらなる経費・人件費の削減等が必要と予測している。【資料 5-4-②-1】

また、毎年度の事業計画に基づく予算編成については、予算基本方針に基づき、予算責任者から提出された事業別予算内訳書を検討のうえ、予算案を作成し、評議員会の意見を聴き、理事会の決議を経て、年度開始前までに決定している。【資料 5-4-②-2】～【資料 5-4-②-3】

外部資金については、補助金等の確保に向けた努力を行っている。教育の質向上に向けた取り組みの推進などにより、令和 3(2021)年度に私立大学等改革総合支援事業（タイプ 1）が採択、令和 5(2023)年度に私立大学等改革総合支援事業（タイプ 3）が採択（5 年連続）、さらに文部科学省が募集する令和 5(2023)年度私立学校施設整備補助金（基幹ネットワーク整備）に採択され、経常費補助金の確保に努めている。また、科学研究費補助金の積極的な獲得を継続して行っている。【資料 5-4-②-4】

【資料 5-4-②-1】 令和 5(2023)年度事業報告

【資料 5-4-②-2】 令和 6(2024)年度予算要求書の提出について

【資料 5-4-②-3】 令和 6(2024)年度予算の概要

【資料 5-4-②-4】 科学研究費補助金採択状況

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

中期目標・中期計画の進捗状況を常に点検・検証し、安定した財務状況を確保し続けるためには、今以上に、学生の確保を最大の重要課題として取り組んでいく。

安定した収入確保のため、学生学納金以外の民間等の学術助成金、科学研究費補助金、私学助成金などの獲得に向けて今後も積極的に取り組んでいく。また、支出においては、常に総額人件費の抑制を念頭におき、経費節減に向けた取り組みを引き続き実施し、健全な財務基盤の確立を目指していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準、学校法人聖泉学園経理規程、学校法人聖泉学園経理規程施行細則、学校法人聖泉学園旅費規程等に準拠して適正に行われている。【資料 5-5-①-1】～【資料 5-5-①-3】

物品やサービスの購入については、回議書により、決裁を受け、契約及び発注を行っている。金銭の支出及び収入を伴う書類や伝票は、所定の決裁手順を通して、総務課において厳重なチェック体制は整っている。

。

本学は、予算単位（予算要求部署）ごとの予算書による執行を徹底しており、予算未計上の案件については、原則認めないこととしている。【資料 5-5-①-4】やむを得ない計画が生じた場合又はその他変更を必要とする場合は、予算措置を講じ、必要に応じて事務局長の承認を得るシステムになっている。

また、予算と著しくかい離がある科目については、補正予算を編成することになっているが、ここ数年補正予算は編成していない。

【資料 5-5-①-1】 学校法人聖泉学園経理規程

【資料 5-5-①-2】 学校法人聖泉学園経理規程施行細則

【資料 5-5-①-3】 学校法人聖泉学園旅費規程

【資料 5-5-①-4】 予算通知書及び予算編成・執行上の内規事項

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

法人では、公認会計士による財務監査は、契約監査法人によって、学校法人会計基準に準拠して、毎年2ヶ月に1度の頻度で定期的実施され、経理内容は常に精査されている。決算時は本監査までに数回にわたり事前のチェックが行われ、年度（4月～翌3月まで）の元帳と帳票書類及び計算書類等の照合を行うほか、本学園の管理運営に関する監査を行っている。【資料 5-5-②-1】

また、本法人の監事2名による監査は、年間を通して理事会及び評議員会に出席し、業務の執行状況及び財務経理の状況・課題について、理事長等に積極的に意見が述べられている。決算時には、特定の日を設定し、理事長同席のもと公認会計士と監事が連携して合同監査を実施している。

これら監査法人の監査報告書及び監事の監査報告書は理事会に提出され、決算案を審議する際には、監事によって今後の課題を含めた報告がなされている。【資料 5-5-②-2】

「学校法人聖泉学園内部監査規程」を定めるほか、法人監査法人の往査実施計画に基づき、適切に監査を行っている。【資料 5-5-②-3】～【資料 5-5-②-4】

【資料 5-5-②-1】 監査契約書

【資料 5-5-②-2】 監査報告書(令和元(2019)年度～令和5(2023)年度)

【資料 5-5-②-3】 学校法人聖泉学園経理規程 第9章

【資料 5-5-②-4】 学校法人聖泉学園往査実施計画

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準、本学園の経理規程等を準拠し、引き続き適正な会計処理を行っていく。会計監査については、公認会計士及び監事との連携を密にして、厳正な会計監査体制に取り組んでいく。また、内部監査規程に基づく内部監査を行い、さらに内部統制の充実を図っていく。

【基準5の自己評価】

経営の規律と誠実性については、関係法令を守り、学園の諸規程に則り、適正な管理運営を行っており、経営の規律と誠実性は維持している。また、学園の中期目標・中期計画を策定し、計画的な運営を図っており、大学の使命・目的の実現に向けて継続して実行している。環境保全、人権や安全への配慮に関わる取り組みについても着実に進めている。加えて、大学の意思決定は、学長のリーダーシップのもとで、学部の各種委員会からの提案などをくみ上げる仕組みも整っている。

理事会の機能については、理事の担務と役割を明確にし、適正に構成して運営しており、使命・目的達成のための意思決定ができる体制となっている。

管理運営の円滑化と相互チェックについては、理事長との学長等協議、学部長面談により、相互チェックを有効に機能している。また、監事と評議員は、適切に選任して、法人と大学に対するチェック機能を担っている。

財務基盤と収支については、中期計画に基づき、予算編成及び事業計画を実行しており、安定した財務基盤の確立に向けて、人件費の抑制や外部資金の獲得に努めている。

会計については、諸規程に則り適切に処理しており、また、監査法人（公認会計士）の監査を受け、適正に実施されている。さらに、内部監査についても諸規程に則り厳正に実施している。

以上のことから、基準 5「経営・管理と財務」を満たしていると評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

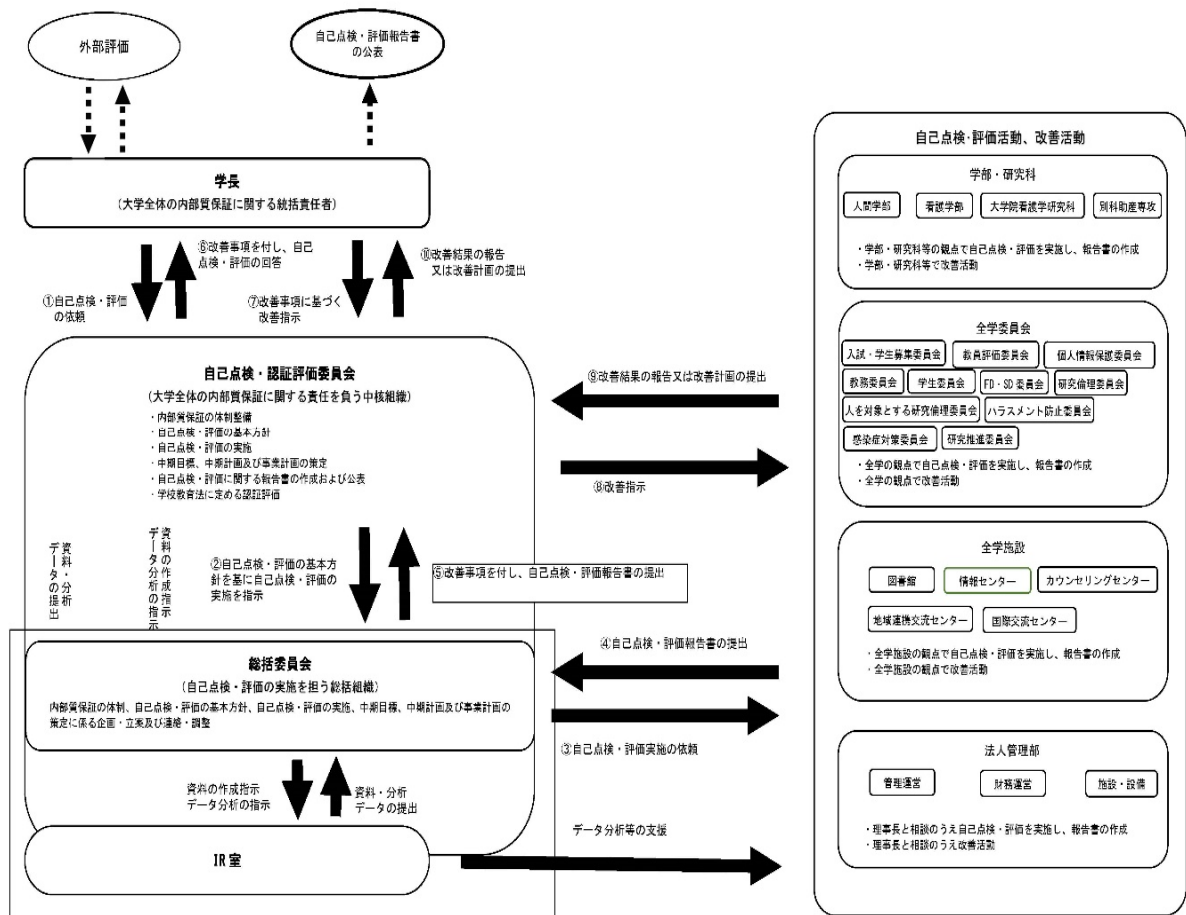
■内部質保証の方針

本学では、内部質保証の実質化を図るため、下表 6-1-①に示すとおり、令和 2(2021)年 7 月に「聖泉大学内部質保証の方針」（以下「内部質保証の方針」という。）を制定した。

内部質保証の方針は、「本学は、建学の精神、教育理念に基づき、教育・研究の充実と学生の成長に資するために、自らの責任において大学の質を自律的に保証する体制を整え、教育・研究が適切な水準にあることを説明し、恒常的・継続的に質の向上を図る。」と定めており、全学的な内部質保証として、内部質保証を推進する組織の権限と役割分担に関する全体像を明確化した。【資料 6-1-①-1】

表 6-1-①

聖泉大学の内部質保証に関する体制



■内部質保証のための組織体制

本学では、「自己点検・認証評価委員会規程」を定め、これに基づき学長のもとに自己点検・認証評価委員会を設置し、自らの教育、研究及び管理運営等の状況について、全学的な点検及び評価を実施する体制をとっている。

自己点検・認証評価委員会は、学長を委員長として、内部質保証の体制、自己点検・評価の基本方針、自己点検・評価の実施、中期目標、中期計画及び事業計画に関する業務を行っている。

また、自己点検・認証評価委員会は、自己点検・評価を実施するため、総括委員会を置いている。総括委員会は、自己点検・認証評価委員会の業務の企画・立案及び連絡・調整を行うとともに自己点検評価書を取りまとめ、それをもとに日本高等教育評価機構の基準に沿って評価を行う。自己点検・評価の回答を行い、大学全体の内部質保証に関する総括責任者である学長に改善事項を付し、大学全体の内部質保証に関する責任を負う中核組織である自己点検・認証評価委員会から学部、研究科、全学委員会、全学施設に改善を指示することとしている。【資料 6-1-①-2】

【資料 6-1-①-1】 聖泉大学内部質保証の方針

【資料 6-1-①-2】 聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の内部質保証の方針に沿って、内部質保証のための組織体制は整備しており、責任体制も明確になっている。今後とも、本学を取り巻く社会状況を見据えながら、本学の使命・教育に則した実効性の高い自己点検・評価活動ができるように常に見直しを行っている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学学則第 2 条第 1 項及び大学院学則第 2 条第 1 項に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公表するものとする。」と定めている。【資料 6-2-①-1】【資料 6-2-①-2】

■自己点検・評価の実施

聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程に則り、内部質保証のための PDCA サイクルを行っており、それを自己点検・認証評価委員会が日本高等教育評価機構の対象評価項目に

沿って点検・評価することにより、自主的・自律的に内部質保証のために自己点検・評価活動を実施している。【資料 6-2-①-3】

■自己点検・評価結果の学内共有と公表

自己点検・評価の結果の学内での共有と社会への公表については、本学ホームページ情報公開上において、自己点検評価報告書、自己点検評価書及び大学機関別認証評価報告書を公開している。【資料 6-2-①-4】

【資料 6-2-①-1】 聖泉大学学則

【資料 6-2-①-2】 聖泉大学大学院学則

【資料 6-2-①-3】 自己点検・認証評価委員会規程

【資料 6-2-①-4】 大学ホームページ

(自己点検評価書：大学機関別認証評価報告書、改善報告書)

<https://www.seisen.ac.jp/kiko>

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、学内外の様々な情報の収集、分析及び管理等を通じ、教育研究活動等について支援を行い、もって大学改革に資することを目的として聖泉大学 IR 室を設置している。

【資料 6-2-②-1】

IR 室では、教務システムにおける学籍管理・学業成績データや学習管理システムで活用される様々なデータのほか、入学試験データ、学生調査、卒業生の進路情報、卒業生・就職先へのアンケート調査等で収集したデータをもとに、IR 室年間計画に基づき、学生調査、成長を支援するアセスメントプログラム (PROG)、目標設定、入試区分と学業成績の比較、退学・留年者等の入試、学業成績、卒業生・就職先アンケートについて分析・可視化等を行っている。IR 室年間計画による分析は、毎年の変化を比較するため、継続して実施してきており、調査の設問項目の改善等に繋げている。【資料 6-2-②-2】

これらの収集した分析の結果は、教育研究評議会や学部教授会を通じて関係部署・委員会に共有することにより、学生指導や教育改革、改善対策に利用し、データを活用することで本学が直面している問題の真因を探り、本質的な課題を設定してより効果的で具体的な課題解決策を導き出している。令和 4(2022)年度においては、アセスメント・ポリシーを作成し、学生の学修成果を可視化して本学の教育成果を測定・評価し、これを踏まえて本学の教育改善に資している。【資料 6-2-②-3】 さらに、令和 5(2023)年度においては、外部機関と三つのポリシーについての意見交換を行い、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うための仕組みについて検討を進めている。

また、令和 5(2023)年度において、各部署で保管しているデータを集積し、大学運営に必要な基礎情報データを 1 つにまとめ可視化し、大学全体の教育、研究、経営に関わる情報資産を部内に留まるという課題を解消することで、必要であれば社会に発信できるよう客観的・透明性を与えられるよう、ファクトブックの策定を行った。【資料 6-2-②-4】

一方、本学ホームページ上で、「教育上の基礎的な情報」や「修学上の情報等」において、学生調査結果や授業評価結果等について掲載し内外に公表している。また、令和 5(2023)

年度より毎年ディプロマ・サプリメントの作成など、学部や委員会等の要請に基づく資料の作成にも協力している。【資料 6-2-②-5】

【資料 6-2-②-1】 聖泉大学 IR 室規程

【資料 6-2-②-2】 IR 年間計画表

【資料 6-2-②-3】 聖泉大学アセスメント・ポリシー

【資料 6-2-②-4】 聖泉大学ファクトブックの策定

【資料 6-2-②-5】 大学ホームページ（情報公開：学生調査・授業アンケート）

<https://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自主的・自律的な自己点検・評価を実施するにあたり、令和 6(2024)年度以降も年度ごとに自己点検評価報告書を作成し、本学のホームページ上に公表することを継続していく。

教育の質保証のために、アセスメント・ポリシーに基づき、IR 機能を定着させ、収集したデータを分析・検証し教育改革を行っていく。

令和 6(2024)年度から聖泉大学ファクトブックの作成を進めており、この作成を通してさらに IR 機能を強化していく。自己点検・評価においてファクトブックを活用するとともに、学部・部署においてもファクトブックを活用していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

■ 三つのポリシーを起点とした内部質保証を教育の改善向上への反映

本学の内部質保証は、「内部質保証の方針」に基づき、三つのポリシーを起点とした評価結果を自己点検・認証評価委員会及び学部、研究科、全学委員会、全学施設で共有し、改善策へと至る PDCA サイクルを機能させている。【資料 6-3-①-1】

内部質保証のための PDCA サイクルは、アセスメント・ポリシーに基づき、三つのポリシーが実現しているか否かを「チェック」することにより、改善の成果を生み出している。

【資料 6-3-①-2】～【資料 6-3-①-3】

自己点検・認証評価委員会が、その結果を総括して自己点検評価書を作成し、教育研究評議会、教授会に報告している。【資料 6-3-①-4】

■ 中長期的な計画に基づく大学運営の改善・向上のための内部保証の仕組み

本学では、前述のとおり、共有された改善事項は、学部等関連部局において中期計画を

踏まえた次年度の事業計画に改善策として取り組むこととしている。さらに事業計画は、四半期ごとの進捗管理を行うことで、内部質保証の PDCA サイクルが機能しているかを自己点検・認証評価委員会が確認することとしている。【資料 6-3-①-5】～【資料 6-3-①-6】

学部ごとに毎年度各領域や委員会での活動内容等を「聖泉大学 年次報告書」という形でまとめている。またその内容はホームページ上に公開され、広く周知している。【資料 6-3-①-7】

また、教員個人レベルでの教育の質保証として、授業評価アンケートや教員個人評価を取り入れ、教育活動の見直しを行っている。また、令和 3(2021)年度よりティーチング・ポートフォリオを導入し、教員が自らの教育活動の検証と改善を行っている。【資料 6-3-①-8】

【資料 6-3-①-1】 聖泉大学内部質保証の方針

【資料 6-3-①-2】 聖泉大学アセスメント・ポリシー

【資料 6-3-①-3】 聖泉大学アセスメント・ポリシー チェックリスト

【資料 6-3-①-4】 聖泉大学自己点検評価報告書

【資料 6-3-①-5】 2023 年度計画進捗管理表

【資料 6-3-①-6】 令和 6(2024)年度事業計画

【資料 6-3-①-7】 聖泉大学 年次報告書

【資料 6-3-①-8】 聖泉大学ティーチング・ポートフォリオ

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシーとの整合性を持たせた教育研究活動の改善を図るために、学部及び研究科と IR 室及び FD・SD 委員会との連携をさらに深めていく。

今後も、自己点検・評価活動の効果を高めるような新たな方策を検討し、教育の質の向上、大学運営の改善に繋げていく。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証の組織体制については、内部質保証に関する方針を明示し、内部質保証のための組織体制を整備し、責任体制も明確にしている。

内部質保証のための自己点検評価については、認証評価に対応した自己点検評価に加えて、学園の中期目標・中期計画をもとに各部局で作成されている年度計画は四半期ごとに進捗管理され、当該年度の自己点検・評価を実施している。認証評価の結果は、本学ホームページにおいて公表している。毎年実施している自己点検評価についても、同様に自己点検評価書として本学ホームページ上に公表している。また、IR 室において、データ収集及び分析を行う体制を整え、三つのポリシーを起点とした内部質保証のための基礎データを蓄積しており、構成員の情報共有も行っている。

内部質保証の機能性については、三つのポリシーを起点とした評価結果は自己点検・認証委員会、学部、研究科などで共有し、改善策へと至る PDCA サイクルを機能させている。また、共有された改善事項は、中期計画を踏まえた次年度の事業計画として取り組んでい

る。

以上のことから、基準 6「内部質保証」を満たしていると評価する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携と社会貢献

A-1. 教育活動における地域連携の推進

A-1-① 地域連携事業推進のための大学間連携と学内体制

A-1-② 地域のニーズに即した社会貢献活動

A-1-③ カリキュラム上の地域貢献活動

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学間連携による地域連携事業の推進とその学内体制

本学では、建学の精神「人間理解と地域貢献」を礎とし、小規模大学ながらも、多様な機関と連携し、本学の特色を活かした小回りの利く地域と密着した活動を行っている。

■学外機関との連携

本学では、近隣大学を中心とした県内の大学と連携し、地域連携事業を推進している。

1) びわ湖東北部地域連携協議会（産官学・地域連携プラットフォーム）

本学は、平成 30(2018)年度に私立大学等改革総合支援事業（タイプ 5）として、「彦根・長浜・米原地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム」として選定され、10 機関（長浜バイオ大学、滋賀文教短期大学、聖泉大学、滋賀大学、滋賀県立大学と彦根商工会議所ほか 5 機関）がプラットフォームを結成した。びわ湖東北部地域を魅力と活気のある地域社会の創出を目指し、「産業振興に向けた産官学連携事業」、「地域コミュニティの活性化事業」、「地域を担う次世代人材の育成」の 3 つの柱を設け、事業を推進しており、令和 6(2024)年度が最終年度となっている。

その中でも本学は、地域コミュニティの活性化事業のリーダー校となり、事業全体を推進している。地域の多岐にわたる多様な課題に対応するために、産官学連携プラットフォームを活用し、本学が位置するびわ湖東北部での活動を推進している。【資料 A-1-①-1】～【資料 A-1-①-2】

2) 環びわ湖大学・地域コンソーシアム

環びわ湖大学・地域コンソーシアムに加盟（滋賀県内 13 大学・短期大学、6 つの市・県が加入）し、「大学地域連携事業」「学生支援事業」「留学生事業」「就職支援事業」「単位互換事業」「理系人材育成事業」に参画している。令和 5(2023)年度は、「大学地域連携事業」の地域課題解決支援に係る選考委員会委員として、コンソーシアムに加盟する自治体における地域の課題解決に向けた、地域住民と大学ゼミ等が連携して行う調査研究、教育普及、地域活動に対して専門的観点から応募があったプロジェクトの選考及び評価を行った。【資料 A-1-①-3】

■学内体制

学内の地域貢献活動の中心組織として、地域連携交流センターやプラットフォーム推進委員会を設置し、地域連携事業の推進、学内連携、情報共有をしている。教員・職員が委員となり組織されている。また、学生の自主的な地域活動を推進するために、学生の地域連携交流委員会を設置している。

1) 地域連携交流センター

人間学部・看護学部の教員及び職員からなる組織で、地域連携及び産学官連携の窓口となり、建学の精神を体現する地域連携活動を推進している。また、地域連携交流センター委員会と学生の地域連携交流委員を設け、学生・教職員が一体となり地域で活動を進めている。【資料 A-1-①-4】

また、地域連携交流センターのもとに、学生地域連携交流委員会を設置し、教員と共に地域連携活動の企画・運営を行っている。特に、自治体等と連携した防災・健康・環境の活動を推進している。【資料 A-1-①-5】

3) 聖泉大学プラットフォーム推進委員会

びわ湖東北部地域連携協議会を推進するため、学長のもとに聖泉大学プラットフォーム推進委員会を設置し、事業企画・運営・情報共有等を推進している。びわ湖東北部地域連携協議会では、本学が「地域コミュニティの活性化事業」のリーダー校として活動を推進している。【資料 A-1-①-6】

【資料 A-1-①-1】 びわ湖東北部地域連携協議会組織規程

【資料 A-1-①-2】 びわ湖東北部地域連携協議会中期計画（2019-2024 年度）抜粋

【資料 A-1-①-3】 環びわ湖大学・地域コンソーシアム組織図

【資料 A-1-①-4】 聖泉大学地域連携交流センター規程

【資料 A-1-①-5】 聖泉大学学生地域連携交流委員会内規

【資料 A-1-①-6】 聖泉大学プラットフォーム推進委員会規程

A-1-② 地域のニーズに即した社会貢献活動

1) 災害に強いまちづくりの推進

平成 28 (2016) 年 3 月、彦根市と「連携及び協力に関する協定」を締結し、平成 29(2017) 年度から、学生の防災サポーターチームを結成し、防災の活動を推進している。また、令和元(2019)年度からは、彦根市消防団機能別分団（大学生団員）・特別公務員として、市の防災訓練・火災予防啓発活動・救急フェアへの参加等、地域の防災活動を推進している。

また、「びわ湖東北部地域連携協議会」へ展開し、地域住民を対象とした防災士養成講座や防災講座の開催、防災を通じた連携活動を推進している。【資料 A-1-②-1】～【資料 A-1-②-3】

人間学部・看護学部では、令和 4(2022)年度のカリキュラム改正において、全学共通科目として「防災論」を構築した。学生全員が災害に関する知識の修得や、災害時における適切な行動について学ぶ実習等、地域の災害時に活躍できるような資質・能力の育成を目

指す科目としている。【資料 A-1-②-4】

2) 地域の健康推進

令和 5(2023)年には、地域の健康づくりの一助となるよう、自主的な健康づくりの勉強会（いずみ健やか塾）に本学 2 名が監修し、レクリエーション・アイデア集を完成させた【資料 A-1-②-5】。

地域住民に向けた健康増進支援事業として、世界各地で取り組まれている「世界アルツハイマーデー」「ピンクリボン月間」「世界糖尿病デー」の各期間を中心に、プロジェクトを企画し学生を含む地域住民に対して、健康づくり活動への一步を踏み出す支援をした。また、好奇心を持つ、学ぶ、探求する等「生活を楽しむ」要素も入れ、「ぶらり地元ウォーキング」として彦根市・長浜市・米原市で実施した。さらに、本学の周辺の歴史を学びながら地域住民と本学の学生とともに散策するウォーキングイベントを実施した。【資料 A-1-②-6】

3) 地域の生涯学習推進

びわ湖東北部地域連携協議会の 5 大学は、異なる学問分野のため、地域住民向けの公開講座（市民教養講座）として、協働で年間 10 講座を開講している。地域の背景・課題を明確化し、その多様なニーズに応えるよう、それぞれの専門分野を生かしたテーマの講座の企画・実施・評価を実施している。本学では、人間学部・看護学部の教員が、それぞれの視点から地域課題に関する講座を開講している。【資料 A-1-②-7】

また、生涯学習講座（専門コース）として、本学の看護学部の母性看護学領域と別科助産専攻が協働で子育て講座を行っている。令和 5(2023)年度事業では、マインドフルネス瞑想体験会・パパママクラス・ベビーママヨガ事業を企画・実施した。継続事業として 6 年目を迎える子どもの虐待予防啓発運動は、令和 4(2022)年より多賀大社に協力を依頼し、「帯祝いの会&オレンジリボン運動」を実施した。【資料 A-1-②-8】

4) 県内の看護の質向上の取り組み

看護学部では、地域貢献の取り組みとして、びわ湖東北部地域連携協議会へ展開し、ナイチンゲール看護講演会を毎年行っている。

これらの取り組みは、地域の医療、教育の発展のため、看護の質の向上を目指した勉強会の場として、また医療・福祉・教育現場の相互交流の場としての役割を担うことを目的として活動している。事業内容は、例会や講演会の開催のほか、地域の医療・看護教育関係者との共同研究等も行っている。【資料 A-1-②-9】

5) 学生の地域連携活動推進

学生の地域連携交流委員は、自治体・地域住民・各種団体・地域連携交流センター教職員と共に、防災・健康・環境を中心とした多様な地域活動に参加している。

また、地元ラジオ放送「FM ひこね」による本学の番組「スマイル@聖泉」を通して、学生の地域連携活動や大学の様々な活動紹介を行っている。【資料 A-1-②-10】

さらに、本学では、地域の課題に対して学生と教員が共に活動するプロジェクトを推進

してきた。令和 5(2023)年度のプロジェクトでは、彦根市立病院において、乳がん患者さんへ「手作りタオル帽子」を送った。【資料 A-1-②-11】

一方、モルックを中心としたユニバーサルスポーツ体験会およびモルック大会」を聖泉大学モルックサークルの運営で性別や年代を問わずスポーツの一環として開催した。【資料 A-1-②-12】

6) 高大連携

本学は、滋賀県内の高等学校との連携包括協定を 4 校締結しており、その中で、滋賀県立八幡高校とは、「連携講座」を通して、看護学を学ぶ動機付けを明確にするため、大学で看護学を学ぶことを中心に講義等を実施している。【資料 A-1-②-13】

また、高校生が本学の授業科目「防災論」を履修する場合は、先取り履修制度を設け、学生の社会実践活動の機会を提供することにより、学びの多様性を高めている。【資料 A-1-②-14】

7) 医療機関と連携協定

本学と滋賀県内の医療機関は、令和 5(2023)年度において、相互の人的及び知的資源の交流や活用を積極的に図ることにより、医療機関は安全で上質な医療提供と高等教育の高い質の保証を適切・確実に推進し、地域医療の発展と将来の看護を担う人材の育成を目的として、近江八幡市立総合医療センター、豊郷病院、水口病院、野洲病院などと連携に関する協定書を締結している。【資料 A-1-②-15】

締結している医療施設の実習施設においては、受け入れる学生数に応じて必要な実習指導者が置かれているとともに、実習指導者は実習に係る職業分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有しており、令和 6(2024)年 6 月から臨床教授等の称号を付与することにより、臨地実習を円滑に運営している。【資料 A-1-②-16】

【資料 A-1-②-1】彦根市との包括連携協定書

【資料 A-1-②-2】令和 5 年度滋賀県自主防災組織リーダー・防災士養成講座実施要領

【資料 A-1-②-3】「防災研修会」案内チラシ

【資料 A-1-②-4】シラバス「防災論」人間学部 看護学部

【資料 A-1-②-5】令和 5 年度いずみ塾レクリエーション・アイデア集

【資料 A-1-②-6】2023 年度「色と光でつながる健康づくり」「びわ湖東北部三柱秋物語」「肥田城・稲部遺跡歴史ウォーク」案内チラシ

【資料 A-1-②-7】2023 年度「市民教養講座」案内チラシ

【資料 A-1-②-8】2023 年度「マインドフルネス瞑想体験会」「パパ・ママクラス」「ベビーママヨガ」「帯祝い(安産祈願)の会」案内チラシ

【資料 A-1-②-9】2023 年度「ナイチンゲール看護講演会」案内チラシ

【資料 A-1-②-10】2023 年度スマイル@聖泉放送日程

【資料 A-1-②-11】帽子づくりワークショップ 中日新聞 Web 掲載記事

【資料 A-1-②-12】2023 年度「モルック体験会」「モルック大会」案内チラシ

【資料 A-1-②-13】八幡高等学校高大連携講座 年間スケジュール

【資料 A-1-②-14】 令和 5(2023)年度第 3 回教育研究評議会議事録

【資料 A-1-②-15】 近江八幡市立総合医療センターと学校法人聖泉学園との連携に関する協定書 他

【資料 A-1-②-16】 学校法人聖泉学園聖泉大学臨床教授等称号付与規程

A-1-③ カリキュラム上の地域貢献活動

人間学部では専門必修科目として「プロジェクト演習（3 年次）」を配置し、全ての学生が「地域で学び、地域に貢献すること」を柱とした教育を受けている。「プロジェクト演習」では、各自の興味関心に合わせて、様々な地域活動やボランティアに参画したり、自ら企画したりすることを課している。具体的には、地域の学童保育や子育て支援センターなどの活動に参画している。【資料 A-1-③-1】

看護学部の公衆衛生看護学ゼミナールでは、令和 2(2020)年度より彦根市民の課題に着目し、彦根市民自らが運動習慣や食生活を見直し、改善への取り組みを推進できる一助となるよう、学生が中心となり彦根市の保健師や教員とともに教材の開発を行った。令和 4(2022)年度は、彦根市健康推進課と連携し「健康啓発オリジナル POP」が彦根市のセブンイレブンにて披露され地域住民の健康づくりの支援の輪を広げた。【資料 A-1-③-2】

別科助産専攻においては、必修科目「地域母子保健演習」において、助産師の母子保健活動を体験学習する目的で、活動を学生自ら企画し、実践・評価することを指導している。びわ湖東北部地域連携協議会における子育て応援講座「パパママクラス」、「学生によるオレンジリボン運動」を毎年実施している。びわ湖東北部地域の 5 大学（本学を含む）や彦根市・長浜市・米原市が連携し、市役所、市町の保健センター、近隣の病産院、子育て広場等に向けて、広報活動を実施し、協力依頼を行っている。令和 2(2020)年のコロナ禍をきっかけに、病産院や地域の子育て講座が利用できず、出産・育児に向けて不安を抱えた妊婦が多くなり、そういった不安を軽減し、現在社会的問題となっている子どもの虐待（不適切な養育）予防や、産後の母親と父親のうつの予防に向けて、継続的に活動を企画・実施している。【資料 A-1-③-3】

【資料 A-1-③-1】 人間学部シラバス「プロジェクト演習」

【資料 A-1-③-2】 学生の地域貢献プロジェクト～セブンイレブンの POP デビュー

【資料 A-1-③-3】 別科助産専攻シラバス「地域母子保健演習」

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育活動における地域連携の推進については、びわ湖東北部地域連携協議会が展開してきた 3 つの事業のうち「地域コミュニティの活性化事業」のリーダー校としてその役割を担ってきたが、令和 6(2024)年度以降の事業継承が大きな課題となっている。構成員の 5 大学と協議しながら事業規模や内容を見直し、地域住民に貢献できる持続可能な体制を構築していく。

地域に在住する市民や在学学生向けに防災士を養成する事業を拡充し、防災に対する意識向上に努めるとともに地域への「安心・安全」に繋げる活動に推進していく。

また、学生の地域連携活動は、地域の課題を解決するだけでなく、学生の学びや経験に繋がっている。今後も SDGs を活用し、地域の課題に対して主体的に取り組めるよう、学生の活動支援を継続し、本学が地域の活性化や生涯学習の拠点としてなくてはならない存在として貢献していく。

【基準 A の自己評価】

大学間連携と学内体制については、びわ湖東北部地域連携協議会、環びわ湖大学・地域コンソーシアムを通して、着実に地域連携事業を推進している。また、地域の活性化のために、地域連携交流センターを中心として、本学と社会の連携を推進する体制は整備されている。

地域のニーズに即した社会貢献活動については、「災害に強いまちづくり」、「地域の健康」、「地域の生涯学習」、「県内の看護の質向上の取り組み」、「学生の地域連携活動」「高大連携」「医療機関と連携協定」を推進しており、本学が持つ教育、研究における人的・知的資源や施設を地域に提供することで、地域連携・社会貢献の成果を挙げている。

カリキュラム上の地域貢献活動については、「プロジェクト演習」での学童保育や子育て支援センターでの活動の参加、「公衆衛生看護学ゼミナール」での健康啓発オリジナル POP の提供、「地域母子保健演習」での母子保健活動の体験学習などを通して、実践教育に活かしている。

以上のことから、基準 A「地域連携と社会貢献」を満たしていると評価する。

V. 特記事項

1. SDGs を活用した、豊かに働き生活できるびわ湖東北部地域連携

令和 2(2020)年から、びわ湖東北部地域内の大学（滋賀大、県立大、長浜バイオ大、聖泉大）・短期大学（滋賀文教短大）・自治体（滋賀県、長浜市、米原市、彦根市）・産業界（長浜、彦根商工会議所）など 11 機関が、SDGs を活用しながら力を合わせ、それぞれ得意の分野で協働して、大学の改革を推進すると共に、地域における知の基盤としての役割を果たし、その特徴や強みを活かした地域貢献はじめ人材の育成や豊かな地域社会の構築に産官学が連携し取り組んでいる。

主な事業は、①産業振興に向けた産官学連携、②地域コミュニティの活性化、③地域を担う次世代人材の育成である。

産官学連携では、大学で行われている研究や教育の説明を専門外の人にもわかりやすく平易な文章で表現した「産官学連携ハンドブック」の発行や産官学共同研究・協働事業の支援などを行っている。

地域コミュニティの活性化では、市民教養講座や子育て応援講座などの開講のほか、地域住民の健康増進と運動習慣の定着を図るため自治体と共同してウォーキングイベントなどを行っている。

次世代人材の育成では、SDGs をテーマとした共同講義の開催など、幼・小・中・高校生の学習支援に取り組んでいる。

2. 高大連携講座

本学では、高校生が大学の授業を受講したり、本学の教員が高校に出向いて授業する「高大連携」を、県教委はじめ包括協定を結んだ高校と連携して実施している。

いずれも、将来、看護職を目指す高校生が対象で、本学の教員や学生に倣って、身体計測やバイタルサイン測定などのシャドーイング体験のほか、看護の基礎となる感染予防や体の向きを変える看護技術などを体験させ、模擬授業では、「赤ちゃんの生活を見てみよう」とか「超高齢社会と老年看護学誕生のお話し」などの講座を開講しており、例年 30 人ほどの参加者がある。

こうした取り組みを通して、看護を楽しく深く学ぶことにより、本学看護学部などへの入学がより確かなものとなるよう引き続き実施したい。

3. 学内環境改善に向けたガーデニング

本学はこれまで、学内の環境整備は、専任の職員が担当してきたが、昨年 6 月、看護学部の一教員が趣味として取り組んでいたガーデニングを学内でも取り組むことになり、呼びかけた結果、看護学部 4 年次を中心に「ガーデニング同好会」が立ち上がり、季節ごとに、ナデシコ、ヒマワリ、パンジーなどが咲くようになり、学内の環境美化はもちろん、学生同士の交流の輪が広がるなど大きな成果が出ている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に本学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 5 条に本学の学部の教育研究上の目的を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 18 条に本学の修業年限を定めている。	3-1
第 88 条	—	編入学の修業年限を定めていない。	3-1
第 89 条	—	早期卒業の制度は設けてない。	3-1
第 90 条	○	学則第 25 条に入学資格を定め、入学者選抜を行っている。	2-1
第 92 条	○	学則第 10 条において職員組織を定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 16 条及び教授会規程に教授会について定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 42 条及び学位規程において学位授与を定めている。	3-1
第 105 条	—	履修証明制度は行っていない。	3-1
第 108 条	—	本学は短期大学を設置していない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に目的達成と評価を定めている。	6-2
第 113 条	○	情報公開規程により教育研究活動の状況を公開している。	3-2
第 114 条	○	学則第 8 条に事務組織を定めている。	4-1 4-3
第 122 条	—	高等専門学校を卒業した者の編入学は対応していない。	2-1
第 132 条	—	専修学校を修了した者の編入学は対応していない。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則において記載事項（第 1 号～8 号）を定めている。	3-1 3-2
第 24 条	○	学生の学修及び健康の状況を記録した書類を管理している。	3-2
第 26 条第 5 項	○	学則第 61 条、懲戒について定めている。	4-1
第 28 条	○	本条所定の表簿を備えるとともに所定の期間保存している。	3-2
第 143 条	—	代議員会は置いていない。	4-1
第 146 条	—	科目等履修生の修業年限の通算は定めていない。	3-1
第 147 条	—	早期卒業の制度は設けてない。	3-1
第 148 条	—	修業年限は 4 年であるため該当しない。	3-1
第 149 条	—	早期卒業の制度は設けてない。	3-1
第 150 条	○	学則第 25 条に入学資格を定めている。	2-1
第 151 条	—	飛び級入学制度は設けていない。	2-1
第 152 条	—	飛び級入学制度は設けていない。	2-1
第 153 条	—	飛び級入学制度は設けていない。	2-1
第 154 条	—	飛び級入学制度は設けていない。	2-1
第 161 条	○	学則第 30 条に編入学を定めている。	2-1

聖泉大学

第 162 条	—	外国大学からの転学制度は設けていない。	2-1
第 163 条	○	学則第 20 条、21 条に定めている。	3-2
第 163 条の 2	—	学修証明書を交付する制度は設けていない。	3-1
第 164 条	—	履修証明プログラムの制度は設けていない。	3-1
第 165 条の 2	○	3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、大学ホームページ等で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条、自己点検・認証評価委員会規程及び内部質保証の方針に定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	情報公開規程により教育研究活動等の公開を定めており、大学ホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 42 条に学士の学位を定めている。	3-1
第 178 条	—	高等専門学校を卒業した者の編入学は対応していない。	2-1
第 186 条	—	専修学校を修了した者における編入学は対応していない。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を満たすとともに水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 5 条に本学の学部在教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 27 条に入学者の選考及び入試・学生募集委員会規程に定めている。	2-1
第 3 条	○	学部は教育研究上適当な大学設置基準に則り、適切な数の教員及を配置している。	1-2
第 4 条	○	学則第 5 条に定めている。	1-2
第 5 条	—	別課程を設けていない。	1-2
第 6 条	—	学部以外の教育研究上の基本組織は設けていない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学則第 10 条において職員組織を定め、組織間の連携が図れるように組織編制を行っている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	学則第 32 条に授業科目について定め、適切に担当及び補助行っている。	3-2 4-2

聖泉大学

第 9 条	—	該当する教員はいない。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	専任教員は充足している。	3-2 4-2
第 11 条	○	学則第 3 条に定めている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	学長選考任免規程を定め、適切に選任している。	4-1
第 13 条	○	教育職員資格審査規程第 4 条に教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	教育職員資格審査規程第 5 条に准教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	教育職員資格審査規程第 6 条に講師の資格を定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	教育職員資格審査規程第 7 条に助教の資格を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	教育職員資格審査規程第 8 条に助手の資格を定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 5 条に収容定員については定めている。	2-1
第 19 条	○	学則第 31 条に教育課程は必要な授業科目を開設し、体系的な編成について定めている。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目は開設していない。	3-2
第 20 条	○	学則第 32 条に授業科目区分について定めている。	3-2
第 21 条	○	学則第 33 条に単位の計算方法について定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 23 条に授業期間について定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 21 条に学期について定めている。	3-2
第 24 条	○	教育効果を考慮し、適当な人数で授業を行っている。	2-5
第 25 条	○	授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行っている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 35 条に成績評価基準等の明示唐について定めている。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制は行っていない。	3-2
第 27 条	○	学則第 36 条に単位の授与について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 34 条に単位数の上限について定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目は開設していない。	3-1
第 28 条	○	学則第 38 条に他の大学における授業科目の履修について定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 38 条に他の大学における授業科目の履修について定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 39 条に入学前の既修得単位について定めている。	3-1
第 30 条の 2	○	学則第 37 条に長期にわたる教育課程の履修について定めている。	3-2
第 31 条	○	学則第 49 条に科目等履修について定めている。	3-1 3-2

聖泉大学

第 32 条	○	学則第 42 条に卒業要件について定めている。	3-1
第 33 条	—	授業時間制は設けていない。	3-1
第 34 条	○	校地は、教育にふさわしい環境と学生が休息等の利用にするのに適当な空き地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は、敷地内にあり、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 36 条	○	校舎は、規模に応じた教室等専用の施設を有している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	学術情報その他の教育研究上の要な図書等の資料を適切に備えている。	2-5
第 39 条	—	該当する学部又は学科の教育研究に必要な附属施設を有していない。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学の学科は設置していない。	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	校地は 2 つ以上ない。	2-5
第 40 条の 3	○	必要な経費の確保により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	学大学、学部及び科名称は、本学の教育研究上の目的に相応しいものとなっている。	1-1
第 41 条	—	学部等連携課程実施基本組織は設置していない。	3-2
第 42 条	—	専門職学科は設置していない。	1-2
第 42 条の 2	—		2-1
第 42 条の 3	—		4-2
第 42 条の 4	—		3-2
第 42 条の 5	—		4-1
第 42 条の 6	—		3-2
第 42 条の 7	—		2-5
第 42 条の 8	—		3-1
第 42 条の 9	—		3-1
第 42 条の 10	—		2-5
第 43 条	—		3-2
第 44 条	—		3-1
第 45 条	—		3-1
第 46 条	—	共同教育課程は設置していない。	3-2 4-2
第 47 条	—		2-5
第 48 条	—		2-5
第 49 条	—		2-5
第 49 条の 2	—		3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部は設置していない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部は設置していない。	4-2
第 58 条	—	工学に関する学部は設置していない。	1-2
第 59 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学に該当しない。	2-5

聖泉大学

第 61 条	一	新たに大学等、又は薬学の課程の設置していない。	2-5 3-2 4-2
--------	---	-------------------------	-------------------

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 42 条に学位の授与について定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 42 条に学位の専攻分野の名称について定めている。	3-1
第 10 条の 2	一	共同教育課程を設置していない。	3-1
第 13 条	○	学位規程を制定し、文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	運営基盤の強化、設置する大学の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保に努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他の関係者に対し特別の利益供与を行っていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 34 条において、寄附行為の備え付け及び閲覧について定めている。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に役員について定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為施行細則第 3 条において、法人からの選任書の交付、役員からの就任承諾書の提出について定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 15 条に理事会について定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条に理事長の職務、第 12 条に理事の代表権の制限、第 13 条に理事長職務の代理等、第 14 条に監事の職務を定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条に理事の選任、第 7 条に監事の選任を定めている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条第 1 項に「監事は、法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族以外の者」と定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条に理事の補充を定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 18 条に評議員会を定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 20 条に諮問事項を定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 21 条に評議員会の意見具申等を定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 22 条に評議員の選任を定めている。	5-3

聖泉大学

第 44 条の 2	○	寄附行為第 36 条の 2 及び第 36 条の 3 に損害賠償責任を定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○		5-2 5-3
第 44 条の 4	○		5-2 5-3
第 44 条の 5	○		5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 40 条に寄附行為の変更を定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 31 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画を定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 33 条に決算及び実績の報告を定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 34 条に財産目録等の備付け及び閲覧を定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 34 条の 3 に役員の報酬を定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 36 条に会計年度を定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 34 条の 2 に情報の公開を定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に目的を定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 5 条に研究科を定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 24 条に入学資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 24 条に入学資格を定めている。	2-1
第 156 条	—	修士の学位と同等の学力がある者の入学資格規定がない。	2-1
第 157 条	—	大学院への飛び入学制度はない。	2-1
第 158 条	—		2-1
第 159 条	—		2-1
第 160 条	—		2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院学則第 1 条に目的及び目的達成と評価を定めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 6 条に教育研究上の目的を定めている・	1-1 1-2

聖泉大学

第1条の3	○	大学院学則第24条～第26に入学者選抜を定めている。	2-1
第2条	○	大学院学則第4条に修士課程設置を定めている。	1-2
第2条の2	—	専ら夜間において教育を行う大学院の課程を設置していない。	1-2
第3条	○	大学院学則第16条に修業年限及び在学年限を定めている。	1-2
第4条	—	博士課程は設置していない。	1-2
第5条	○	大学院設置基準に則り、適切な教員数を配置している。	1-2
第6条	○	大学院学則第5条に看護学研究科看護専攻を定めている。	1-2
第7条	○	学部の上に立つ研究科として組織しており、学部と適切な連携を図っている。	1-2
第7条の2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科は設置していない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の基本組織は設置していない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な教員および事務職員等を配置し、教育研究組織を編成している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	教育職員資格審査規程を踏まえ、大学院設置基準に則り、設置基準上の必要専任教員数以上の教員を配置している。	3-2 4-2
第9条の3	○	大学院学則第3条に組織的な研修等について定めている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	大学院学則第5条に収容定員を定めている。	2-1
第11条	○	大学院学則第30条に教育方法及び授業科目について定めている。	3-2
第12条	○	大学院学則第32条に研究指導について定めている。	2-2 3-2
第13条	○	研究指導は、資格を有する大学院担当教員が行っている。	2-2 3-2
第14条	○	大学院学則第37条に教育方法の特例（昼夜開講制）について定めている。	3-2
第14条の2	○	大学院学則第36条に成績評価基準等の明示について定めている。	3-1
第15条	○	大学院学則第5条に学生数、第18に長期履修学生、第20条に学期、第22条に授業期間、第33条に単位の計算方法、第39条に他大学の大学院等における授業科目の履修等、第40条に入学前の既修得単位等の認定、第50条に科目等履修生、第51条に特別聴講生について定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第41条に課程修了の要件について定めている。	3-1
第17条	—	博士課程は設置していない。	3-1
第19条	○	教育研究に必要な教室、研究室、演習室等を備えている。	2-5

聖泉大学

第 20 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。	2-5
第 22 条	○	図書館等の施設及び設備は、学部・大学院で共有している。	2-5
第 22 条の 2	—	校地は 2 つ以上ない。	2-5
第 22 条の 3	○	研究科において必要な経費を確保し、教育研究の環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものとしている。	1-1
第 23 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学に該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学に該当しない。	2-5
第 25 条	—	通信教育課程は設置していない。	3-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	—		3-2 4-2
第 28 条	—		2-2 3-1 3-2
第 29 条	—		2-5
第 30 条	—		2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連係課程実施基本組織は設置していない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程は編成していない。	3-2
第 32 条	—		3-1
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科は設置していない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科は設置していない。	4-2
第 42 条	—	博士課程は設置していない。	2-3
第 43 条	○	授業料、入学料その他の費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報をガイダンス等で明示している。	2-4
第 45 条	—	外国に研究科を設置していない。	1-2
第 46 条	—	新たに大学院及び研究科等を設置していない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

「該当なし」

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	大学院学則第43条に学位を定めている。	3-1
第4条	—	博士課程を設置していない。	3-1
第5条	○	学位論文審査委員会において、他大学の大学院又は研究所等の教員等を委員に加えることができることを定めている。	3-1
第12条	—	博士課程を設置していない。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人聖泉学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	聖泉大学大学案内(2025)	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	聖泉大学学則、聖泉大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2024 年度聖泉大学看護学部学生募集要項	F-4-1
	2024 年度聖泉大学大学院看護学研究科学生募集要項	F-4-2
	2024 年度聖泉大学別科助産専攻学生募集要項	F-4-3
【資料 F-5】	学生便覧	
	SEISEN UNIVERSITY 2024	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 6(2024)年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 5(2023)年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	聖泉大学交通アクセス	F-8-1
	聖泉大学キャンパスマップ	F-8-2
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人聖泉学園規程集（電子データ） 目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和 5(2023)年度理理事会・評議員会の構成	
	令和 5(2023)年度理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類(令和元年度～令和 5 年度)	
	監査報告書(令和元年度～令和 5 年度)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2023 年度履修要項 人間学部	F-12-1
	2024 年度履修要項 看護学部	F-12-2
	2024 年度履修要項 看護学研究科	F-12-3
	2024 年度履修要項 別科助産専攻	F-12-4
	2024 年度シラバス（電子データ）	F-12-5
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	本学ホームページ（情報公開：三つのポリシー）	
	http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
1-1-① 意味・内容の具体性と明確性		
【資料 1-1-①-1】	聖泉大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-①-2】	聖泉大学大学院学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-①-3】	聖泉大学別科助産専攻規程	
1-1-② 簡潔な文章化		
【資料 1-1-②-1】	聖泉大学大学案内（2025）	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-1-②-2】	SEISEN UNIVERSITY（2024）	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-②-3】	2023 年度履修要項 人間学部	【資料 F-12-1】に同じ
【資料 1-1-②-4】	2024 年度履修要項 看護学部	【資料 F-12-2】に同じ
【資料 1-1-②-5】	2024 年度履修要項 看護学研究科	【資料 F-12-3】に同じ
【資料 1-1-②-6】	2024 年度履修要項 別科助産専攻	【資料 F-12-4】に同じ
【資料 1-1-②-7】	本学ホームページ（情報公開：教育研究上の目的） https://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai	
1-1-③ 個性・特色の明示		
【資料 1-1-③-1】	聖泉大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-③-2】	聖泉大学大学院学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-③-3】	聖泉大学別科助産専攻規程	【資料 1-1-①-3】に同じ
【資料 1-1-③-4】	聖泉大学大学案内（2025）	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-1-③-5】	SEISEN UNIVERSITY（2024）	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-③-6】	本学ホームページ（情報公開：教育研究上の目的） https://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai	【資料 1-1-②-7】に同じ
1-1-④ 変化への対応		
【資料 1-1-④-1】	学校法人聖泉学園中期目標・中期計画(第 1 期 2019～2023)	
【資料 1-1-④-2】	聖泉大学の経営・運営基盤を見据えた人間学部の在り方(答申 2020.6.23)	
【資料 1-1-④-3】	人間学部入学志願者数・入学者数の推移	
【資料 1-1-④-4】	2024 年度履修要項 看護学部の三つのポリシー	
【資料 1-1-④-5】	収容定員増加に係る学則変更届	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
1-2-① 役員、教職員の理解と支持		
【資料 1-2-①-1】	聖泉大学学則 第 1 条、第 5 条	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-2-①-2】	聖泉大学大学院学則 第 1 条、第 6 条	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-2-①-3】	聖泉大学教授会規程	
【資料 1-2-①-4】	学長が定める大学の教育研究に関する重要事項	
【資料 1-2-①-5】	聖泉大学大学院教授会規程	
【資料 1-2-①-6】	学校法人聖泉学園寄附行為施行細則	

聖泉大学

1-2-② 学内外への周知		
【資料 1-2-②-1】	聖泉大学大学案内（2025）	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-2-②-2】	SEISEN UNIVERSITY（2024）	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-2-②-3】	聖泉大学教育後援会 2023 年 10 月 VOL18	
【資料 1-2-②-4】	本学ホームページ（情報公開：教育研究上の目的） https://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai	【資料 1-1-②-7】に同じ
【資料 1-2-②-5】	聖泉大学 学歌	
【資料 1-2-②-6】	聖泉大学体育館西側看板写真	
1-2-③ 中長期的な計画への反映		
【資料 1-2-③-1】	学校法人聖泉学園中期目標・中期計画(第 1 期 2019～2023)	【資料 1-1-④-1】に同じ
【資料 1-2-③-2】	学校法人聖泉学園中期目標・中期計画(第 2 期 2024～2028)	
【資料 1-2-③-3】	令和 6(2024)年度事業計画書	【資料 F-6】に同じ
【資料 1-2-③-4】	2023 年度事業計画進捗状況管理表 抜粋	
1-2-④ 三つのポリシーへの反映		
【資料 1-2-④-1】	本学ホームページ(情報公開：三つのポリシー) http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai	【資料 F-13】に同じ
【資料 1-2-④-2】	聖泉大学看護学部看護学科の看護師・保健師教育課程を変更する理由等について	
【資料 1-2-④-3】	聖泉大学別科助産専攻の教育課程を変更する理由等について	
1-2-⑤ 教育研究組織と構成との整合性		
【資料 1-2-⑤-1】	聖泉大学教育研究組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受け入れ		
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知		
【資料 2-1-①-1】	聖泉大学大学案内（2025）	【資料 F-2】に同じ
【資料 2-1-①-2】	2024 年度 聖泉大学看護学部 学生募集要項	【資料 F-4-1】に同じ
【資料 2-1-①-3】	2024 年度 聖泉大学大学院看護学研究科 学生募集要項	【資料 F-4-2】に同じ
【資料 2-1-①-4】	2024 年度 聖泉大学別科助産専攻 学生募集要項	【資料 F-4-3】に同じ
【資料 2-1-①-5】	聖泉大学受験生サイト（アドミッション・ポリシー） https://www.seisen.ac.jp/admissions/entrance/polis	
【資料 2-1-①-6】	令和 7(2025)年度 聖泉大学入試ガイド	
【資料 2-1-①-7】	令和 7(2025)年度 聖泉大学総合型選抜ガイド	
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証		
【資料 2-1-②-1】	2024 年度 聖泉大学看護学部看護学科 学生募集要項	【資料 F-4-1】に同じ
【資料 2-1-②-2】	2024 年度 聖泉大学大学院看護学研究科 学生募集要項	【資料 F-4-2】に同じ
【資料 2-1-②-3】	2024 年度 聖泉大学別科助産専攻 学生募集要項	【資料 F-4-3】に同じ
【資料 2-1-②-4】	令和 4(2022)年度第 8 回全学入試委員会議事録	

聖泉大学

【資料 2-1-②-5】	本学ホームページ(お知らせ) https://www.seisen.ac.jp/news/56527	
【資料 2-1-②-6】	2024 年度 入試実施要項 監督要項	
【資料 2-1-②-7】	聖泉大学入学試験実施に関する要項	
【資料 2-1-②-8】	聖泉大学受験生サイト (入試情報) https://www.seisen.ac.jp/admissions/entrance	
【資料 2-1-②-9】	令和 4(2022)年度第 5 回全学入試委員会議事録	
【資料 2-1-②-10】	令和 6(2024)年度第 1 回入試・学生募集委員会議事録	
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持		
【資料 2-1-③-1】	聖泉大学オープンキャンパスページ https://www.seisen.ac.jp/admissions/opencampus2024	
【資料 2-1-③-2】	高校訪問履歴(2023 年 4 月～2024 年 3 月)	
【資料 2-1-③-3】	看護学部 5 つの強み チラシ	
【資料 2-1-③-4】	看護師プラスワン資格を目指すなら聖泉大学看護学部チラシ	
【資料 2-1-③-5】	聖泉大学入試・学生募集委員会規程	
2-2. 学修支援		
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備		
【資料 2-2-①-1】	2024 年度オリエンテーションスケジュール	
【資料 2-2-①-2】	2024 年度履修ガイダンス	
【資料 2-2-①-3】	Grow-up Week お知らせ及び報告書	
【資料 2-2-①-4】	聖泉大学看護学部チューター制度実施要項	
【資料 2-2-①-5】	2024 年度担任一覧	
【資料 2-2-①-6】	聖泉大学別科助産専攻規程	【資料 1-1-①-3】に同じ
【資料 2-2-①-7】	アクティブアカデミー(AA) 利用マニュアル (授業アンケート)	
【資料 2-2-①-8】	学修管理システム (manaba) 利用マニュアル	
【資料 2-2-①-9】	保護者ポータル操作説明書	
2-2-② TA(Teaching Assistant)、SA (Student Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実		
【資料 2-2-②-1】	聖泉大学ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-②-2】	聖泉大学スチューデント・アシスタント規程	
【資料 2-2-②-3】	障がいのある学生の支援に関するガイドライン	
【資料 2-2-②-4】	令和 4(2022)年度第 4 回全学教務委員会議事録	
【資料 2-2-②-5】	2024 年度オフィスアワー一覧 (人間学部・看護学部)	
【資料 2-2-②-6】	2024 年度看護学部チューター一覧	
【資料 2-2-②-7】	2024 年度担任一覧	【資料 2-2-①-5】に同じ
2-3. キャリア支援		
2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備		
【資料 2-3-①-1】	人間学部人間心理学科カリキュラムマップ 2024	
【資料 2-3-①-2】	看護学部看護学科カリキュラムマップ 2024	
【資料 2-3-①-3】	聖泉大学人間学部進路支援委員会規程	
【資料 2-3-①-4】	聖泉大学看護学部学生委員会規程	

聖泉大学

【資料 2-3-①-5】	人間学部就職状況（2019 年度～2023 年度）	
【資料 2-3-①-6】	就職アドバイザー配置	
【資料 2-3-①-7】	就活支援ブック 保護者編 2022-2023（人間学部）	
【資料 2-3-①-8】	看護学部就職状況（2019 年度～2023 年度）	
【資料 2-3-①-9】	聖泉大学と 4 病院との連携包括協定書	
【資料 2-3-①-10】	聖泉大学看護学部就職ガイドブック	
【資料 2-3-①-11】	国家試験対策カリキュラム	
【資料 2-3-①-12】	国家試験対策の年間予定表	
2-4. 学生サービス		
2-4-① 学生生活の安定のための支援		
【資料 2-4-①-1】	聖泉大学学生委員会規程	
【資料 2-4-①-2】	聖泉大学人間学部進路支援委員会規程	【資料 2-3-①-3】に同じ
【資料 2-4-①-3】	聖泉大学看護学部学生委員会規程	【資料 2-3-①-4】に同じ
【資料 2-4-①-4】	聖泉大学カウンセリングセンター規程	
【資料 2-4-①-5】	聖泉大学学則 p1002	
【資料 2-4-①-6】	聖泉大学奨学金規程	
【資料 2-4-①-7】	2024 年度聖泉大学看護学部学生募集要項 p14・15	
【資料 2-4-①-8】	看護学部特別奨学金給付要領	
【資料 2-4-①-9】	本学ホームページ（情報公開：高等教育の修学支援制度） http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai	
【資料 2-4-①-10】	令和 5(2023)年度日本学生支援機構給付奨学生	
【資料 2-4-①-11】	SEISEN UNIVERSITY 2024 p63-64 課外活動	
【資料 2-4-①-12】	聖泉大学学生ボランティア活動への支援に関する規程	
【資料 2-4-①-13】	カウンセリングセンター利用状況	
【資料 2-4-①-14】	SEISEN UNIVERSITY 2024 p75-76 保健室（保健管理）	
【資料 2-4-①-15】	保健室利用状況	
【資料 2-4-①-16】	抗体価検査報告書	
【資料 2-4-①-17】	聖泉大学学生表彰規程	
【資料 2-4-①-18】	聖泉大学スクールバス送迎時刻表	
【資料 2-4-①-19】	SEISEN UNIVERSITY 2024 p78 留学生の生活支援	
2-5. 学修環境の整備		
2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理		
【資料 2-5-①-1】	校舎・運動場等の配置図	
【資料 2-5-①-2】	建物の耐震化率	
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用		
【資料 2-5-②-1】	聖泉大学図書館利用規程	
【資料 2-5-②-2】	本学ホームページ（図書館） https://www.seisen.ac.jp/fuzoku/library	
【資料 2-5-②-3】	聖泉大学情報システム利用規則	

聖泉大学

【資料 2-5-②-4】	本学ホームページ（情報センター） https://www.seisen.ac.jp/fuzoku/joho	
【資料 2-5-②-5】	学内情報通信ネットワークの整備	
【資料 2-5-②-6】	本学ホームページ(キャンパスマップ) http://www.seisen.ac.jp/intro/campus-map	【資料 F-8-2】に同じ
【資料 2-5-②-7】	SEISEN UNIVERSITY 2024 P33 学生生活 自習室	
【資料 2-5-②-8】	Learning Commons の設置	
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性		
【資料 2-5-③-1】	写真（バリアフリーの箇所）	
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理		
【資料 2-5-④-1】	2024 年度前期授業時間割及び受講人数一覧（学部・大学院・別科）	
【資料 2-5-④-2】	臨地実習領域別配置表	
【資料 2-5-④-3】	メディアサイト利用マニュアル	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用		
【資料 2-6-①-1】	2022 年度・2023 年度授業評価アンケート個票	
【資料 2-6-①-2】	2022 年度前期・後期授業評価結果報告書	
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用		
【資料 2-6-②-1】	SEISEN UNIVERSITY 2024 P74 カウンセリングセンター	
【資料 2-6-②-2】	SEISEN UNIVERSITY 2024 P75～76 保健室	【資料 2-4-①-14】に同じ
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用		
【資料 2-6-③-1】	令和(52023)年度一言意見箱の集計	
【資料 2-6-③-2】	2023 年度学生調査 報告書	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知		
【資料 3-1-①-1】	本学ホームページ(情報公開：三つのポリシー) http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai	【資料 1-2-④-1】に同じ
【資料 3-1-①-2】	2023 年度履修要項 人間学部	【資料 F-12-1】に同じ
【資料 3-1-①-3】	2024 年度履修要項 看護学部	【資料 F-12-2】に同じ
【資料 3-1-①-4】	2024 年度履修要項 看護学研究科	【資料 F-12-3】に同じ
【資料 3-1-①-5】	2024 年度履修要項 別科助産専攻	【資料 F-12-4】に同じ
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知		
【資料 3-1-②-1】	2024 年度人間学部シラバス	【資料 F-12-5】に同じ
【資料 3-1-②-2】	聖泉大学人間学部規程	

聖泉大学

【資料 3-1-②-3】	聖泉大学人間学部履修規程	
【資料 3-1-②-4】	2023 年度履修要項 人間学部	【資料 F-12-1】に同じ
【資料 3-1-②-5】	2024 年度看護学部シラバス	【資料 F-12-5】に同じ
【資料 3-1-②-6】	聖泉大学看護学部規程	
【資料 3-1-②-7】	聖泉大学看護学部履修規程	
【資料 3-1-②-8】	2024 年度履修要項 看護学部	【資料 F-12-2】に同じ
【資料 3-1-②-9】	2024 年度履修要項 看護学研究科	【資料 F-12-3】に同じ
【資料 3-1-②-10】	聖泉大学別科助産専攻規程	【資料 1-1-①-3】に同じ
【資料 3-1-②-11】	2024 年度履修要項 別科助産専攻	【資料 F-12-4】に同じ
【資料 3-1-②-12】	入学時オリエンテーション日程表	
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用		
【資料 3-1-③-1】	聖泉大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-1-③-2】	聖泉大学大学院学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-1-③-3】	聖泉大学別科助産専攻規程	【資料 1-1-①-3】に同じ
【資料 3-1-③-4】	聖泉大学学位規程	
【資料 3-1-③-5】	聖泉大学人間学部規程	【資料 3-1-②-2】に同じ
【資料 3-1-③-6】	聖泉大学看護学部規程	【資料 3-1-②-6】に同じ
【資料 3-1-③-7】	聖泉大学人間学部履修規程	【資料 3-1-②-3】に同じ
【資料 3-1-③-8】	聖泉大学看護学部履修規程	【資料 3-1-②-7】に同じ
【資料 3-1-③-9】	聖泉大学大学院看護学研究科履修規程	
【資料 3-1-③-10】	聖泉大学別科助産専攻履修規程	
【資料 3-1-③-11】	聖泉大学学生の懲戒に関する規程	
3-2. 教育課程及び教授方法		
3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知		
【資料 3-2-①-1】	2023 年度履修要項 人間学部	【資料 F-12-1】に同じ
【資料 3-2-①-2】	2024 年度履修要項 看護学部	【資料 F-12-2】に同じ
【資料 3-2-①-3】	2024 年度履修要項 看護学研究科	【資料 F-12-3】に同じ
【資料 3-2-①-4】	2024 年度履修要項 別科助産専攻	【資料 F-12-4】に同じ
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性		
【資料 3-2-②-1】	人間学部人間心理学科カリキュラムマップ 2024	【資料 2-3-①-1】に同じ
【資料 3-2-②-2】	看護学部看護学科カリキュラムマップ 2024	【資料 2-3-①-2】に同じ
【資料 3-2-②-3】	2024 年度全学シラバス	【資料 F-12-5】に同じ
【資料 3-2-②-4】	2024 年度履修要項 看護学研究科	【資料 F-12-3】に同じ
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成		
【資料 3-2-③-1】	2023 年度履修要項 人間学部	【資料 F-12-1】に同じ
【資料 3-2-③-2】	2024 年度履修要項 看護学部	【資料 F-12-2】に同じ
【資料 3-2-③-3】	2024 年度履修要項 看護学研究科	【資料 F-12-3】に同じ
【資料 3-2-③-4】	2024 年度履修要項 別科助産専攻	【資料 F-12-4】に同じ

聖泉大学

3-2-④ 教養教育の実施		
【資料 3-2-④-1】	2023 年度履修要項 人間学部	【資料 F-12-1】に同じ
【資料 3-2-④-2】	2024 年度履修要項 看護学部	【資料 F-12-2】に同じ
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施		
【資料 3-2-⑤-1】	2024 年度 人間学部シラバス「近江での SDGs の実践」他	
【資料 3-2-⑤-2】	2024 年度人間学部シラバス「プロジェクト演習」	
【資料 3-2-⑤-3】	Grow-up Week 計画表・分担表・記録	
【資料 3-2-⑤-4】	2024 年度看護学部シラバス「フレッシュゼミ」他	
【資料 3-2-⑤-5】	2024 年度看護学部シラバス「キャリア教育Ⅰ～Ⅳ」	
【資料 3-2-⑤-6】	聖泉大学大学院学則 第 18 条 第 32 条 第 37 条	
【資料 3-2-⑤-7】	2024 年度別科助産専攻シラバス「助産診断・技術学」他	
【資料 3-2-⑤-8】	2023 年度公開授業（看護学部）	
3-3. 学修成果の点検・評価		
3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用		
【資料 3-3-①-1】	2024 年度人間学部シラバス 抜粋	
【資料 3-3-①-2】	2024 年度看護学部シラバス 抜粋	
【資料 3-3-①-3】	GPA 制度活用	
【資料 3-3-①-4】	2023 年度後期授業評価アンケート(学部用様式)	
【資料 3-3-①-5】	2021・2022 年度授業評価結果(公表:学生フィードバック用)	
【資料 3-3-①-6】	PROG テスト結果一覧	
【資料 3-3-①-7】	ディプロマ・サプリメント	
【資料 3-3-①-8】	2023 年度強化対策対象者選抜一覧	
【資料 3-3-①-9】	聖泉大学看護学部試験合格状況の推移	
【資料 3-3-①-10】	資格取得状況	
【資料 3-3-①-11】	聖泉大学看護学部就職状況の推移(2014 年度～2023 年度)	
【資料 3-3-①-12】	聖泉大学就職・進学率	
【資料 3-3-①-13】	2023 年度学生調査結果(学修時間・学修行動の把握)	
【資料 3-3-①-14】	2023 年度卒業生アンケート調査結果(人間学部・看護学部)	
【資料 3-3-①-15】	2023 年度就職先アンケート調査結果(人間学部・看護学部)	
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック		
【資料 3-3-②-1】	2023 年度後期授業評価アンケート(学部用様式)	【資料 3-3-①-4】に同じ
【資料 3-3-②-2】	2023 年度授業評価結果報告書	
【資料 3-3-②-3】	令和 5(2023)年度第 7 回 IR 室会議議事録	
【資料 3-3-②-4】	アセスメント・ポリシーチェックリスト	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮		
【資料 4-1-①-1】	聖泉大学学長選考任免規程	
【資料 4-1-①-2】	学校法人聖泉学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 4-1-①-3】	聖泉大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 4-1-①-4】	聖泉大学大学院学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 4-1-①-5】	聖泉大学教授会規程	【資料 1-2-①-3】に同じ
【資料 4-1-①-6】	聖泉大学教育研究評議会規程	
【資料 4-1-①-7】	聖泉大学入試・学生募集委員会規程	【資料 2-1-③-5】に同じ
【資料 4-1-①-8】	聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程	
【資料 4-1-①-9】	全学集会(令和 5 年度)	
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築		
【資料 4-1-②-1】	聖泉大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 4-1-②-2】	聖泉大学大学院学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 4-1-②-3】	聖泉大学教育研究評議会規程	【資料 4-1-①-6】に同じ
【資料 4-1-②-4】	聖泉大学教授会規程	【資料 1-2-①-3】に同じ
【資料 4-1-②-5】	学長が定める大学の教育研究に関する重要事項	【資料 1-2-①-4】に同じ
【資料 4-1-②-6】	令和 6 年度理事長と学長等協議	
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-③-1】	学校法人聖泉学園組織規程	
【資料 4-1-③-2】	令和 6(2024)年度全学委員会等分担表	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置		
【資料 4-2-①-1】	聖泉大学教育職員人事規程	
【資料 4-2-①-2】	聖泉大学教育職員資格審査規程	
【資料 4-2-①-3】	教員の採用および資格審査に関わる申し合わせ事項(人間学部)	
【資料 4-2-①-4】	昇任(採用)に関する申し合わせ事項(看護学部)	
【資料 4-2-①-5】	聖泉大学大学院看護学研究科教員の選考に関する申し合わせ事項	
【資料 4-2-①-6】	聖泉大学の教員個人評価に関する規程	
【資料 4-2-①-7】	令和 5(2023)年度聖泉大学教員自己評価票	
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施		
【資料 4-2-②-1】	聖泉大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 4-2-②-2】	聖泉大学ティーチング・ポートフォリオ実施要領	

聖泉大学

【資料 4-2-②-3】	全学 FD 研修会(2021・2022) テーマ:ティーチング・ポートフォリオとは	
4-3. 職員の研修		
4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み		
【資料 4-3-①-1】	FD・SD 研修会次第 (令和 3(2021)年 11 月 26 日開催)	
【資料 4-3-①-2】	聖泉大学 SD (スタッフ・ディベロップメント) の実施方針	
【資料 4-3-①-3】	障がいのある学生への支援研修会資料	
【資料 4-3-①-4】	2023 年度びわ湖東北部地域連携協議会 SD・FD 研修会 テーマ:「大学設置基準改正と大学運営」「大学における資産運用とその役割」	
【資料 4-3-①-5】	学校法人聖泉学園事務系職員個人評価実施要項	
【資料 4-3-①-6】	全学集会 (令和 5 年度)	【資料 4-1-①-9】に同じ
4-4. 研究支援		
4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理		
【資料 4-4-①-1】	2024 年度 研究室配置図	
【資料 4-4-①-2】	学校法人聖泉学園就業規則	
【資料 4-4-①-3】	学内情報通信ネットワークの整備	【資料 2-5-②-5】に同じ
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用		
【資料 4-4-②-1】	聖泉大学における学術研究に関する行動規範	
【資料 4-4-②-2】	聖泉大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程	
【資料 4-4-②-3】	聖泉大学不正防止委員会規程	
【資料 4-4-②-4】	聖泉大学研究倫理規程	
【資料 4-4-②-5】	聖泉大学研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-②-6】	聖泉大学 人を対象とする研究倫理委員会規程	
4-4-③ 研究活動への資源の配分		
【資料 4-4-③-1】	聖泉大学個人研究費取扱要領	
【資料 4-4-③-2】	聖泉大学研究推進委員会規程	
【資料 4-4-③-3】	2023 年度競争的研究費の獲得に向けての学習会(アンケート結果)	
【資料 4-4-③-4】	科学研究費補助金応募・採択状況	
【資料 4-4-③-5】	聖泉大学における学会参加等に対する助成に関する要領	
【資料 4-4-③-6】	聖泉看護研究 2024 vol.13	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
5-1-① 経営の規律と誠実性の維持		
【資料 5-1-①-1】	学校法人聖泉学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-1-①-2】	学校法人聖泉学園寄附行為施行細則	【資料 1-2-①-6】に同じ

聖泉大学

【資料 5-1-①-3】	学校法人聖泉学園就業規則	【資料 4-4-①-2】に同じ
【資料 5-1-①-4】	学校法人聖泉学園公益通報者保護規程	
【資料 5-1-①-5】	学校法人聖泉学園情報公開規程	
【資料 5-1-①-6】	学校法人聖泉学園情報セキュリティ基本規程	
【資料 5-1-①-7】	本学ホームページ（情報公開：ガバナンス・コード） http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai	
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力		
【資料 5-1-②-1】	学校法人聖泉大学寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-1-②-2】	学校法人聖泉学園中期目標・中期計画(第2期 2024～2028)	【資料 1-2-③-2】に同じ
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮		
【資料 5-1-③-1】	節電等の行動計画	
【資料 5-1-③-2】	SEISEN UNIVERSITY 2024 p40 大学敷地内全面禁煙	
【資料 5-1-③-3】	聖泉大学ハラスメント研修会 アンケート結果	
【資料 5-1-③-4】	聖泉大学ハラスメント防止に関する規程	
【資料 5-1-③-5】	聖泉大学ハラスメント防止委員会規程	
【資料 5-1-③-6】	聖泉大学ハラスメント防止に関するガイドライン (2023.3.7 制定)	
【資料 5-1-③-7】	SEISEN UNIVERSITY 2024 p45～p46 キャンパスハラスメント防止	
【資料 5-1-③-8】	聖泉大学個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-③-9】	SEISEN UNIVERSITY 2024 p35 個人情報の利用	
【資料 5-1-③-10】	聖泉大学人を対象とする研究倫理委員会規程	【資料 4-4-②-6】に同じ
【資料 5-1-③-11】	学校法人聖泉学園衛生委員会規程	
【資料 5-1-③-12】	教職員ストレスチェック	
【資料 5-1-③-13】	聖泉大学危機管理規程	
【資料 5-1-③-14】	聖泉学園・聖泉大学緊急連絡網	
【資料 5-1-③-15】	聖泉大学感染症対策委員会規程	
【資料 5-1-③-16】	聖泉大学自衛消防隊消防訓練	
5-2. 理事会の機能		
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性		
【資料 5-2-①-1】	学校法人聖泉学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-2-①-2】	令和 5(2023)年度理事会・評議員会の開催状況	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化		
【資料 5-3-①-1】	理事の担務と業務の進め方	
【資料 5-3-①-2】	令和 6(2024)年度事業目標(重点)進捗状況	
【資料 5-3-①-3】	令和 6 年度理事長と学長等協議	【資料 4-1-②-6】に同じ
【資料 5-3-①-4】	令和 6 年度理事長と学部長面談	
【資料 5-3-①-5】	令和 6 年度教育研究評議会議事録	
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性		

聖泉大学

【資料 5-3-②-1】	学校法人聖泉学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-3-②-2】	監査報告書（令和元年度～令和 5 年度）	【資料 F-11】に同じ
【資料 5-3-②-3】	監査契約書	
5-4. 財務基盤と収支		
5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立		
【資料 5-4-①-1】	学校法人聖泉学園中期目標・中期計画(第 1 期 2019～2023)	【資料 1-1-④-1】に同じ
【資料 5-4-①-2】	活動区分資金収支計算書と経年比較	
【資料 5-4-①-3】	事業活動収支計算書と経年比較	
【資料 5-4-①-4】	学校法人聖泉学園中期目標・中期計画(第 2 期 2024～2028)	【資料 1-2-③-2】に同じ
【資料 5-4-①-5】	令和 6(2024)年度事業計画書	【資料 F-6】に同じ
【資料 5-4-①-6】	令和 5(2023)年度損益分岐点	
5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保		
【資料 5-4-②-1】	令和 5(2023)年度事業報告書	【資料 F-7】に同じ
【資料 5-4-②-2】	令和 6(2024)年度予算要求書の提出について	
【資料 5-4-②-3】	令和 6(2024)年度予算の概要	
【資料 5-4-②-4】	科学研究費補助金応募採択状況	【資料 4-4-③-4】に同じ
5-5. 会計		
5-5-① 会計処理の適正な実施		
【資料 5-5-①-1】	学校法人聖泉学園経理規程	
【資料 5-5-①-2】	学校法人聖泉学園経理規程施行細則	
【資料 5-5-①-3】	学校法人聖泉学園旅費規程	
【資料 5-5-①-4】	予算通知書及び予算編成・執行上の内規事項	
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施		
【資料 5-5-②-1】	監査契約書	【資料 5-3-②-3】に同じ
【資料 5-5-②-2】	監査報告書(令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度)	【資料 F-11】に同じ
【資料 5-5-②-3】	学校法人聖泉学園経理規程 第 9 章	
【資料 5-5-②-4】	学校法人聖泉学園往査実施計画	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立		
【資料 6-1-①-1】	聖泉大学内部質保証の方針	
【資料 6-1-①-2】	聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程	【資料 4-1-①-8】に同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有		
【資料 6-2-①-1】	聖泉大学学則	【資料 F-3】に同じ

聖泉大学

【資料 6-2-①-2】	聖泉大学大学院学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 6-2-①-3】	聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程	【資料 4-1-①-8】に同じ
【資料 6-2-①-4】	本学ホームページ（情報公開：自己点検・評価等） https://www.seisen.ac.jp/kiko	
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析		
【資料 6-2-②-1】	聖泉大学 IR 室規程	
【資料 6-2-②-2】	令和 5 年度 IR 年間スケジュール	
【資料 6-2-②-3】	聖泉大学アセスメント・ポリシー	
【資料 6-2-②-4】	学校法人聖泉学園ファクトブック 2023	
【資料 6-2-②-5】	本学ホームページ(情報公開：学生調査及び授業アンケート結果) https://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai	
6-3. 内部質保証の機能性		
6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性		
【資料 6-3-①-1】	聖泉大学内部質保証の方針	【資料 6-1-①-1】に同じ
【資料 6-3-①-2】	アセスメント・ポリシー	【資料 6-2-②-3】に同じ
【資料 6-3-①-3】	アセスメント・ポリシー チェックリスト	【資料 3-3-②-4】に同じ
【資料 6-3-①-4】	聖泉大学自己点検評価報告書（最新のもの）	
【資料 6-3-①-5】	2023 年度計画進捗管理表	【資料 1-2-③-4】に同じ
【資料 6-3-①-6】	令和 6(2024)年度事業計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 6-3-①-7】	2023 年度聖泉大学 年次報告書	
【資料 6-3-①-8】	聖泉大学ティーチング・ポートフォリオ	

基準 A. 地域連携と社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1 教育活動における地域連携の推進		
A-1-① 地域連携事業推進のための大学間連携と学内体制		
【資料 A-1-①-1】	彦根・長浜地位における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学地域連携プラットフォーム事業連携協議会組織規程	
【資料 A-1-①-2】	びわ湖東北部地域連携協議会中期計画（2019-2024 年度）抜粋	
【資料 A-1-①-3】	環びわ湖大学・地域コンソーシアム組織図	
【資料 A-1-①-4】	聖泉大学地域連携交流センター規程	
【資料 A-1-①-5】	聖泉大学学生地域連携交流委員会内規	
【資料 A-1-①-6】	聖泉大学プラットフォーム事業推進委員会規程	
A-1-② 地域のニーズに即した社会貢献活動		
【資料 A-1-②-1】	彦根市との連携および協力に関する協定書	
【資料 A-1-②-2】	令和 5 年度滋賀県自主防災組織リーダー・防災士養成講座実施要領	
【資料 A-1-②-3】	「防災研修会」案内チラシ	
【資料 A-1-②-4】	シラバス「防災論」人間学部 看護学部	
【資料 A-1-②-5】	令和 5 年度いずみ塾レクリエーション・アイデア集	

聖泉大学

【資料 A-1-②-6】	2023 年度「色と光でつながる健康づくり」「びわ湖東北部三杜秋物語」「肥田城・稲部遺跡歴史ウォーク」案内チラシ	
【資料 A-1-②-7】	2023 年度「市民教養講座」案内チラシ	
【資料 A-1-②-8】	2023 年度「マインドフルネス瞑想体験会」「パパ・ママクラス」「ベビーママヨガ」「帯祝い(安産祈願)の会」案内チラシ	
【資料 A-1-②-9】	2023 年度「ナイチンゲール看護講演会」案内チラシ	
【資料 A-1-②-10】	2023 年度スマイル@聖泉放送日程	
【資料 A-1-②-11】	帽子づくりワークショップ中日新聞 Web 掲載記事	
【資料 A-1-②-12】	2023 年度「モルック体験会」「モルック大会」案内チラシ	
【資料 A-1-②-13】	八幡高等学校高大連携講座 年間スケジュール	
【資料 A-1-②-14】	令和 5(2023)年度第 3 回教育研究評議会議事録	
【資料 A-1-②-15】	近江八幡市立総合医療センターと学校法人聖泉学園との連携に関する協定書 他	
【資料 A-1-②-16】	学校法人聖泉学園聖泉大学臨床教授等称号付与規程	
A-1-③ カリキュラム上の地域貢献活動		
【資料 A-1-③-1】	人間学部シラバス「プロジェクト演習」	【資料 3-2-⑤-2】に同じ
【資料 A-1-③-2】	学生の地域貢献プロジェクト～セブンイレブンの POP デビュー	
【資料 A-1-③-3】	別科助産専攻シラバス「地域母子保健演習」	